

平成21年3月2日 開 会

平成21年3月19日 閉 会

平成21年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

3月2日(月曜日)第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	6
欠席議員.....	7
説明のため出席した者の職氏名.....	7
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	7
開 会(午前10時00分).....	8
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	8
日程第2 会期の決定について.....	8
日程第3 諸般の報告.....	8
日程第4 報第1号から日程第12 議第6号まで.....	8
平野市長提案説明.....	9
日程第13 質 疑(報第1号から議第6号まで).....	12
12番 寺町知正議員質疑.....	12
平野市長答弁.....	12
12番 寺町知正議員質疑.....	13
林総務部長答弁.....	13
12番 寺町知正議員質疑.....	13
林総務部長答弁.....	14
12番 寺町知正議員質疑.....	14
城戸脇総務部次長答弁.....	14
日程第14 討 論(承第1号から議第6号まで).....	15
日程第15 採 決(承第1号から議第6号まで).....	15
日程第16 議第7号から日程第46 議第37号まで.....	16
平野市長提案説明.....	17
日程第47 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について.....	29
久保田 均議会運営委員会委員長提案説明.....	29
散 会(午前11時31分).....	29

3月11日（水曜日）第2号

議事日程.....	31
本日の会議に付した事件.....	33
出席議員.....	36
欠席議員.....	36
説明のため出席した者の職氏名.....	36
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	36
開　　議（午前10時00分）.....	37
日程第1　議第38号　平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）.....	37
平野市長提案説明.....	37
日程第2　質　　疑（議第7号から発議第1号まで及び議第38号）.....	38
5番　横山哲夫議員質疑.....	38
土井産業経済部長答弁.....	38
5番　横山哲夫議員質疑.....	38
土井産業経済部長答弁.....	39
5番　横山哲夫議員質疑.....	39
土井産業経済部長答弁.....	39
5番　横山哲夫議員質疑.....	39
梅田基盤整備部長答弁.....	39
5番　横山哲夫議員質疑.....	40
梅田基盤整備部長答弁.....	40
5番　横山哲夫議員質疑.....	41
梅田基盤整備部長答弁.....	41
5番　横山哲夫議員質疑.....	41
恩田教育委員会事務局長答弁.....	41
5番　横山哲夫議員質疑.....	42
恩田教育委員会事務局長答弁.....	42
9番　武藤孝成議員質疑.....	42
土井産業経済部長答弁.....	42
9番　武藤孝成議員質疑.....	43
土井産業経済部長答弁.....	43
9番　武藤孝成議員発言.....	43

10番 影山春男議員質疑.....	44
土井産業經濟部長答弁.....	44
10番 影山春男議員質疑.....	44
松影市民環境部長答弁.....	44
10番 影山春男議員質疑.....	45
松影市民環境部長答弁.....	45
10番 影山春男議員質疑.....	45
松影市民環境部長答弁.....	46
10番 影山春男議員質疑.....	46
松影市民環境部長答弁.....	46
10番 影山春男議員發言.....	47
7番 田垣隆司議員質疑.....	47
笠原保健福祉部長答弁.....	47
7番 田垣隆司議員質疑.....	47
笠原保健福祉部長答弁.....	47
7番 田垣隆司議員質疑.....	48
笠原保健福祉部長答弁.....	48
7番 田垣隆司議員質疑.....	48
上野消防長答弁.....	49
14番 小森英明議員質疑.....	50
林總務部長答弁.....	50
14番 小森英明議員質疑.....	51
林總務部長答弁.....	51
休 憩（午前10時49分）.....	51
再 開（午前11時10分）.....	51
16番 久保田 均議員質疑.....	51
林總務部長答弁.....	51
16番 久保田 均議員質疑.....	52
林總務部長答弁.....	52
16番 久保田 均議員質疑.....	53
林總務部長答弁.....	53
16番 久保田 均議員質疑.....	53

恩田教育委員会事務局長答弁.....	54
16番 久保田 均議員質疑.....	54
恩田教育委員会事務局長答弁.....	54
16番 久保田 均議員質疑.....	54
恩田教育委員会事務局長答弁.....	54
16番 久保田 均議員質疑.....	55
恩田教育委員会事務局長答弁.....	55
16番 久保田 均議員質疑.....	55
恩田教育委員会事務局長答弁.....	55
16番 久保田 均議員質疑.....	56
恩田教育委員会事務局長答弁.....	56
16番 久保田 均議員質疑.....	56
恩田教育委員会事務局長答弁.....	56
16番 久保田 均議員質疑.....	56
恩田教育委員会事務局長答弁.....	56
16番 久保田 均議員質疑.....	56
恩田教育委員会事務局長答弁.....	56
16番 久保田 均議員質疑.....	57
恩田教育委員会事務局長答弁.....	57
16番 久保田 均議員発言.....	57
1番 上野欣也議員質疑.....	58
林総務部長答弁.....	58
1番 上野欣也議員質疑.....	58
松影市民環境部長答弁.....	59
1番 上野欣也議員質疑.....	59
林総務部長答弁.....	60
1番 上野欣也議員質疑.....	60
林総務部長答弁.....	60
1番 上野欣也議員発言.....	61
4番 尾関律子議員質疑.....	61
上野消防長答弁.....	61
4番 尾関律子議員質疑.....	61
上野消防長答弁.....	62
4番 尾関律子議員質疑.....	62

土井産業經濟部長答弁.....	62
4番 尾関律子議員質疑.....	62
土井産業經濟部長答弁.....	62
4番 尾関律子議員質疑.....	62
土井産業經濟部長答弁.....	63
4番 尾関律子議員質疑.....	63
梅田基盤整備部長答弁.....	63
4番 尾関律子議員質疑.....	63
梅田基盤整備部長答弁.....	63
4番 尾関律子議員質疑.....	64
恩田教育委員会事務局長答弁.....	64
4番 尾関律子議員質疑.....	64
恩田教育委員会事務局長答弁.....	64
4番 尾関律子議員発言.....	65
6番 宮田軍作議員質疑.....	65
土井産業經濟部長答弁.....	65
休 憩（午前11時56分）.....	65
再 開（午後1時00分）.....	65
12番 寺町知正議員質疑.....	65
笠原保健福祉部長答弁.....	65
12番 寺町知正議員質疑.....	66
笠原保健福祉部長答弁.....	67
12番 寺町知正議員質疑.....	67
笠原保健福祉部長答弁.....	67
12番 寺町知正議員質疑.....	68
松影市民環境部長答弁.....	68
12番 寺町知正議員質疑.....	69
松影市民環境部長答弁.....	69
12番 寺町知正議員質疑.....	69
松影市民環境部長答弁.....	70
12番 寺町知正議員質疑.....	70
梅田基盤整備部長答弁.....	70

12番 寺町知正議員質疑.....	71
梅田基盤整備部長答弁.....	71
12番 寺町知正議員質疑.....	72
梅田基盤整備部長答弁.....	72
12番 寺町知正議員質疑.....	72
笠原保健福祉部長答弁.....	72
12番 寺町知正議員質疑.....	73
笠原保健福祉部長答弁.....	73
12番 寺町知正議員質疑.....	73
笠原保健福祉部長答弁.....	73
16番 久保田 均議員質疑.....	74
林総務部長答弁.....	74
笠原保健福祉部長答弁.....	74
12番 寺町知正議員質疑.....	74
笠原保健福祉部長答弁.....	74
12番 寺町知正議員質疑.....	75
笠原保健福祉部長答弁.....	75
12番 寺町知正議員質疑.....	75
松影市民環境部長答弁.....	75
12番 寺町知正議員質疑.....	75
松影市民環境部長答弁.....	76
12番 寺町知正議員質疑.....	76
松影市民環境部長答弁.....	76
12番 寺町知正議員質疑.....	76
笠原保健福祉部長答弁.....	76
12番 寺町知正議員質疑.....	77
笠原保健福祉部長答弁.....	77
12番 寺町知正議員質疑.....	77
笠原保健福祉部長答弁.....	77
12番 寺町知正議員質疑.....	77

	笠原保健福祉部長答弁.....	78
	12番 寺町知正議員質疑.....	78
休	憩（午後 1 時43分）.....	78
再	開（午後 1 時44分）.....	78
	笠原保健福祉部長答弁.....	78
	12番 寺町知正議員質疑.....	78
	笠原保健福祉部長答弁.....	79
	12番 寺町知正議員質疑.....	79
	松影市民環境部長答弁.....	79
	12番 寺町知正議員質疑.....	79
	松影市民環境部長答弁.....	79
	12番 寺町知正議員質疑.....	79
	松影市民環境部長答弁.....	80
	12番 寺町知正議員質疑.....	80
	松影市民環境部長答弁.....	80
	12番 寺町知正議員質疑.....	80
	土井産業経済部長答弁.....	80
	12番 寺町知正議員質疑.....	81
	土井産業経済部長答弁.....	81
	12番 寺町知正議員質疑.....	81
	土井産業経済部長答弁.....	82
	12番 寺町知正議員質疑.....	82
	土井産業経済部長答弁.....	82
	12番 寺町知正議員質疑.....	82
	土井産業経済部長答弁.....	83
	12番 寺町知正議員質疑.....	83
	梅田基盤整備部長答弁.....	83
	12番 寺町知正議員質疑.....	83
	梅田基盤整備部長答弁.....	83
日程第 2	委員会付託（議第 7 号から議第38号まで）.....	84
散	会（午後 2 時03分）.....	84

3月17日（火曜日）第3号

議事日程.....	85
本日の会議に付した事件.....	85
出席議員.....	85
欠席議員.....	85
説明のため出席した者の職氏名.....	85
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	85
開　　議（午前10時00分）.....	87
日程第1　一般質問.....	87
1．5番　横山哲夫議員質問.....	87
（1）定額給付金給付事業と子育て応援特別手当給付事業について.....	87
林総務部長答弁.....	88
横山哲夫議員質問.....	90
林総務部長答弁.....	90
（2）消防団の確保対策について.....	92
上野消防長答弁.....	93
横山哲夫議員質問.....	94
上野消防長答弁.....	95
横山哲夫議員質問.....	96
上野消防長答弁.....	96
（3）新型インフルエンザ対策について.....	96
笠原保健福祉部長答弁.....	97
2．6番　宮田軍作議員質問.....	98
（1）予防接種の広域化.....	98
笠原保健福祉部長答弁.....	99
宮田軍作議員質問.....	99
笠原保健福祉部長答弁.....	100
（2）地上デジタル放送に伴う、山県市有線テレビ放送の対応について.....	100
林総務部長答弁.....	101
宮田軍作議員質問.....	102
平野市長答弁.....	102
宮田軍作議員発言.....	103

休 憩（午前11時09分）	103
再 開（午前11時25分）	103
3 . 2 番 石神 真議員質問	103
(1) 雇用対策の一つとして	103
土井産業経済部長答弁	104
石神 真議員質問	105
土井産業経済部長答弁	105
石神 真議員質問	105
土井産業経済部長答弁	106
4 . 4 番 尾関律子議員質問	107
(1) 定額給付金について	107
林総務部長答弁	108
尾関律子議員質問	108
林総務部長答弁	109
尾関律子議員質問	109
平野市長答弁	109
(2) 放課後児童クラブについて	110
森田教育長答弁	111
尾関律子議員質問	111
笠原保健福祉部長答弁	111
(3) 地上デジタル放送について	112
林総務部長答弁	112
尾関律子議員質問	114
林総務部長答弁	114
尾関律子議員質問	114
森田教育長答弁	114
休 憩（午後 0 時09分）	115
再 開（午後 1 時10分）	115
5 . 1 番 上野欣也議員質問	115
(1) 職員の研修の現状について	115
林総務部長答弁	116
(2) 職員の処遇の手法について	118

林総務部長答弁.....	119
(3) 人事考課制度の導入について.....	120
林総務部長答弁.....	121
上野欣也議員発言.....	122
6.3番 杉山正樹議員質問.....	123
(1) 社会保障関連経費の財源について.....	123
林総務部長答弁.....	123
杉山正樹議員質問.....	124
平野市長答弁.....	125
杉山正樹議員質問.....	126
平野市長答弁.....	126
休 憩 (午後2時02分).....	127
再 開 (午後2時15分).....	127
7.12番 寺町知正議員質問.....	127
(1) 文化的、教育的な業務や施設の民間委託、民営化、指定管理はやめよう... ..	127
嶋井副市長答弁.....	129
寺町知正議員質問.....	131
嶋井副市長答弁.....	131
(2) 有害鳥獣・捕獲駆除されたイノシシの多さは不自然.....	132
土井産業経済部長答弁.....	134
寺町知正議員質問.....	135
休 憩 (午後2時41分).....	136
再 開 (午後2時44分).....	136
土井産業経済部長答弁.....	136
寺町知正議員質問.....	137
土井産業経済部長答弁.....	138
寺町知正議員質問.....	138
土井産業経済部長答弁.....	138
(3) 市民経済は苦しい。市民負担増の次は、職員給与率も削減すべき.....	138
林総務部長答弁.....	140
寺町知正議員発言.....	142
散 会 (午後3時04分).....	142

3月19日（木曜日）第4号

議事日程.....	143
本日の会議に付した事件.....	148
出席議員.....	153
欠席議員.....	153
説明のため出席した者の職氏名.....	153
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	154
開　　議（午前10時00分）.....	155
日程第1　常任委員会委員長報告.....	155
休　　憩（午前10時06分）.....	156
再　　開（午前10時09分）.....	156
日程第2　委員長報告に対する質疑.....	158
日程第3　討　　論（議第7号から発議第1号まで）.....	158
日程第4　採　　決（議第7号から発議第1号まで）.....	158
日程第5　特別委員会中間報告について.....	164
日程第6　質　　疑.....	165
日程第7　議員派遣の件.....	166
休　　憩（午前10時40分）.....	166
再　　開（午前10時41分）.....	166
閉　　会（午前10時43分）.....	167
会議録署名者.....	167

平成21年 3月 2日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 3月2日(月曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成21年3月2日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第1号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更の専決処分について
- 日程第5 承第1号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第6 承第2号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第7 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議第2号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第9 議第3号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第10 議第4号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第11 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第12 議第6号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第13 質 疑
- 報第1号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更の専決処分について
- 承第1号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 承第2号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第3号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第4号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

- 議第 6 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第14 討 論
- 承第 1 号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 承第 2 号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 議第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 2 号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第 3 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 4 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 5 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 6 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第15 採 決
- 承第 1 号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 承第 2 号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 議第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 2 号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第 3 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 4 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 5 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 6 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第16 議第 7 号 山県市市民栄誉賞条例について
- 日程第17 議第 8 号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第 9 号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 日程第23 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

		いて
日程第24	議第15号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第16号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第17号	山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27	議第18号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第19号	山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第20号	平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第30	議第21号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第31	議第22号	平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第32	議第23号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第33	議第24号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第34	議第25号	平成21年度山県市一般会計予算
日程第35	議第26号	平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第36	議第27号	平成21年度山県市老人保健特別会計予算
日程第37	議第28号	平成21年度山県市介護保険特別会計予算
日程第38	議第29号	平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第39	議第30号	平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第40	議第31号	平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第41	議第32号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第42	議第33号	平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第43	議第34号	平成21年度山県市水道事業会計予算
日程第44	議第35号	南山辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第45	議第36号	市道路線の認定について
日程第46	議第37号	市道路線の変更について
日程第47	発議第1号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第1号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更の専決処分について
- 日程第5 承第1号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第6 承第2号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第7 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議第2号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第9 議第3号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第10 議第4号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第11 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第12 議第6号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第13 質 疑
- 報第1号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更の専決処分について
- 承第1号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 承第2号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第3号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第4号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第6号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第14 討 論
- 承第1号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 承第2号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

- 議第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 2 号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第 3 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 4 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 5 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 6 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第15 採 決
- 承第 1 号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 承第 2 号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 議第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 2 号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第 3 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 4 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 5 号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第 6 号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第16 議第 7 号 山県市市民栄誉賞条例について
- 日程第17 議第 8 号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第 9 号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 日程第23 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第27	議第18号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第19号	山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第20号	平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第30	議第21号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第31	議第22号	平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第32	議第23号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第33	議第24号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第34	議第25号	平成21年度山県市一般会計予算
日程第35	議第26号	平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第36	議第27号	平成21年度山県市老人保健特別会計予算
日程第37	議第28号	平成21年度山県市介護保険特別会計予算
日程第38	議第29号	平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第39	議第30号	平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第40	議第31号	平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第41	議第32号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第42	議第33号	平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第43	議第34号	平成21年度山県市水道事業会計予算
日程第44	議第35号	南山辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第45	議第36号	市道路線の認定について
日程第46	議第37号	市道路線の変更について
日程第47	発議第1号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君

15番 村瀬伊織君

16番 久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業経済部長	土井誠司君	基盤整備部長	梅田修一君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	山田利朗君
消防長	上野敏信君	総務部次長	城戸脇研一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	林強臣		

午前10時00分開会

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、1番 上野欣也君、5番 横山哲夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から3月19日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より3月19日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤根圓六君） 日程第3、諸般の報告。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成20年12月分から2月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号から日程第12 議第6号まで

議長（藤根圓六君） 日程第4、報第1号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更の専決処分について、日程第5、承第1号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、日程第6、承第2号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、日程第7、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第8 議第2号

山県市公平委員会委員の選任同意について、日程第9、議第3号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第10、議第4号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第11、議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第12、議第6号 山県市教育委員会委員の任命同意について、以上の9議題を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年山県市議会第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、日増しに暖かさも増し、花のつばみもほころぶ季節となってまいりました。ことしも昨年に引き続きまして暖冬でございまして、積雪も少なく、穏やかなうちに春を迎えることができました。

しかしながら、国内の経済情勢はいまだ冬を抜け出す兆しもなく、景気の後退は深刻な雇用の悪化を招き、国民生活に大きな不安感をもたらしているところでございます。

国におきましては、平成20年度の第2次補正予算として、緊急の景気対策予算を可決され、地域活性化・生活対策臨時交付金や定額給付金などの予算化が図られておるところでございます。

これに伴います財源の関連法案は国会におきまして審議中でございますが、これらが可決されましたら、本市におきましても、交付金につきましては、保育園や消防署の耐震工事などを前倒しして実施することで有効活用を図るとともに、定額給付金などにつきましても、可能な限り早く給付できるよう事務を進めていく所存でございます。

さて、平成14年度から取り組んでまいりました鳥羽川サイクリングロードが今月に完成をいたします。3月20日には、やまがたジョギング大会に合わせて鳥羽川サイクリングロード開通記念式典をとり行い、市民の皆様とともに竣工式をお祝いいたしたいと考えております。

今後は、四国山香りの森公園一帯の魅力の向上と市民の健康増進、安らぎの場として、さらなる利活用の促進を図ってまいりますので、皆様にも積極的にこの施設を御利用いただきまして、イベント開催や市内外での交流を通じて、地域活性化のモデルとなるようにこの施設を育てていただくことを期待いたしておる次第でございます。

また、美山中学校の整備事業につきましては、平成20年度と21年度の2カ年で進めておりますが、体育館につきましては、今月中に完成をいたします。この体育館は旧体育館の約2倍の広さがあり、学校の授業、部活動等を初め、市民の皆様への社会開放とい

う点からも、バレーボール、バドミントンなど各種スポーツ競技を行っていただきますよう十分な配慮をしておるところでございます。御活用いただきますとともに、今後この体育館の竣工と同時に皆さんの活用をお願いするものでございます。なお、この体育館の竣工式は3月29日にとり行う予定でございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

内容につきましては、報告案件1件、専決処分案件2件、人事案件6件の計9案件でございます。

初めに、報第1号 山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更の専決処分につきましてでございます。

この案件につきましては、山県市公共下水道高富浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成21年1月20日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告をするものでございます。

本協定の内容は、高富浄化センターの汚泥脱水機の設備とその運転を制御する電気設備を日本下水道事業団に委託しまして、事業団が発注、施工するものでございます。

変更内容としましては、工事請負差金の減額と空気量の調整機器等の追加工事の増額などを合わせて1,000万円の減額でございます。これによりまして、当初の委託協定金額1億6,800万円から1億5,800万円に改めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー3、承第1号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分につきましては、既定の歳入歳出の予算に2,007万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を138億2,427万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、このたびの国の平成20年度第2次補正予算の決定に伴い、至急予算措置をすることが必要となった定額給付金給付事業等の事務費につきまして補正をし、繰越明許費につきましては、事業が終了するまでの事務費を繰り越そうとするものでございます。

歳出の款ごとに順次概要の御説明を申し上げます。

まず、総務費につきましては、総務管理費で、定額給付金給付事業の事務費に係る経費といたしまして、郵便代、振り込み手数料等の役務費を初めとして、合計1,900万円を追加補正いたしております。財源といたしましては、事務費の総額と同額の定額給付金給付事務費補助金を追加補正いたしております。

民生費につきましては、児童福祉費で、子育て応援特別手当金給付事業の事務費に係る経費を補正いたしております。内容につきましては、定額給付金給付事業に係る追加

補正とほぼ同じ内容の科目につきまして、事業量に応じた金額として107万円を追加補正いたしております。財源といたしましては、こちらも事務費の総額と同額の子育て応援特別手当事務取扱交付金を追加補正いたしております。

その他、歳入といたしましては、公共下水道事業特別会計繰入金119万9,000円を追加補正し、同額の財政調整基金繰入金を減額補正いたしております。

以上、平成21年2月17日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めますのでございます。

続きまして、承第2号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算総額に907万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を11億5,919万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、国道256号の用地として高富浄化センター用地の一部を売却することにより、用地取得時の財源といたしまして返還しなければならなくなりましたための補正予算でございます。

歳出といたしましては、国庫補助金及び県補助金の返還金、市債につきましては元金の一部繰り上げ償還分、一般会計への繰り出し金を追加補正いたしております。

歳入といたしましては、歳出合計と同額の用地売却代金を追加補正するものでございます。

以上、平成21年2月17日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めますのでございます。

次に、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、山県市中洞208番地にお住まいの古田豊行氏を人権擁護委員に推薦することにつきまして、議会の意見を求めますのでございます。任期は3年でございます。

古田氏は、人権の重要性をよく認識され、人格識見ともに適任と思われまますので、推薦しようとするものでございます。

次に、議第2号 山県市公平委員会委員の選任同意につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、山県市富永690番地3にお住まいの木野村嘉朗氏を公平委員会委員に選任することにつきまして、議会の同意を求めますのでございます。任期は4年でございます。

木野村氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関しても識見を有しておられ、適任と思われまますので、選任しようとするものでございます。

次に、議第3号から議第5号までの山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、山県市高富1650番地にお住まいの中村孝太郎氏、山県市船越220番地1にお住まいの山口秋男氏、山県市平井270番地にお住まいの田中義文氏の3氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。任期は3年でございます。

以上3名の方々は、固定資産評価の公平かつ重要性を十分認識され、適任と思われるので、選任しようとするものでございます。

次に、議第6号 山県市教育委員会委員の任命同意につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、山県市大森631番地104にお住まいの田中唯二氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。任期は4年でございます。

田中氏は、平成20年5月15日から委員長として御活躍をいただいております、責任感が強く、公平で誠実な人柄であり、教育行政に卓越した知識を有し、適任者と思われまので、任命しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

日程第13 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第13、質疑。

報第1号から議第6号までの9議題に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

12番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、資料の3の承第1号、補正予算についてですけど、8ページのあたりですけれども、歳出のところですね。

定額給付金ということで説明がありましたが、できるだけ早く交付したいということで、事務費を専決したということです。

それで、事務費だけとして、今後、まず議会との関係ですが、いわゆる給付金の本体というのは、いずれ国会で通ればということだとは新聞に出ていますけれども、山県市議会としては事務費以外にどういう手続が今後生じてくるのか、まず、その説明をお願いしたいです。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

ただいまの御質問でございますが、現在、事務費につきましては、国からの細部的な指示もありまして、各市町村ともそういった関係で進めておるようでございますが、山梨市もそれに乗りまして、なるべく早く支給するというのが建前だと思いますので、そういった事務手続をするために事務費の専決処分をお願いするものでございますが、本体の事務事業費といえますか、交付金そのものにつきましては、先ほども述べましたように、現在、国において審議中でございますので、その法案が成立した段階でなるべく早い機会に、法案が成立しましたら補正予算として計上し、議会のまた御審議をいただいてからそういった事務を進めていくということでございますので、よろしく願います。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 国会で通ったら、いずれまた補正ということですね。

それで、そもそもできるだけ早くという趣旨ですけれども、たしか10日ほど前ですか、某新聞に、県内では山梨市ともう一つが早く給付するための手続を進めるために、しかも3月中にできるだろうという趣旨で出ていたのですが、市長はそのこと、新聞を読んだのかということと、実際に3月中に市民の手に届くことは可能なんでしょうか。新聞にはそう出ていましたので、そのあたりの説明をお願いします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 日程につきましては、今それぞれ検討中でございますけれども、事務的な手続につきましても検討しております。

それで、全体の支給につきましては4月になってからかと思いますが、当初、3月の末ごろにはできましたら支給したいという前提で事務処理の準備をただいま進めております。

12番（寺町知正君） 新聞を読んだかどうかは。新聞を読みましたか。

総務部長（林 宏優君） 新聞は読んでおりません。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 読売新聞に大きく出ていたのですが、3月中に山梨市ともう一つ支給できるであろうという趣旨で書いてありましたね。それを期待している市民も多いのではないかとというのが普通の見方なんですよ。

新聞に出た以上、情報提供は行政から出ているわけですから、もちろん書いたのは記者だったからニュアンスが違うかもしれない。そのあたり、市はどういう情報を出して、県内で2つのうちの1つとして3月に給付できるだろうと書かれたのかということ、どういう情報を出したのかということ、なぜそう書かれたのかということ。

先ほどおっしゃった、4月になるであろう、できれば3月下旬に一部もということとは大分ニュアンスが違いますが、そのあたりをもう再々質問だからきっちりと答えてください。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほども申しましたように、目標では3月の下旬に支給したいということでございますけれども、まず、申請書をお送りいたしますので、その申請書が市のほうへ出てきて、そして、それをチェックする時間もかかりますので。そうした申請を出しまして、いち早く、それぞれ申請書が提出されましたら、そのものにつきましては可能な限り3月の下旬ごろにはまず第1回の支給は行いたいという前提で、先ほども申しましたように、事務処理を進めておるところでございます。

12番（寺町知正君） それで、新聞記事について答えていただけますか。知っている人、じゃ。

総務部長（林 宏優君） 新聞記事は、私。何新聞に出ておりました。

12番（寺町知正君） 読売新聞ですけど。執行者の人は読んでいるでしょう。

議長（藤根圓六君） 城戸脇総務部次長。

総務部次長（城戸脇研一君） それでは、今の件についてお答えさせていただきます。

読売新聞社のほうから私どもの定額給付金対策室のほうへ取材がございました。そのときにお答えをいたしましたのは、3月下旬から4月上旬ぐらいになるであろうということをお答えいたしました。努力目標といたしまして、何とか3月下旬にも、もしできることであればやっていきたいという目標としてお答えをしております。

ただ、その後いろいろな、振り込みをいたしますのにいろいろな期間がかかりますとか、そういった状況が変わってまいっておりますので、あくまでも目標ということで、確実に3月下旬にできるということをお答えしたわけではございません。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終了いたします。

報第1号は、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知願います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承第1号から議第6号までの8議題は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第14 討論

議長（藤根圓六君） 日程第14、討論を行います。

最初に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第15 採決

議長（藤根圓六君） 日程第15、採決を行います。

承第1号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

承第2号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第2号 山県市公平委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第3号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第4号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第5号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第6号 山県市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第16 議第7号から日程第46 議第37号まで

議長（藤根圓六君） 日程第16、議第7号 山県市市民栄誉賞条例について、日程第17、議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について、日程第18、議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第20、議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、日程第23、議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第15号 山県市福祉

医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第7号)、日程第30、議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第31、議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第32、議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第33、議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)、日程第34、議第25号 平成21年度山県市一般会計予算、日程第35、議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第36、議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算、日程第37、議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算、日程第38、議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第39、議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第40、議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第41、議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第42、議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第43、議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算、日程第44、議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について、日程第45、議第36号 市道路線の認定について、日程第46、議第37号 市道路線の変更について、以上31議案を一括議題として、提案者の説明を求めます。

平野市長。

市長(平野 元君) ただいまは、専決処分案件、人事案件につきまして議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、引き続き、平成21年度当初予算を初め条例などにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、私の基本的な施政方針といたしまして若干述べさせていただきます。

現在、世界の金融資本市場は100年に一度と言われるほどの混乱に陥っており、2008年10月から12月期の実質GDP(国内総生産)成長率は、戦後2番目の低さを記録したところでございます。今は、危機的な状況にある経済の立て直しと雇用対策が急務でございますが、政府は、平成20年度の第2次補正予算において緊急的な経済対策を決められたところでございます。

定額給付金及び子育て応援特別手当につきましては、本市も定額給付金対策室を設置して事務処理を集中的に行うことといたしております。国の関連法案が可決されましたら、市民の皆様へ可能な限り早く給付できますよう努めてまいり所存でございます。

また、企業の雇用調整により解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされている非正規労働者や中高年齢者の生活の安定を図る上で、次の雇用へのつなぎ的雇用就業機会の創出として緊急雇用創出事業を積極的に実施し、雇用の促進を図ってまいり所存でございます。

平成17年度から実施してまいりました第2次山県市行政改革大綱実施計画は、平成21年度が5年目の区切りの年となります。これまでに経費節減や職員削減を進めてまいりましたが、おおむね順調な執行状況であると考えております。

職員数につきましては、平成15年度当初時432人を平成21年度当初では372人と60人を削減いたしました。あわせまして、平成21年度からは、係長以上のボーナスの加算措置を見直すことにより、人件費の削減をいたしたところでございます。

こうした中で、平成21年4月からは組織機構改革を実施して、より効率的な組織体制を確立するとともに、市民相談業務と市民窓口事務の充実を図り、市民サービスの利便性の向上を図るための組織改編を行うところでございます。

現行組織から1部1課を削減し、教育委員会には生涯学習課内に国体推進室を設置いたします。市民環境部におきましては、市民の利便性向上を図るため、各種相談や防犯などの市民生活に直結した業務を集約するとともに、福祉関係の窓口を設置して各種届け出の受付を一元的に行ってまいりたいと考えております。また、消費者行政関係につきましては、平成21年度には国において消費者庁を設置される予定でございますが、住民の皆様身近な場所で消費者問題へ適切に対応するよう、各市町村に消費生活相談や情報を受けられる体制づくりを進めることが望まれておりますので、国の地方消費者行政活性化事業を活用して、市民相談の拡充や相談員などのレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

さて、こうした中で、平成21年度予算の編成に当たりましては、職員一人一人が本市の財政状況を十分に認識し、その上で、事務事業の見直しを図り、職員が知恵を絞りながら、広げるものは広げ、絞り込むものは絞り込むとした、メリハリをつけて全職員が一丸となって健全な財政運営を図っていくため取り組んでおり、一層その進展を図ることといたしております。

新規事業といたしましては、特に子育て、安全、安心、環境に配慮したところでございます。

いわゆるふるさと納税につきましては、5名の方から合計23万円の御寄附をいただきました。まことにありがとうございます。この御寄附につきましては、御指定をいただきました各種事業においてそれぞれ有効活用をさせていただきます。

また、平成21年度は総合計画の後期基本計画（平成22年から26年）の策定を行います。が、予算は最小限度とし、職員がプロジェクトチームを組んで知恵を出し合おうとする。とともに、市民の皆様と一緒に山梨市のまちづくりを考えていきたいと考えております。

なお、昨年開催いたしました市政座談会におきましていただきました市民の皆様の貴重な御意見、御要望などにつきましても、予算や総合計画の中に反映すべく考えておりますが、何と申しましても限りある財源の中でございますので、御理解をいただかなければならない面も多分にあるかと考えております。

いずれにしましても、厳しい財政状況の中、今後とも健全な財政運営を推進していくため行財政改革に積極的に取り組むとともに、予算の執行段階においても効率的かつ効果的な執行に努めてまいりたいと考えております。平成21年度予算の編成につきましては、このような思いを踏まえ、その編成に当たったところでございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

内容につきましては、条例案件13件、予算案件15件、その他の案件3件の計31案件でございます。

資料ナンバー5、議第25号から議第34号で提案しております平成21年度における一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算の概要をまず最初に御説明申し上げます。

平成21年度当初予算の予算額は、一般会計156億7,000万円、特別会計70億9,773万4,000円、企業会計4億3,357万円、全会計を合わせますと予算規模は232億130万4,000円で、対前年度比約6.4%の増加でございます。

一般会計につきましては、前年度に対して19億1,000万円の増額で、最終年度でございますクリーンセンターの建設事業費が大幅に増加しており、対前年度比約13.9%の伸びとなっております。2年続けて積極型の予算としたところでございます。

特別会計におきましては、平成20年度から老人保健が後期高齢者医療制度に移行したことにより、老人保健特別会計は3億1,361万円の大幅な減額、対前年度比約97.8%の減少でございます。国民健康保険特別会計は、共同事業拠出金などの減少により2億50万円の減額、介護保険特別会計は、介護報酬の改定及び介護サービスの利用者の増加により1億300万円の増加、公共下水道事業特別会計は、処理場建設工事費が減少するため約4,761万円の減額、特別会計全体では5億1,338万円の減額で、対前年度比約6.8%の減少

となっております。

また、水道事業会計におきましては、設備改良工事等の減少に伴い約171万円の減額、対前年度比約0.4%の減少となっております。

次に、平成21年度における予算財源の措置について御説明を申し上げます。

まず、市税につきましては、固定資産税は評価がえにより家屋分で減少、市民税は法人分で減少はあるものの、個人分で前年度実績を勘案し、市税総額では前年度とほぼ同額の約31億2,000万円を見込んでおるところでございます。

また、地方交付税につきましては、普通交付税で生活防衛のための緊急対策としての地域雇用創出推進費を加算するとともに、合併特例債等の公債費の交付税措置を加味して算出し、特別交付税と合わせまして8,000万円増の41億8,000万円を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、児童手当負担金や障害者自立支援給付費負担金、美山中学校建築に伴う公立学校施設整備費負担金及び補助金、新クリーンセンター建設による循環型社会形成推進交付金等で約9億453万円増の16億4,241万円を計上いたしております。

また、市債につきましては、新クリーンセンター整備事業や美山中学校建築事業などの財源として、合併特例債29億2,360万円、臨時財政対策債6億4,000万円、過疎対策事業債等総額で36億9,940万円を予算化いたしております。

基金繰入金につきましては、財政調整基金は3億7,786万5,000円、減債基金は2億円、魅力あるまちづくり基金は2億5,000万円、クリーンセンター施設整備費基金は5,000万円、ふるさと応援基金は23万円の計8億7,809万5,000円を予算化いたしております。

以下、第1次総合計画の基本構想に掲げております6つの柱に基づきまして、平成21年度の主要施策を述べさせていただきます。

まず最初に、健やかで安らかなまちづくりについてでございます。

保健事業につきましては、健康づくりとして、健康山県21に掲げました目標の実現に向け、健康意識の啓発を行うとともに、健康づくりの活動を担う市民団体の育成、地域へ出向いて行う健康講座や健康相談等の開催など市民の皆様と一緒に健康づくりを進めてまいります。各種の健康診査事業につきましても、受診者の利便性を図るため、個人負担金の徴収や健診結果を医療機関から直接通知できるように改善してまいります。

妊婦一般健康診査につきましては、受診票の交付枚数を5枚から14枚に増やして受診機会を拡充いたします。

福祉事業につきましては、地域福祉のまちづくりの実現に向け、昨年3月に策定いたしました地域福祉推進計画に基づきまして、市社会福祉協議会や市民会議と提携をいた

しまして各種事業を進めてまいります。

また、安心・安全のまちづくりを推進するため、75歳以上の高齢者世帯や重度障害者のみの世帯が家具転倒防止器具を取りつけた場合に、助成金を支給する制度を新たに設けております。器具の取り付けなどにつきましては、NPO法人市災害ボランティアサポートセンターに支援をお願いしていく所存でございます。

次世代の育成支援策としまして、安心して子供を産み育てる環境づくりとして、保護者の皆様からニーズの高い一時保育や放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業を引き続き実施してまいります。

少子化対策の一環といたしまして、第3子以降の出産に対して出産祝い金を支給する事業を引き続き実施してまいります。また、市単独で実施しております医療費助成につきましても、入院時の自己負担額助成は中学校3年生までの義務教育終了時までに加えまして、小学校1年生から3年生までの通院医療費助成を新たに実施してまいります。

お年寄りの活動促進のためのいきいき推進券配布事業につきましては、77歳以上の方を対象に、1人当たり3,000円の配布を引き続き実施してまいります。

また、防災対策といたしましては、災害時用非常食等を順次更新するため、非常時に対処するため、高富及び伊自良地域に美山地域と同等の発電機や投光器等の防災備蓄用資材を購入し、災害に備えてまいります。また、木造住宅に対する耐震診断は個人負担なしで実施をいたし、耐震補強工事に対する補助も継続していく予定でございます。

次に、2つ目は、便利で快適なまちづくりについてでございます。

総合交通体系の整備につきましては、本市の玄関口となる東海環状自動車道のインターチェンジの早期完成につきまして引き続き国や県へ働きかけてまいる所存でございます。インターチェンジ周辺の基盤整備を図ってまいります。また、国道256号、国道418号及び主要地方道関・本巢線を初めとする県道の整備につきましても、国及び県へ強く働きかけてまいる所存でございます。市道等の整備につきましても順次進めてまいりますが、橋梁につきましては、市内に建設後50年以上を経過した老朽橋も多く、これに対応するため、15メートル以上の橋の点検診断調査を3年計画で実施し、その対応に努めてまいります。

自主運行バスにつきましては、市民の大切な交通手段となっており、市内循環線を含む5路線を引き続き運行してまいりたいと考えております。

公共交通の確保につきましては、現在運行しております路線バスの利用状況を勘案し、利便性やコスト面等を十分検討してまいりたいと考えております。

また、公園の整備につきましては、鳥羽川サイクリングロード整備事業が平成20年度

で完成をいたしますので、今後は四国山香りの森公園を拠点とした魅力づくりを推進してまいります。また、土地開発基金が所有しております岩佐地内の1,185平方メートルを公園用地として購入し、整備について準備を進めていく予定でございます。

上水道、簡易水道事業につきましては、既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、高富地域は、市洞増圧ポンプ場の非常用発電機の設置工事及び高富地域の配水管の老朽施設を順次更新し、美山地域では、北武芸浄水場ろ過設備更新工事など水道水の安全な供給に努めてまいりたいと考えております。

地域情報化につきましては、市内全域にテレビの再送信及び自主番組放送のほかインターネット事業を実施しておりますが、年々加入者も増加しております。サービスの充実を一層図ってまいりたいと考えております。また、IP電話の活用促進につきましても積極的に対応してまいります。

3つ目は、豊かで美しい自然を守るまちづくりについてでございます。

環境問題につきましては、異常気象や地球温暖化などの地球規模のものから市民生活に密着したもので多種多様でございます。自然環境や生活環境等、環境問題に対する関心も年々高まっているところでございます。

本市におきましても、8割以上の面積を森林が占めております。これは大切な財産でもございます。これを活用し、子孫のために大切にしていかなければなりません。国、県におきましても、森林整備を推進し森林を保全することは、水源の涵養や地球温暖化防止等にもつながることから、健全で豊かな森林づくりは重点事項として取り組まれているところでございます。そのため、平成19年度からは5カ年計画で進められる樅森林づくりプロジェクトや間伐促進を図る育林推進事業、森林所有者による自主的な整備が進まない森林につきましては、間伐等を実施する条件不利森林公的整備緊急特別対策事業など、県の施行によってさらに森林整備に対応して進めてまいる所存でございます。

環境対策につきましては、引き続き、ごみの分別、リサイクルを促進していくほか、温室効果ガスの排出を制御し地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システムの設置者に対しては補助制度を新たに設け、太陽光発電設備の普及の促進に努めてまいる所存でございます。

また、レジ袋の有料化を市内の事業者等の協力のもとに昨年11月から実施しておりますが、買い物される方々の多くがマイバッグを持参されるなど、レジ袋削減に大きな成果が上がってきております。山県市内のごみ袋有料化参加店舗8店の昨年12月のごみ袋辞退率は91.3%と、大幅な伸びとなっております。

市役所におきましても、地球温暖化対策推進実行計画を策定し、事業全般に対して温

室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、新クリーンセンターの整備につきましては、平成22年4月からの本格的な稼働に向けて継続実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、供用開始となっております地域の方々の早期加入及び接続を促進するとともに、第2期工事につきましても、引き続き管渠工事等を積極的に進めてまいります。

次に、4つ目は、活力あふれる産業のまちづくりについてでございます。

農業の生産性を高めるため、基盤整備促進事業として用排水施設等の土地改良施設の整備を引き続き行ってまいります。また、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策事業の取り組みを一層促進してまいり所存でございます。

畜産振興につきましては、八工対策薬剤購入や悪臭改善機器設置に対しまして引き続き助成を行っていく予定でございます。

森林保全と木材産業の振興を図るため、林道の整備を進めてまいります。日永地内の上島と段の集落を結ぶ日永線林道開設事業につきましては、平成21年度の完成を目途に実施してまいります。

商工会等を核とした地場産業の育成に努め、引き続き小口融資等により商工業者を支援してまいります。

また、緊急雇用対策として、非正規労働者や中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会を創出していくため、公共施設敷地内の除草作業など雇用の機会を提供しております。

企業誘致につきましては、企業立地を促進するために、昨年4月に山県市企業立地促進条例を施行いたしたところでございますが、企業誘致推進室を設置し、積極的な取り組みを進めてきたところでございますし、引き続き工場等の設置等に対して企業立地奨励金の助成措置等を実施してまいりたいと考えております。

美山北部地域の活性化を目指し、商工会が核となって計画しておられます事業につきましても、引き続き支援をしてまいります。

また、全市域での活性化を図るため、市の祭りといたしましては、ふるさと栗まつりを本市のイベントと位置づけるとともに、従来から開催されております各地域での祭り、イベント等についても引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

次に、5つ目としまして、豊かな心と文化を育むまちづくりについてでございます。

多様化する教育環境の中において、活力ある学校、快適な学校、安心・安全な学校を目指し、わかる授業、心の教育を学校教育の事業方針として取り組んでまいります。各

種相談員を引き続き配置するとともに、学習支援員及び小学校における教育サポーターを配置し、学校サポート体制の充実を図ってまいります。また、学校の特色を生み出す提案型教育活動を支援してまいります。

小学校の統合につきましては、西武芸小学校、富波小学校、乾小学校の3小学校を統合し、美山小学校として平成22年4月にスタートすることから、西武芸小学校の耐震補強及び大規模改修工事を平成20年度に引き続き実施するとともに、開校に向けてスクールバス2台の購入を計画し、その整備を進めてまいります。

美山中学校の建設につきましては、平成21年度の完成を目指し整備を進めてまいります。体育館につきましては今月竣工し、市民の皆様にも開放してまいりますので、その御利用をいただきますようお願いするところでございます。また、小中学校の耐震化も順次進めてまいります。

生涯学習につきましては、3つの中央公民館のほかに、12のすべての地区の公民館を拠点として、生涯学習講座や学習発表会、公民館施設の提供など、地域づくり、人づくりの場として積極的にその活用を図ってまいります。

また、山県市総合運動場施設の管理運営につきましては、平成20年度からNPO法人高富スポーツクラブを指定管理者として指定し、市民サービスの向上と経費の節減を図っているところでございます。

スポーツの振興につきましては、国体準備室を設置し、第67回国民体育大会の開催に向けて実行委員会を設立するとともに、スポーツの振興を図ってまいります。

また、文化振興につきましては、文化の里古田紹欽記念館、花咲きホールを拠点として、市民参加の花咲きコンサートや地域の文化・芸術活動支援事業など、ホールボランティアの皆様とともに実施してまいります。

また、図書館につきましては、図書館情報システムの老朽化に伴い全面的に更新をし、図書情報の充実を図ってまいります。

最後に、新しい未来を創るまちづくりについてでございます。

まちづくりの基本方針であります第1次総合計画を平成16年度に策定し、基本的な施策を分野別に進め、前期の基本計画が平成21年度に終了いたしますことから、庁内にプロジェクトチームを設置し、平成22年度から26年度までの5カ年の後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

また、男女がお互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、社会的に権利が保障されて、一人一人がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて積極的に推進を図ってまいります。また、人権施策推進指針に基づき、

人権教育研修会や講座の開催など、人権尊重に向けた啓発の推進を図ってまいります。

よりよいまちづくりを推進するためには、市民の皆様と行政とがともに役割を担いながら進める協働型のまちづくりを進めることが肝要でございます。このため、個人や団体等が公園や道路などの公共施設の清掃や美化活動を実施するまち美化パートナー制度の取り組みについても引き続き推進を図ってまいります。

国際交流事業につきましては、友好関係都市でありますアメリカのフローレンス市との交流も引き続き実施してまいります。

健全な財政運営を推進するために、引き続き行財政改革に積極的に取り組んでいく覚悟でございます。山県市総合計画に掲げてありますように、まちづくりの基本理念、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりに向かって平成21年度も懸命に取り組んでまいり所存でございますので、どうか議員各位におかれましても、市民の皆様とともに、より一層の御理解、御協力を切にお願い申し上げます。

以上、平成21年度当初予算の概要について御説明を申し上げます。

引き続き、当初予算以外の案件につきまして順次御説明申し上げます。

議第7号 山県市市民荣誉賞条例につきましては、芸術、文化、スポーツ等の分野において顕著な功績があり、山県市の名を高めました個人または団体に対し山県市市民荣誉賞を贈り、その荣誉をたたえるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例につきましては、平成21年4月1日から本市の組織を改編することに伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、前回、総数を改正してから約4年を経過し、人員の削減と事務事業の増減に伴い、各事務部局の定数及び総数を見直すため、この条例の一部改正をするものでございます。

次に、議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、平成20年8月の人事院勧告を受け、平成20年12月26日に国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等が一部改正され、平成21年4月1日から施行されることに伴いまして、これに準じて改正するものでございます。

次に、議第11号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年2月12日に公布され、平成21年4月1日に施行されますことに伴い、改正をしようとするものでございます。

次に、議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例につきましては、医療制度改革に伴い、根拠法令が老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に変

更されたことに伴い改正をするものでございます。

次に、議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例につきましては、介護従事者の報酬の改善に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するための目的として交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金として造成するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第14号 山県市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、美山中学校体育館の新築に伴いまして、使用区分及び使用料等の改正をしようとするものでございます。

さらに、議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、通院に係る医療費助成を小学校3年生終了まで拡充するために改正するものでございます。

次に、議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第4期山県市高齢者福祉計画に基づき、平成21年度から23年度までの介護保険料を定めるため改正するものでございます。

次に、議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現行の消防団員を基本消防団員とし、新たに特定の活動に限定して参加する消防団員を機能別消防団員とする消防団組織編成を行うため改正しようとするものでございます。

次に、議第18号 山県市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、機能別消防団員制度を導入することに伴いまして、団員の定数、報償金を定めるとともに、費用弁償の見直しをするため条例を改正するものでございます。

次に、議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、機能別消防団員の設置に伴い、改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から4億3,728万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を133億8,698万2,000円とするものでございます。

まず、繰越明許費の補正につきましては、基盤整備促進事業、大桜地区の工事につきまして、特殊な掘削機械の調達が困難で不測の時間を要しましたため、事業遅延分の事業費を繰り越そうとするものでございます。また、市道13098号線道路改良事業につきましては、基礎ぐい及び護岸工の施工に伴いまして発生する水質汚濁について、長良川漁

業協同組合との協議の結果、当初予定していた工程よりも2カ月以上おくれましたことによりまして、年度内の完成が困難となったため、事業費を繰り越そうとするものでございます。

次に、地方債補正につきまして、それぞれ事業費の減額及び国庫補助等財源の変更に伴いまして、減額補正を行おうとするものでございます。

歳出につきましては、経費節減と入札による請負差金等を減額するほか、増額補正するものにつきましては、山県市ふるさと応援寄附金条例に基づき10月以降の寄附金を積み立てるふるさと応援基金積立金、県単乳幼児医療補助金の過年度分返還金、施設の入通所者の増加や補装具費の増加に伴う障害者自立支援に係る扶助費、障害者自立支援法改正のためのシステム購入費などを計上いたしております。

歳入につきましては、見込んでおりました市税及び交付金等の補正と事業の確定等に伴い補正をするものでございますが、増減の主なものは、補助基準の変更による美山中学校整備事業に対する公立学校施設整備費負担金及び国庫補助金の増額、工事費確定に伴い、西武芸小学校の耐震・大規模改修工事に対する公立学校施設整備費補助金の減額、高富・富岡保育園の耐震補強・改修設計費に対する国庫補助金として、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の追加補正等を計上いたしております。

続きまして、議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2億4,807万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を32億5,013万8,000円とするものでございます。

歳出の増額につきましては、一般被保険者療養給付費を計上いたしており、減額補正の主なものは、見込みにより退職被保険者等療養給付費、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金となっております。

歳入につきましては、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税の減額を見込み、また、歳出見込みにあわせて国県支出金等の歳入の補正を計上いたしております。

続きまして、議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,662万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を18億6,582万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、山県市介護保険条例の改正のとおり、国の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、平成21年度より2年間報酬改定影響分として繰り入れる基金を造成するため、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金を追加補正し、財源として同額の国庫補助金を計上いたしております。

続きまして、議第23号 平成20年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から896万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を2億4,470万4,000円とするものでございます。

繰越明許費につきましては、後期高齢者医療制度の改正によりシステム改修に日数を要するため、事業費を繰り越そうとするものでございます。

歳出につきましては、通信運搬費やシステム改修委託料の増額補正と、後期高齢者医療広域連合への健診事業の負担金などを減額補正するものでございます。

歳入につきましては、システム改修等を行う事業費として、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の追加補正と、保険事業の減額に合わせた後期高齢者医療広域連合からの負担金や一般会計からの繰入金の減額補正を計上しようとするものでございます。

続きまして、議第24号 平成20年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から3,117万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を11億2,802万2,000円とするものでございます。

また、繰越明許費につきましては、東深瀬幹線管渠第2工区の工事において、立て坑箇所の試掘を行ったところに岩盤層が見つかったために、周辺調査と工法検討に不測の日数を要し、事業遅延分の事業費を繰り越そうとするものでございます。

次に、地方債補正につきましては、事業費確定に伴います事業費の減額及び国庫補助等財源の変更に伴い、減額補正を行うものでございます。

歳出の補正につきましては、見込みによる光熱水費と入札による請負差金の工事委託料を減額補正し、当初見込みにより下水道事業受益者負担金の一括納付が多かったため、一括納付報奨金不足分の追加補正を行うもので、歳入につきましては、事業費減に伴う国庫補助金の減額、県特定基盤整備推進交付金の確定による追加補正、消費税の確定による還付金、それらの財源調整による一般会計繰入金の減額などを計上いたしております。

次に、議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、平成20年度から24年度までを計画期間とする総合整備計画に変更が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、市道に石線道路改良事業の事業費などの変更でございます。

次に、議第36号 市道路線の認定につきましては、道路台帳の精査に伴いまして、市道高富217号線を認定しようとするものでございます。

次に、議第37号 市道路線の変更につきましては、市道平井31号線の終点の位置を変

更しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第47 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（藤根圓六君） 日程第47、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、議会運営委員会委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 久保田 均君。

○議会運営委員会委員長（久保田 均君） 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨説明をいたします。

山県市部設置条例の一部改正に伴うもので、第2条中の産業建設委員会所管事項の産業経済部、基盤整備部を産業建設部に改正し、本年4月1日に施行するものです。

以上、地方自治法第109条の2第5項及び山県市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす3日より10日までの8日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、あす3日より10日までの8日間、休会とすることに決定いたしました。

11日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時31分散会

平成21年 3月11日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 3月11日(水曜日)

議事日程	第2号	平成21年3月11日
日程第1	議第38号	平成20年度山県市一般会計補正予算(第8号)
日程第2	質 疑	
	議第7号	山県市市民栄誉賞条例について
	議第8号	山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
	議第9号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
	議第10号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
	議第11号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第12号	山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
	議第13号	山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
	議第14号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第15号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
	議第16号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議第17号	山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第18号	山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第19号	山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
	議第20号	平成20年度山県市一般会計補正予算(第7号)
	議第21号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議第22号	平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議第23号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
	議第24号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
	議第25号	平成21年度山県市一般会計予算

- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の変更について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第8号)

日程第3 委員会付託

- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
- 議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第19号	山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
議第21号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第22号	平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第23号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第24号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第25号	平成21年度山県市一般会計予算
議第26号	平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第27号	平成21年度山県市老人保健特別会計予算
議第28号	平成21年度山県市介護保険特別会計予算
議第29号	平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第30号	平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第31号	平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第32号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第33号	平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
議第34号	平成21年度山県市水道事業会計予算
議第35号	南山辺地に係る総合整備計画の変更について
議第36号	市道路線の認定について
議第37号	市道路線の変更について
議第38号	平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

日程第1	議第38号	平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）
日程第2	質 疑	
	議第7号	山県市市民栄誉賞条例について
	議第8号	山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
	議第9号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
	議第10号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
	議第11号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第12号	山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について

- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の変更について
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）

日程第3 委員会付託

- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
- 議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第32号	平成21年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第33号	平成21年度山口市高富財産区特別会計予算
議第34号	平成21年度山口市水道事業会計予算
議第35号	南山辺地に係る総合整備計画の変更について
議第36号	市道路線の認定について
議第37号	市道路線の変更について
議第38号	平成20年度山口市一般会計補正予算（第8号）

出席議員（16名）

1番	上野 欣也 君	2番	石神 真 君
3番	杉山 正樹 君	4番	尾関 律子 君
5番	横山 哲夫 君	6番	宮田 軍作 君
7番	田垣 隆司 君	8番	谷村 松男 君
9番	武藤 孝成 君	10番	影山 春男 君
11番	後藤 利弘 君	12番	寺町 知正 君
13番	藤根 圓六 君	14番	小森 英明 君
15番	村瀬 伊織 君	16番	久保田 均 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野 元 君	副市長	嶋井 勉 君
教育長	森田 正男 君	総務部長	林 宏優 君
市民環境部長	松影 康司 君	保健福祉部長	笠原 秀美 君
産業経済部長	土井 誠司 君	基盤整備部長	梅田 修一 君
教育委員会事務局長	恩田 健 君	会計管理者	山田 利朗 君
消防長	上野 敏信 君	総務部次長	城戸脇 研一 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸 時夫	書記	高橋 幸弘
書記	林 強臣		

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）

議長（藤根圓六君） 日程第1、議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）を議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日提案いたしております案件は、補正予算案件1件でございます。ただいま上程されました1案件につきまして、御説明を申し上げます。

資料ナンバー7、議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に7億2,249万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を141億947万9,000円とするものでございます。

国の平成20年度第2次補正予算及びそれに関連します法案の成立に伴いまして、予算措置を講じることが必要になったため、事業などにつきまして追加補正などを行うものでございます。

歳出の款ごとに順次概要を御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、総務管理費で、定額給付金4億7,110万8,000円を追加補正し、財源といたしまして、同額の定額給付金給付事業費補助金を計上いたしております。

次に、民生費につきましては、児童福祉費で、子育て応援特別手当金1,465万2,000円を追加補正し、財源といたしまして、同額の子育て応援特別手当交付金を計上いたしておりますとともに、高富保育園と富岡保育園の耐震補強及び大規模改修工事の工事請負費及び工事監理委託料を追加補正し、財源として、地域活性化・生活対策臨時交付金などを計上いたしております。

衛生費につきましては、妊婦一般健康診査について、平成21年度から補助の回数を5回から14回に拡充することといたしておりますが、国の平成20年度第2次補正予算成立後の1月27日以降、平成20年度中の健診につきましても同様の補助をすることとして、妊婦一般健康診査補助金を追加補正し、財源といたしまして、県補助金の妊婦健康診査補助金を計上いたしておるところでございます。

次に、商工費につきましては、小口融資の借入希望者の増加に伴いまして、小口融資保証料助成金を増額補正するものでございます。

消防費につきましては、北消防署の耐震補強工事の工事請負費及び工事監理委託料を追加補正し、これらの財源も地域活性化・生活対策臨時交付金を計上いたしております。

その他の財源につきましては、前年度繰越金を計上いたしております。

なお、高富保育園と富岡保育園の耐震補強及び大規模改修事業、北消防署耐震補強事業の事業費、定額給付金及び子育て応援特別手当につきましては、年度内の完了が困難なことから、繰越明許費の補正をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第2 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第2、質疑。

議第7号 山県市市民栄誉賞条例についてから、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についてまで、及び議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） それでは、通告書に従いましてお伺いをいたします。

まず、平成21年度山県市一般会計予算の103ページですが、緊急雇用創出事業の景気対策ということで発案されたと思いますが、この内容について具体的にお聞きしたいと思います。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

緊急雇用の予算額1,094万1,000円の内訳でございますが、賃金といたしまして、草刈りで1日7時間、週4日間、延べ6カ月で6名の方の分を733万5,000円見ております。そのほか、委託料といたしまして、環境パトロール、226万7,000円、その他、共済費、需用費、備品購入等を含め1,094万1,000円の事業費でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） これは、採用はいつごろからやられて、いつからいつまでの6カ月間ですか。そのところをお願いいたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えします。

緊急雇用での募集の採用でございますが、この3月の初めから3月23日まで募集を行っておりまして、3月の末に面接を行いまして、雇用の決定をさせていただく。雇用期間は、4月から9月までの6カ月間を予定しております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

次に、同じく一般会計予算の高齢級間伐業務委託の5.2ヘクタールにつきまして、これも内容を詳しくお願いしたいと思います。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えします。

高齢級の間伐業務委託の119万8,000円の件でございますが、この対象は人工林で、8齢級以上の杉、ヒノキの伐採でございます。8齢級ですから、おおむね40年以上の木というふうに思っていていただいて結構だと思います。

その具体的な効果といたしましては、強いて言うならば、杉花粉の拡散防止とか間伐を含んだものの委託業務でございます。

地区としましては、美山地区の神崎方面でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

次に、123ページの地籍調査事業につきまして、これは昨年と比べまして大幅に減額になっておりますが、この認証についての場所、それから、ここには新規のものは含まれていないのか、その辺の内容についてお聞きします。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

地籍調査事業ですが、平成21年度の事業費は、前年度と比べ371万7,000円減の115万円となっております。これは、地籍調査の作業工程でどうしても発生をすることでございます。

平成21年度の主な事業内容は、平成15年度から平成18年度に調査を実施いたしました北武芸の水棚地区、谷合の向井、岩野、市場、北町、登利、加羅、古瀬屋、この0.65平方キロメートルの土地の登記をする作業でございます。

まず、市は県に成果の認証請求を行います。県は、国に承認を受けた後に県から市へ認証が来ます。そして、市は法務局へ登記の申請を行います。いずれも手直し等で時間がかかりますが、職員が行うため委託などの費用が伴いませんので、事業費が大きく減額となります。法務局での登記が終了しますと、不動産登記法第14条の地図、つまり公図となり、実施した調査地の一連の作業が終わります。

なお、この作業と並行いたしまして、葛原の若林、岩神地区の0.09平方キロメートルの地籍測定、地籍図、地籍簿作成と調査結果の閲覧を行います。

したがいまして、新規の分はございません。

なお、平成22年度は通常の現地調査に戻りまして、葛原の真名尾、狐森の0.15平方キロメートル、事業費は約500万円を予定いたしております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

それから、次、125ページになりますが、橋梁長寿命化点検委託の19橋についての調査位置、調査方法についてお伺いをいたします。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 橋梁長寿命化点検委託の御質問につきましてお答えをいたします。

本件は、平成21年度から平成24年度の4年間をかけたの橋梁長寿命化修繕計画策定に係る事業の1つですので、橋梁長寿命化修繕計画も含めまして回答させていただきます。

初めに、橋梁長寿命化修繕計画策定の必要性ですが、市内の橋梁は、建設後半世紀以上を経過した橋梁も多く、今後ますます高齢化する道路橋の急増に対応するとともに、修繕、かけかえにかかる費用を縮減するため、予防的な修繕と計画的なかけかえへの円滑な転換を進める必要があります。また、平成26年度以降の橋梁の修繕、かけかえの国庫補助事業採択には、この計画が必須条件となっています。対象となる橋梁は、高富地区23橋、伊自良地区10橋、美山地区19橋の計52橋を予定いたしております。

計画策定に係る効果ですが、損傷が小さいうちに補修、つまり予防的対策をすることで長寿命化が図られ、致命的な損傷になった段階で補修を実施する場合に比べて大幅なコスト削減が期待できます。

次に、計画策定のスケジュールですが、平成21年度から平成23年度にかけて橋梁の点検を委託します。平成21年度に19橋、22年度に19橋、23年度には14橋を予定いたしております。そして、点検のデータをもとに、点検、修繕、かけかえの計画を立てた橋梁長

寿命化修繕計画を平成23年度から平成24年度に策定いたしまして、市のホームページ等にて公表いたします。

それでは、御質問の点検委託の調査位置ですが、けた、床版、橋台、橋脚、高欄等、橋を構成する各部材について、塗装の劣化、鋼材の腐食、コンクリートのひび割れ等についてで、平成21年度については、特に重要な路線である1・2級市道にかかる橋梁19橋を点検し、23年度までに継続的に調査点検を実施いたします。

調査方法ですが、目視による調査が基本となりまして、脚立による近接目視、場合によってはリフト車による近接目視、橋梁点検車による近接目視等により橋梁の損傷を把握し、点検調書に記録がされます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） できましたら、この調査、19橋の位置を示した地図か何かをいただけるとありがたいと思います。その点、よろしいでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） また後日お渡しをさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

次に移らせていただきます。

最後の質問ですが、172ページ、国体準備経費の馬術競技場整備計画についての予算の内容をお聞かせください。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 質問にお答えします。

平成24年開催予定のぎふ清流国体の馬術競技場整備設計業務委託料2,665万2,000円の内容についてでございますが、1つ目としましては、調査業務としまして、県立三光園から林道椿野はじかみ線の入り口までの延長約700メートルの縦横断測量の実施を行います。2つ目としましては、馬術競技会場として使用する市有地、県有地を含めまして約7ヘクタールの整地及び排水路計画等の実施設計業務の実施を行います。3点目としましては、地質調査としまして、馬術競技を行う障害馬術会場と馬場馬術会場の2カ所の地質調査を行い、馬場設置の判断基準とするものでございます。

なお、財源につきましては、100%県補助金で対応するというところでございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 内容はお聞きしましたが、この馬術競技場の設計が終わるのはいつごろで、私たちの目に触れるのはいつごろになるか教えていただきたいと思います。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） この実施設計につきましては、今年度実施完了の予定でございます。

以上でございます。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

議長（藤根圓六君） 以上で、横山哲夫君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） それでは、議第25号 平成21年度山県市一般会計予算、17ページですが、はじかみ公衆トイレ新設工事について産業経済部長にお聞きいたします。

このはじかみ線が開通されて数年になりますが、当時と比べて、はじかみ線を利用する車、また城山への散策道路への利用者が増えていると思いますが、どのくらいの利用者を把握されて計画されているのか。また、山間地域ですので、設置の位置が山の上ということでいろいろな条件が悪いと思いますが、トイレの選定方法などについては方式を考えられたのか。また、規模的に何人の人が一時期に使えるような施設なのか、お伺いをいたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

はじかみ線の公衆トイレの新設工事の件でございますが、最初に、どれくらいの利用者数を見込んでの計画というような御質問でございますが、城山に登山者の日記帳がございまして、峠から20分ほどかけて城山へ登山された方の記帳の人数が年間集計いたしますと282名ほどございまして、それ以外にも記帳されない方もみえますし、実際、はじかみ林道を通してそのまま行かれるハイキングの方もみえると。そして、また、車で行かれる方もみえるというようなことをいろいろ考えますと、記帳してある方だけで月当たり25名ほどの方は利用されますし、それに年間ですと、月に10人フリーの方がみえるとしてもそれに120人ほど増えますから、最低でも400名以上の方がそこを利用されるというようなことを認識しております。

そして、トイレの形状と申しますか、規模と申しますか、どういうトイレを過去にということでございますが、前からいろいろトイレに関しましては、移動式の簡易トイレから始まりまして、ちょっと変わったものではバイオトイレ、そういうのもいろいろ、おがくずでいろいろ、バクテリアで何とかならんかとかということも検討いたしましたが、

コスト、メンテナンスとかそういうものを考えますと、やっぱりトイレは水を流すというのが一番いいのではないかということで、現在の水洗合併処理浄化槽的なトイレというふうに考えております。

ちなみに、人槽の規模でございますが、20人槽、21人槽程度の規模のものを検討しております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 今のお答えで、衛生面等はいいいんですが、水洗ということになると、水道等々は、合併槽でも排水も関連してきますし、そういうことのほうの問題点は今後ないのか。

また、最後に、設置後の維持管理費、維持管理はどういうふうに考えてみられておるのかをお答え願います。よろしく。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

水の件でございますが、水は表流水を引き込んでくると。山の峠の辺にございますから、下のほうからポンプで一たんくみ上げまして、水槽か何かにくみ上げたのをまた水槽から水槽に送水すると、そのようなことを考えております。

維持管理に関しましては、もちろん清掃とかトイレトーパー、そういう消耗品に関しては市のほうで補充して対応していくつもりですが、平素の掃除、清掃関係は、今後とも地域の方とか利用者、またいろんな団体と協議をして、何とかできるだけ経費がかからない方向で皆さんに愛されるトイレとなるよう検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 高額な予算を費やしてやるので無駄な施設にならんように、やっぱり今後管理的なことはしっかりと指導していかなくちゃならないと思いますし、また、地域を巻き込むにしても、やっぱり山の上のほうということで、いろいろな交通に不便を来すので、またそのこともきちっとした見直しも考えながらやっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（藤根圓六君） 以上で、武藤孝成君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 影山春男君。

10番（影山春男君） 私も公衆トイレの部分を通告しておりましたけども、今、武藤議員の質問に一応終わったような感じではありますが、1つだけここで私はお尋ねするんですが、産業部長に。

水を上までくみ上げてから落とすというような方法ということは、これは経費のどうい問題かはわかりませんが、私は素人考えとして、椿野苑から向こうへ即引いたほうが距離も短くてできやすいと思うんですけども、そのことにちょっと触れてお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

今の御質問は水の対応でございます、大桑の椿野地内から水を持っていくというような場合、距離的に申しますと、椿野からはじかみの峠まで持っていくのに大体1,400メートルほど距離がございます。私どもが表流水を使用するときの水の確保は、美山のはじかみ側、要は富永側地内を想定しております、そこまでですと、距離にしておおむね700メートルほどの距離から水を何とかポンプで持ってきていたいと思っておりますので、今おっしゃいました椿野地内からよりも、距離的に考えますともう数段やっぱり富波地内のほうがいろんなコストの面でも十分利点があると、そういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 影山春男君。

10番（影山春男君） ありがとうございます。それでは、よくわかりました。

それでは、次に移らせていただきます。

資料5、予算書の100ページの、これを市民環境部長にお尋ねします。

新クリーンセンター建設工事の概要工程というか、これはどのようになっているのか。この33億5,214万6,000円という数字について御説明をお願いします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

21年度の工事の概要でございますが、その前に、今まで20年度までの工事の概要につきましてちょっと補足で説明します。

今の平成20年9月に解体工事が一応完了しまして、それから本体工事にかかりました。今年度は雪等もなく、今現在では地下工事がほとんど終わりました、地下にもそういう機械等も入りまして、今、地下工事はほとんどこの3月までには終了する予定でございます。

それで、今回、33億5,246万円を計上させていただきましたその概要と工程につきまして説明させていただきます。

4月に入りまして、建屋というか、2階、3階の鉄筋工事を組みまして、それから、5月ごろになりまして機械等を2カ月ほど搬入しまして、その据えつけが大体9月ごろ終わります。そういうことで、それに絡みまして電気とか配管工事も同時施工を行いまして、8月ごろには一部の工事を残して大体建設工事とか機械工事が終わる予定をしております。

それから、10月に入りまして中部電力から高圧電力を供給しまして、10月中旬には建築確認の申請を受けまして、岐阜建築事務所の完了検査というか中間検査を受けます。それから、11月に入りまして、空運転といいますが、ごみを投入しない空運転を行う予定です。

それから、12月からは本格的にごみを入れまして試験運転を行いまして、2月、3月に焼却炉施設とか灰溶融施設、マテリアルリサイクル推進施設等の検査等を行いまして、3月10日が工期でございますので、3月10日に完成検査を受け、平成22年4月からは本格稼働を行う予定にしています。

以上が説明でございます。よろしく申し上げます。

議長（藤根圓六君） 影山春男君。

10番（影山春男君） よくわかりました。

それでは、次に、同じく資料5の100ページ、488万8,000円という委託料が出ておるんですが、ごみ処理施設の長期包括支援業務の内容をちょっと御説明願いたいです。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） それでは、ごみ処理施設長期包括支援業務の448万円の内容でございますが、これは、今お話ししましたように、新クリーンセンターの施設の運営管理を、ごみの搬入、受注から施設の運営管理、環境管理、用益調達、施設の定期点検など及び修繕の業務を民間業者に委託するために今回行うものでございます。

新クリーンセンターの運転管理の方法や維持管理の目的を設定するなど、また要求水準書に明確にする作業、それからリスクの分担及び委託料の算定、それから業務委託の作成方法などを行う業務でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 専門的な難しいこともちょっと出てきたと思いますけど、それはさておいて、再質問として同じく資料5です。

100のところ、22年4月以降の新クリーンセンター、これからの管理体制というか、どのような管理で進めてまいられるのか、御説明を願います。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

先ほどお話ししましたように、ごみ処理長期包括支援業務で一応今回予算を計上させていただきまして、それでコンサルのほうへお願いしまして、その中で、22年度からの新クリーンセンターの運転管理でございますが、これはダイオキシン等を勘案しまして24時間運転がモットーでございます。

それにつきまして、直営でする方法とか、あと運転だけお願いする方法、それから、先ほどのお願いしました長期包括の方法がございますが、いろいろございますが、その中でいろいろ協議しまして、今回、6月ごろまでに業務を行いまして、その中でいろいろ協議しまして行うようでございますが、私どもの考えでは、全面委託というか長期包括を行いまして適正な運営管理をしていきたいというような考えでありますので、よろしく申し上げます。

議長（藤根圓六君） 影山春男君。

10番（影山春男君） わかりました。運営管理の委託が適切であるということで納得いたしまして、次の議題に入ります。

同じく資料5の102ページ、3,500万の合併浄化槽設置補助事業、これについてお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 合併浄化槽の補助金の内容についてでございます。

これは、山泉市の合併浄化槽補助金要綱に基づきまして、生活排水の河川の水質汚濁とか生活環境の保全を図るために合併浄化槽を設置する費用でございます。

本年度につきましては、予算書にございますように、一応70基を予定しています。70基につきましては、高富と伊自良、美山地域につきましては補助制度がちょっと違いまして、美山につきましては豪雪地帯ということで若干単価が違います。そういうことで、高富、伊自良地域につきましては一応21基を予定しております。それから、美山地域につきましては49基を予定しています。

それで、今の現状ではほとんどが7人槽の要望が多いということで、7人槽につきましては、高富、伊自良地域につきましては一応10基を予定しています。それから、美山地域につきましては27基を予定しています。ということで、一応予算につきましては70基で3,500万円を予定しています。

補助制度につきましては、国、県、それから市町村で3分の1ずつの補助制度で行っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 補助は3分の1の3等分ということでよくわかりましたが、それでは、3期、21年で終わるといふことのそれ以降の検討といふか、それを要望しまして私の質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上で、影山春男君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） 資料1の21ページ、議第13号の介護従事者処遇改善臨時特例基金条例と関連予算についてお尋ねをいたします。

この条例では、特例交付金は今年度だけの措置でしょうか。そして、新年度予算では928万4,000円の基金の繰り入れ措置がされておりますが、介護保険料の第1号被保険者保険料が、21年度予算では単純に計算いたしまして約10%の上昇になっておりますが、この内容についてお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） お答えします。

介護従事者処遇改善臨時交付金に関しましては、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う平成21年度及び22年度の介護保険料の上昇分を抑制するために必要な経費を交付するというもので、21年度に関しましては改定分の増額分の上昇分の全額を、22年度に関しては2分の1が補てんされるという内容のものでございます。

それから、1号保険者の御質問の内容がちょっと聞きづらかったので、もう一度お願いいたします。

7番（田垣隆司君） 介護保険料ですが、21年度の予算では20年度と比べまして約10%の上昇になっておりますね、当初予算の関係ですが。この内容はどのような形かお尋ねいたします。

保健福祉部長（笠原秀美君） 保険料が上がった。

7番（田垣隆司君） そうです。保険料の予算が上がっておりますが、その内容です。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 保険料の引き上げ理由というふうに向ったほうがいいかと思っておりますので、そういった内容でお答えさせていただきます。

主な内容といたしましては、岐北厚生病院の介護保険適用の療養病床が今年度、20年

度末をもって医療保険の適用型の療養病床群に変わっていく、転換されるということで、20床減になります。それがわかっておりましたので、21年度から23年度にかけまして、介護老人福祉施設、よく言われます特養ですが、それを20人分、それからショートを10人分、それから認知症に対応できる認知症対応型の通所介護系を12人分、それから小規模多機能型の居宅介護というものですが、それを15人分施設整備をするということを前提に考えております。それが大きな原因というふうに考えます。

議長（藤根圓六君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） それで、基金が23年度に失効するということですが、介護保険料は今年度と比較いたしまして24年度はどれぐらいの変化になるんですか、お尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 介護保険料に影響を与えるものとしての要素を考えた場合に、一番に高齢者人口が今後ますます増加するというので、平成21年に65歳以上の人口が推計ですが7,305人いらっしゃいますが、それが26年には8,204人というような数字を推計させていただいております。それと、もう一つ、毎回、年度ごとの会期ごとにニーズ調査をさせていただきますが、その利用意向がどのぐらい今後増えていくかというようなことと、それから、国における法改正がどのように考えていかれるかといった要素。

それから、もう一つ考えられるのは、今これは確実になっておりますが、国の介護保険制度改革によって、施設と居住系のサービスに向けた利用方針というのがもううたっております、施設サービスに関しては4、5を中心とした重い方を、そういった人たちを70%以上にしなさいよといったような重症化に向けた動きがあります。それは反対に考えれば、施設整備を少し抑制したような形になっていくかというふうに思っておりますが、そういったことを勘案しながら、次期の策定委員会の中で勘案していきたいというふうに考えておりますので、料金に関しては具体的にお話しさせていただくことは避けさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） ありがとうございます。

次に、同じく29ページの議第17号です。消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

この条例の中に機能消防団員の確保ということでございますが、この確保についてはどのような方法で確保されるのかということと、定数56名の配置についてはどのように

考えているのか、お尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） お答えいたします。

確保の方法でありますけれども、消防団のOBの方を対象として考えております。具体的には4つの隊を編成しようとしております。

まず、1つ目の隊は団本部に所属する隊で、大きな事業所として市役所の消防団のOBの方をお願いいたしまして、平日昼間の、どうしても団員の方はサラリーマンの方が多いので、手薄となりやすい時間帯に出動してもらうということで、定員を15名、そのように考えております。

そして、同じく団本部に所属する女性隊ですけれども、女性隊は現在も募集しておりますけれども、今の段階では基本消防団員というようなことで募集しておりますので、なかなか応募していただく方が少ないと。2、3のお問い合わせはありますが、少ないということで、これが通りましたら4月から機能別消防団ということで、広報とか火災予防の啓発、その他女性ならではのソフトな面での活躍を期待して、定員は10名を予定いたしております。

それから、北山地区、美山でも片狩以北のほうの北山地区のほうでつくりたいと思っております第7分団に所属するわけですけれども、北山地区におられる消防団OBの方で北山地区内で発生する災害に対応していただく、火災等を含めですね。これは、あちらへ通じる道路は1本しかないというようなことで孤立する可能性もあるというようなことで、現在でも自主防災のほうで一生懸命やっていたいいる隊員の中から20名の方を予定しています。

もう一隊は、今度はラッパ隊でございますけれども、今ラッパ隊は定員が30名で編成しておりますけれども、それぞれ各分団に所属しながらラッパ隊も併任ということでやっております。やはりラッパはなかなか技術も要ることでありまして、普通の訓練をやって、なおかつラッパも訓練をするということで、なかなか吹ける人が少なくなってしまうと、また、なり手もやはり少ないということで、消防団OBでラッパ隊で吹ける方ということで、11名を定員として考えておって、合わせて56名、そのようなので機能別消防団員を編成いたしたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） ありがとうございます。

議長（藤根圓六君） 以上で、田垣隆司君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 5 番 小森英明君。

14番（小森英明君） 2件出してありますけど、後のほうの緊急雇用創出事業については先ほど横山議員が聞かれましたので、その分で納得するということで、最初の山県市市民栄誉賞条例についてをお聞きします。

資料1で9ページ、10ページですけど、この中で、私は以前から、山県市内で優秀な成績をおさめられた分についてはこういうのがあるといいなと思って、非常にいいことだと思っておりました。

それで、第1条に該当する方、例えば昨年11月ですか、柔道の形などで世界大会で優勝されたような方もあったと。そういうようなときに、私、やっぱり山県市にもあるといいなと思いましたので、こういうことを聞くんですけど、この第1条に該当される方がありますかということと、施行は公布の日ということでありまして。そうしてから、第5条の規則でさかのぼることができるということですが、さかのぼる場合にはいつまでさかのぼることができるのかというようなことを総務部長にお聞きします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの山県市の市民栄誉賞条例について御答弁させていただきます。

御案内のように、現在市で持っております市の表彰条例の規定につきましては、世界的なコンクールですとか競技会において優勝または上位の入賞の成績をおさめられた場合などの功績があったときに個人や団体を表彰する規定が明記されておりません。そこで、こうしたことから、芸術、文化、スポーツ等の分野において顕著な功績があり、山県市の名誉を高めた個人または団体に対しましてこの山県市市民栄誉賞を贈呈し、その栄誉をたたえるためにこの条例を制定しようとするものでございます。

そこで、御質問のこの市民栄誉賞の被表彰者でございますが、該当される人がいるか、いないかということでございますけれども、この点につきましては、審査につきましては、山県市表彰審査委員会、副市長が委員長でございますが、この審査委員会におきまして審査をされ、そして市長が決定するものでございます。この条例が制定された場合には、対象となる方がみえましたならば、この審査会にかけまして審査されるということになります。

そこで、先ほどの例を挙げての御質問でございますけれども、現段階では、私の今の立場ではこの方が対象になるというお答えはできませんので、その点は御理解いただきたいと思っております。

また、栄誉賞の授与は、個人や団体の功績に対して市民栄誉賞を贈りましてこの栄誉

をたたえるものでございますので、先ほどの、いつからかとか、さかのぼることができるかということでございますけれども、当然、今までの功績に対しましてもこの市民栄誉賞を贈ることができるものと考えております。山県市が発足いたしましたのは15年でございますので、山県市の市民栄誉賞でございますので、そういった観点からも審査されるのではないかとということが考えられます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 審査委員は副市長を頭にしてということですが、どのような方がなれるとか、そういうようなこともまだ決まっていなわけですか。それとも、どのような方を審査委員にしたいというようなことがあったら、そういう基準も教えてください。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほど御説明いたしましたように、従来からあります同じ表彰の山県市表彰審査委員会でございますので、この審査委員のメンバーは、委員長は副市長でございますし、教育長と、あと私と、ほか2、3名のこの中の職員でこの審査委員会の委員を構成いたしております。

14番（小森英明君） ありがとうございます。

議長（藤根圓六君） 以上で、小森英明君の質疑を終わります。

議場の時計で11時10分まで休憩をとります。

午前10時49分休憩

午前11時10分再開

議長（藤根圓六君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位6番 久保田 均君。

16番（久保田 均君） それでは、質疑に入っていきたいと思えます。

当初予算の40ページで総務費の中の物品購入費であります。これは物品集中管理費が昨年に比べて約倍額になっております。その中で、55万5,000円の消耗品費というのは一体何を指して、何をかうんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの物品の集中管理についてお答えいたします。

本庁全体の消耗品でございますが、これは総務課が一括して取りまとめ購入をいたしております。物品名は、事務に必要な鉛筆ですとか消しゴム、ファイル、紙類などのい

わゆる消耗品に当たる事務用品でございます。20年度もこの21年度におきましても、実績に基づきまして、これは本庁全体の費用でございますが、月額25万円を見ておりまして、これの12カ月分で年間300万円の予算を計上いたしております。

ただし、その中で、各課が行っている補助事業等の歳入分の一部を総務課で併合支出をいたしまして、この消耗品の歳出に充てております。この金額が平成20年度で申しますと、300万円のうちの291万1,000円が集合で出ておりますので、残りの8万9,000円をこの総務課で見えておりますし、21年度におきましては、同じ300万円のうちの各それぞれの課から出てきます併合支出の分につきましては244万500円でございますので、この差額の55万5,000円が総務課で見えております消耗品の金額になっております。全体の300万の金額は変わりませんが、補助事業で各課が支出いたしますその金額の関係でこういった差異が生じたわけでございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） わかりました。

続きまして、54ページ、循環バスですが、1億3,400万のうちの循環バスの3,218万4,000円、これの実績と、何カ月たつのか知らんが、あの大型のバスになりましてからの実績、それから、非常に乗客が少ないということも目にしておりますが、今後このことについては検証されていくのかどうか伺いたい。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 循環バス、ハーバスについてお答えをいたします。

ハーバスの循環線につきましては、御案内のように、平井坂トンネルの開通に伴いまして、市内を循環する唯一の路線といたしまして、また伊自良地域と美山の北部地域の往来による利便性の向上と、そして山県市の大きな地域の活性化の期待を担った政策として昨年の8月から始められたものでございます。

昨年の8月から運行開始をいたしまして7カ月が経過いたしました。昨年の8月からこの2月まで7カ月間の利用実態でございますが、実績でございますけれども、延べ人数にいたしまして利用人数は6,139人で、これを1日当たりにいたしますと29人ほどです。そして、運行1回当たり、東回り、西回り、それぞれ4本ずつ運行いたしておりますが、1本当たりに換算いたしますと約3.5人ほどでございます。当初は4.5人ほどを見ておりましたが、当初の計画よりも少し利用が少ないのが実態でございます。

そこで、今後の事業の実施内容の検討についてでございますが、バスが山県市の唯一の公共交通手段としまして、本市といたしましては非常に大切な、通勤ですとか通学ですとか、とりわけ高齢者の移動手段といたしましては非常に大切な手段であると考えて

おります。福祉の向上を図る上で、この自主運行バスは非常に重要な役割を担っており、と考えております。

また、運行開始をいたしまして、それぞれの地域の方々から路線等の変更につきましても御要望をいただいているような実態でございます。

そこで、今後の運営ですとか運用のあり方につきましては、この循環線だけでなしにほかの路線も含めまして、現行の全路線を対象といたしまして、乗降の調査をもとにいたしまして、例えば路線ごとですとか、曜日ごとですとか、時間ごとですとか等の利用状況を分析いたしまして、事業の費用対効果も考えまして、最も高い効果が生まれるような方法などを考えまして、効率的な運行形態と運行ルート、運行ダイヤの編成を検討して、より効率的な事業展開を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 通学、通勤という言葉も出ましたけども、そんなに数はないと思いますが、通学でどれほど利用されておられるのかなと思いますが、もし数がわかりましたら教えてほしいと思います。

あと、美山から伊自良へ向かってというのは、恐らく高齢者の入浴ということが含まれて、この循環バスの一役を担っていると思うんですが、もしこれが本当に一番最大で、一番お客さんが多いんだということになると、例えば入浴用にその時間帯をつくって、往復乗れるような時間帯をつくってあげると利用も増えるんじゃないかなと思いますので、その辺もできたら、なおさら検証の1つかなと思っていますので、よろしく。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほど御説明いたしました利用区分ごとの把握はいたしておりませんので、数字につきましては申し上げることはできませんが、先ほどの入浴等それぞれの利用形態によりまして、これは、循環バスの今のバスの利用形態と前から御質問いただいておりますデマンド方式による方法でございますが、総合的に申しますと、その形態も含めまして、それぞれ利用実態に合った方法、より効率的な費用対効果の見込める方法を今後検討していきたくと思っていますので、よろしく申し上げます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 総務部長の手腕に期待をいたしまして、次に移ります。

教育費、147ページ、この中に、助手報酬費が571万9,000円あります。これは社会保険644万円を含んでおりますが、1名削減をされたという、この意図はどこにあるんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをいたします。

英語指導助手の1名削減の件でございますが、これは、山県市招致外国人青年就業要綱、これはJETと申しますけども、このJETに基づく英語指導助手の契約は8月から翌年の7月までとなっております。これは5年間継続することができることになっております。現在2名のJETのうち1名が、今年7月で契約の打ち切りを本人が希望しております。そこで、21年度予算につきましては、残りの1名と7月までの予算となっております。

そこで、その後9月からにつきましては、JETではなく委託業務に基づく英語指導助手を現在の2名から3名へ増員することを現在計画しております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） そうしますと、今の英語の指導助手というのは、149ページにある2名というのを含むということなんですか、これは。それで1名減らしておると、そういうことでいいんですかな。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 現在、JETで直接雇用している指導助手が2名と委託業者から委託で、学校のほうへ受けている英語指導助手が2名の4名いるということでございます。

以上です。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 次の149ページと関連がありますので一緒にお尋ねをさせていただきますが、委託料が2人で1,391万1,000円。320万円の増額になっているが、この増額はどいうことで増額になっているんですか。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをいたします。

平成20年度、山県市におきます英語指導助手は、先ほど申し上げましたJETに基づく英語指導助手が2名と委託業務に基づく英語指導助手が2名の合計4名でございます。

JETに基づく英語指導助手につきましては、本市が直接雇用しているものであり、平成20年度の実績では1人当たり年間553万6,086円となっております。それと、委託業務に基づく英語指導助手は本市が業者に委託したものであり、平成20年度実績では1人当たり533万4,000円となっております。

J E Tに基づく英語指導助手は英語指導助手としての特別な研修を経ることなく赴任しており、個人による力量に大きな差が見られます。また、移動手段では自家用車の使用が認められておりませんので、本市のように学校間に距離がある環境では、美山地区、伊自良地区等への配置が困難になります。

委託業務に基づく英語指導助手は特別な研修を積んでおり、日本語についても堪能であり、個人による力量に大きな差が見られず、学校においても好評でございます。また、勤務時間外についてはすべて委託業者が対応することとなっております。

先ほど申し上げましたように、J E Tに基づく英語指導助手が今年7月で切れますので、その分を委託のほうの現在の2名から3名に増員をして21年度行っていくということでございますので、よろしくお願ひします。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 質疑の中に報酬と委託料との違いと書いておきましたが、報酬とは、いわゆる今言われるJ E Tという意味でいいんですな。それで、委託というのは業者さんに委託をしたこの2名の委託料、こういうことでいいんですかな。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） はい、そのとおりでございます。

それから、先ほどありました320万円の増額につきましては、委託の分の増額でございますので、よろしくお願ひします。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） はい、了解しました。

次に、教育費で、172ページの市の国体実行委員会の補助金64万円の内訳を聞かせてください。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをいたします。

平成24年開催予定のぎふ清流国体につきましては、本年7月に国体開催地、会期、会場地が決定される予定でございます。それを受けまして、当市におきましても、今年8月に山県市実行委員会を設立し具体的に進めていく予定でございます。

実行委員会補助金の64万円の内訳につきましては、実行委員会開催経費としまして、資料とか封筒などの印刷製本費、事務消耗品及び案内用通信費で12万4,000円、開催推進費としまして、国体推進啓発用ののぼり旗等を作成しますので、それに31万5,000円、21年度、国体が新潟県で開催されますので、その開催の競技視察費用に9万5,000円及び馬術競技事後の報告会というのがございまして、山県市の今後の参考にするために事後報

告会に参加しますので、その費用が10万6,000円の合計51万6,000円が内訳でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） このうちの9万5,000円、視察費は、一体だれが行かれるんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 4月から生涯学習課の中に国体推進室ができますので、その推進室の担当の者が出席をする予定でございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 同じく172ページの教育費であります、施設管理委託料の2,925万9,000円の主たる内訳をちょっと教えてくださいな。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをいたします。

平成20年4月1日よりNPO法人高富スポーツクラブへ指定管理をしました市の総合体育館及び梅原スポーツランド、大桜グラウンド、高富体育館の運営施設維持管理費には4,061万5,000円の積算でございます。それで、その4施設につきまして、施設使用料収入が1,135万6,000円見込まれるため、市からの管理委託料は2,925万9,000円となっております。

その主な内訳でございますけども、これは体育館の職員2名の給料、受付・清掃業務等のパート職員の賃金及び社会保険料等の福利厚生費で1,921万5,000円、それから4施設の光熱水費が1,470万円、消耗品及び施設スポーツ機器等の修理・修繕費用で138万円、電気、消防、エレベーター等の設備点検及び体育館の清掃委託業務で365万円、その他、通信費とか保険料、コピー機のリース料等が167万円となっております。これだけの合計が委託料となります。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） そうすると、ここには正規の職員というのは2名ということで、あとはパートということでもいいのかな。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 正規の職員は2名でございます。正規の職員というのは、高富スポーツクラブが雇用している正規の職員は2名ということで、あとは3時間、4時間という交代でのパート職員でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 同じく教育費の172ページで、総合施設スポーツクラブの補助金60万円の増額、これにつきましては、スポーツ教室開催補助金を含むとありますが、新しくそういうクラブを設けられて、そこに補助金を出すのかなと思っていますが、具体的にはこの60万円の増について伺います。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをします。

山県市内では、NPO法人高富スポーツクラブが総合型地域スポーツクラブとして全市を対象に活動しております。

60万円の増につきましては、昨年まではスポーツクラブへの補助金500万円と、それとは別に、スポーツクラブへ事業を委託している委託事業としまして、市内全市民を対象としたスポーツ教室の委託料として60万円を別で予算化しておりました。これは、前期、後期開催いたしますスポーツ教室の種目や実施内容の検討、受講生の募集実施等をすべて高富スポーツクラブへ一任しているため、今年度より支出科目を見直しましてスポーツクラブ補助金として一元化したものでございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 総額的にはこれは変わりはないということみたいですが、実は日曜日も生涯学習という発表がありまして、その人数を見ましても、結構高齢者の方がたくさんおみえになって、非常に張り切ってやってみえる。

いろいろかぎの問題だとか何だとかありまして、要するにこの生涯学習のクラブがだんだん減ってきてつつある。自分たちでかぎをだとか、自分たちで始末するんだとか、かぎをとりに行つてあけなならんとかいろいろあって、だんだんとその生涯学習クラブが減ってきてつつありますので、このスポーツクラブが例えばこれからたくさん入って、千何名みえるということなんで、人数的にはたくさんおみえになりますが。でも、各地区の公民館を利用してやられている生涯クラブというものも、補助金を削るとか、あるいは不便をかけるとかいうことをなるべく少なくして、そして、高齢者の皆さんが楽しんでやれるような、そういうクラブを少しでも援助してあげるといいなと思いますので、特に、この金額についてはできるだけ生涯クラブのほうにも目を通してあげてもらおうといいかなと思って質問をした次第です。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君、よろしいですか。

16番（久保田 均君） はい。

議長（藤根圓六君） 以上で、久保田 均君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位7番 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 失礼します。

それでは、資料の6の一番最後のほうに参考資料としてつけてあります組織機構改革についてお尋ねをいたします。

市役所内においては、ここまでに至るまでのどのようなプロセスが経られてきたかということについてお伺いをいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 山県市の行政組織機構改革につきましては、基本的には、まず第1点といたしましては、山県市の行政改革大綱がございます。この大綱の中には、組織機構の見直しといたしまして、本庁組織については極力スリム化を図り、新たな行政課題等への対応についてはスクラップ・アンド・ビルドを基本として、時代の要請に迅速かつ的確に対応できる組織機構の整備に努めるとあります。

また、集中改革プランにおきましては、組織の見直しといたしまして、組織機構について常に点検を行い、国、県等の施策に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えるということで、実施予定年度といたしましては、常に継続してこういった見直しを行っていくという前提がございます。

また、山県市の第2次でございますが、定員適正化計画による職員の削減を進めるためには、この市の行政組織機構の改革を常に考えていかなければならないものと考えております。

こうしたため、各部署の事務事業の把握ですとか事務量、市民サービスの向上のため、各課の連携体制の再構築などが必要であります。特に、職員の意向調査を毎年行っておりますが、そういった職員の意向調査からもこうした提案が見受けられます。そういったものも秘書課で集約をしておりますが、こういった状況といたしますか、過程におきまして、執行部におきまして総合的に検討し、また市の政策調整会議で検討いたしまして決定がなされたものでございます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） よくわかりました。

職員の意向調査というのを毎年行っているということでございますので、やはりこういった組織改革が本物になっていく、共通理解とか共通認識とか、職員のコンセンサスを得て充実したものになっていくと思いますので、今後ともそういった面をお願いをし

たいと思います。

次に、2点目は、予算書の歳入の部の2ページになると思います。ちょっと初歩的な質問かもしれませんが、市民税についてはプラス6,000万強でございますね。固定資産税については逆に6,000万強の減になっているわけでございますけれども、この見込み、算定方法について少し御説明いただけませんかでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

最初に市民税でございます。

市民税につきましては個人分と法人分がございまして、個人分につきましては、当初予算編成時期において、19年度から行われている国から地方への税源移譲により、ほとんどの方が所得税は減少しました。市県民税につきましては増加したことにより、歳入予算の見込み増額が非常につかみがたい状況でございました。こうしたことから、歳入欠陥を起こさないよう安全な予算額を計上したことにより、前年度と比較しますと増額になりました。また、法人分につきましては、今年度の経済状況により、企業の業績悪化を見まして減額となりました。あわせまして、前年度と比べまして6,000万円の増額となりました。

それで、議員が申されますように、市民が高くなるのが危惧されるということでございますが、そのようなことはございませんので御理解いただきたいと思えます。

それから、次に、固定資産税におきましては、土地と家屋につきましては平成21年度において3年に1度の評価がえがございまして、それに当たりまして、特に家屋につきましては減少が大きく影響しています。

それと、あと、償却資産につきましては、最近の経済状況の低迷における企業の設備投資が余り見込めない状況でございますので、減額であります。

以上で、固定資産につきましては前年度より6,000万円の減額の予算となっております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） ありがとうございます。

次に、10ページ、これも歳入の10ページになるかと思いますが、これも大変初歩的な質問で申しわけございません。一番下に臨時財政対策費というものが上がっておりますが、その用途及び、20年度に比較しますと2億円強増加していると思えますが、こういったものの上限とか限度額というものはないのかどうかということをお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） お答えをいたします。

臨時財政対策債は、国が交付する地方交付税の交付財源の不足に伴いまして、地方一般財源の不足に対処するために地方交付税にかわる地方一般財源として発行できるもので、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額を後年度地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源ということになります。その財源の用途は特定されておらず、一般財源としてどのような経費にも使用することができるものであります。

平成21年度におきましては、国が示します地方財政計画によりますと、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中、公債費や社会保障関係経費の増加などによりまして財源不足が大幅に拡大したために、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に増大をいたしております。その額は総額で5兆1,486億円で、前年度に比べますと2兆3,154億円、81.7%の増加を示しており、市町村分といたしましては55.3%の伸びとなっております。

この新年度予算に計上しております臨時財政対策債6億4,000万円は、この伸び率を加味いたしまして予算化をいたしておるところでございます。加味と申しますのは、国がこういった金額でということを示しておる数字でございます。

臨時財政対策債の上限や限度額につきましては、地方交付税を算定する中で、臨時財政対策債発行可能額を算出することになりまして、この発行可能額の範囲内、このところが上限と限度でございますが、範囲内でしか借りることができないものでございます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） ありがとうございます。よくわかりました。

次は、36ページ、歳出のほうでございますけれども、それにかかわって、給料のほう43人から44人、1名増加ということでよくわかりますが、他の項のこういったものを、給料あるいは職員手当等をずっと調べてみますと、ここだけ突出しておるわけですね。1,600万円強になっているかと思えますけど、昨年度に比較しますと。

44名という人数は多いということはわかりますけれども、この算出について基準とかそういったものについてお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの総務費の一般管理費の給料の算出根拠、増加分についてお答えをいたします。

この対象となりますのは、秘書広報課、総務課、企画財政課、会計課、それぞれの支

所関係の職員の給料が計上されております。

人事異動によりまして12人が転出し、13人が転入したことによります差額分と、職員が昇格をいたしました場合の財源もここで一括して計上している関係から、他の項目と比較して多くなっているものでございます。従来は、それぞれ目の事業ごとにこの昇格分を予算化いたしておりました。大体予算枠で1,000万円ほどになりますが、これを21年度からは、この総務費の一般管理費で計上したことから、全体が1,643万8,000円の増となっておりますが、このうちの1,000万円ほどは、すべての職員の昇格分につきましてここで見ておる関係で大きく予算が膨らんでおるわけでございます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 私も、ちょっとここだけ突出しておるので、多分一括して計上されたんじゃないかというふうに思いましたが、今の説明でよくわかりました。

ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上で、上野欣也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位8番 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 最初に、議第17号ですけれども、先ほど田垣議員さんが御質問されましたので、ちょっと1つだけお聞きしたい点をお聞きしたいと思います。

女性消防団というのを募集しているというお話でした。そんな中で、女性隊というのを10名というふうにお話があったんですが、今、女性防火クラブというのがあると思うんですけど、その女性防火クラブとの関係はどんなふうになるのか教えてください。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） 女性防火クラブと今回の消防団に所属する女性隊の違いですけれども、身分は今回募集する女性消防団員ということで、女性防火クラブは任意の家庭用の防火ということでつくられた組織であります。

私どもも、毎年役員の方がおかわりになりますので、そういう経験をされて、消防と接触された方は結構消防に対して好意的な方が多いので、そういう方にも入っていただきたいなと思って毎年お手紙などを出して勧めております。今回も、また組織も機能別ということで再度お声をかけたり足を運んだりしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） そうしますと、女性防火クラブという活動というのは、続けていかれるという組織は1つあるということなんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） そのとおりです。

女性防火クラブは、先ほども申し上げましたように、家庭用の防火、家庭の火災予防を、昔で言うと家庭を守る女性の方というような感じですがけれども、そういうことで進めていく。消防団のほうの女性隊というのは、こちらの消防としての感じですので、若干同じような組織に見えますけれども、身分保障の関係がありましてちょっと身分的にも違いますし、女性防火クラブのほうは本当にボランティアみたいな組織だと思います。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） わかりました。

続きまして、次に、予算書のほうですけど、109ページの農地・水・農村環境保全向上活動事業負担金というの内訳と、あと、どういうふうに組織がなっているのか教えていただきたいと思います。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

農地・水・農村環境保全向上活動事業と申しますのは、基本的なことを申しますと、地域で農地や水を守る効果の高い協働活動と、それに加え、環境保全に向けた営農活動を支援すると、それは国と県と市で支援をしていこうというものでございます。

平成19年から5カ年ですから、平成23年度までの事業でございます。山縣市と地域の活動組織が協定を締結いたしまして、活動対象項目を毎年検証しながら、それに対して助成をしていくと、そういうものでございまして、国がその助成負担金の2分の1を負担しまして、山縣市が4分の1、県が4分の1でございます。ですから、その4分の1相当の山縣市分が230万円余になっております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今現状こういう組織は幾つあって、どこにあるのかというのを教えてください。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） この活動組織は、具体的に申しますと、高富地域で4つの今の活動組織がございます。あと、伊自良地域に1地区、合計5地区でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） この活動の費用というのは、今お話があったようですけど、23年度までということですので、それ以降は補助もこういったものもなくなるということでは

よろしいでしょうか。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 国の制度で5カ年というのが通例でございますから、基本的にまた23年度になれば何らかのそういう助成の制度はあると思いますが、いずれにしましても、地域でどんどんいろんなものを取り組んでやっていくと、そういう事業でございまして、できることでしたら山県市内でももっと多くの活動組織が誕生することを希望しておりますし、そういうことを21年度に向けてもどんどん積極的に啓発して対応してまいります。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございました。

続きまして、130ページになりますが、市営住宅の取り壊し工事ということで費用が上がっています。この内訳について教えてください。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

まず、箇所につきましては、主要地方道関・本巢線南地区より南側に広がる高富蛭ヶ丘地内にございます通称寺洞市営住宅でございます。21年度に取り壊しを予定しております建物は、昭和40年の建築で老朽化をしており、今年度までに二軒長屋2世帯が転出をされましたので取り壊しを行うものでございます。

取り壊し工事の内訳は、木造平屋建ての建物2棟で、面積が199.5平米でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、広さも教えてはいただいたんですが、この2軒の広さがこれだけだと思うんですけど。全体的に市営住宅が今残っていくのか、それともそこが更地になってしまうのか、更地になれば活用方法があるのか教えてください。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 現在、高富地域につきましては、寺洞、それから金池、それから唐鋤、この3つの市営住宅がございまして、それぞれ老朽化をしておりまして、寺洞、金池につきましては、二軒長屋といって2軒が1つの家になっております。また、唐鋤につきましては6軒が1つの建物となっております。

それで、2軒のうち1軒が出ていかれた場合でも1軒は残っておりますので、こういった場合は取り壊しはできないわけなんですけども、両方とも出ていかれて空きになっ

てしまったと、そういった場合は、やはり耐用年数も経過しておるといようなこと
もございしますので、壊して更地にしていくということになります。

新しく建てる場合ですけども、そこに木造の建物を新しく建てるのではなく、今後、
市営住宅の建築の方針としては、やはり総合的なマスタープランをつくりまして、管理
とか耐用年数、こういったものを考慮して、アパート形式になるかと思ひますけども、
いろいろ財政的なことございすが、こういったことを考慮しまして、計画を立て、
検討していくということになると思ひます。

以上です。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございます。

続きまして、144ページのスクールバスの購入用の費用なんですけれども、そちらのほ
うの内訳とバスの規模とかを教えてくださいたいと思ひます。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをします。

平成22年4月1日より開校予定の美山小学校へは、乾小学校区児童及び一部富波小学
校区の児童は新たにバス通学となります。ただし、富永、大洞、畑野地区の児童は、通
学道路の安全措置が講じられるまでの間、暫定的にバス通学となります。

新たにバス通学となる児童と現在バス通学をしている児童・生徒の通学手段として新
たに2台の車両を購入し、安心・安全に通学できるように検討しております。購入予定
の費用、規模につきましては、28人乗りのバス2台で1,500万円を予定しております。

なお、スクールバス購入につきましては、国からの補助金が最高限度額で304万円、ま
たは2分の1の補助があるということで、活用して購入をしたいと考えております。

以上です。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、28人乗りのバスというお話でしたですけど、こういうバスは
省エネ対応になっているのかとか、あと、廃油を使ったような、そういった環境にいい
バスを利用されるのかなというふうに思ったんですが、そういう点は考えてみえるん
でしょうか。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

これにつきましては、現在、市であるマイクロバスと同様、現在のところ軽油のバス
を考えております。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 割と省エネ対応というのが今一番大事かなというふうに思いますので、そういう点も考慮してこれから考えていただけたらなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（藤根圓六君） 以上で、尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位9番 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 先ほどからも出ておりますが、緊急雇用創出事業のことで質問させていただくように通告しておきましたけれども、もう既にそういう話も出ておりました。

ただ、少しだけ、この事業は100%国からの助成ということで、最大限活用していただきたいと思えますし、特に環境整備面で市民からも多くの要望があると思うんですが、どうしてもおくれておるといことも聞いておりますので、こんなのを最大限に活用していただければと思っておりますが、部長の考えを。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） おっしゃるとおり、この緊急雇用の関係は山県市の中でも十分活用しまして、10分の10国、県から県を経過しまして補助金で参りますものですから、十分に対応したいと思っております。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 以上です。

議長（藤根圓六君） 以上で、宮田軍作君の質疑を終わります。

それでは、1時まで休憩といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位10番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告書に従ってお尋ねします。

まず、議第16号、資料1の27ページですけど、介護保険関係の条例の改正ということです。一応説明を聞いたりこれを見る限り、引き上げられるというふうですけれども、その理由、それから額の算出根拠というところをまず示してください。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 引き上げの理由につきましては、先ほどお答えしたかと

と思いますが、主な内容といたしまして、介護老人福祉施設の20人分とショート10人分、施設関係に関しましてはこの2つの基盤整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、在宅におきましては、これからますます増えるであろう認知症に対応していくために、認知症対応型の通所介護を12人分、それから、小規模多機能型居宅介護を15人分整備を図っていくということで、それらが主な施設整備にかかる費用ということで、自然増プラス施設整備の分ということで上がる理由だというふうに考えております。

もう一つ、額の算出根拠につきましては、各年度ごとの施設サービス費プラス居宅型のサービス費の伸び率と利用意向を勘案いたしまして、3年間の総給費を出させていただきます。その総額から本人負担の1割分を差し引いた金額を、65歳以上の高齢者の割合というのは、1号保険者は今現在20%ですので、0.2を掛けた額に、65歳以上の高齢者の3年間の人口を割って1人当たりの1年間の保険料を算出してまいります。

細かい資料につきましては、こちらで今策定中ではありますが、高齢者の福祉計画の中で金額とか数字的なものは全部載せますので、来年度5月までには皆さんにお配りする予定でございます。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、実際に介護保険の制度が始まっているいろんな声があるんですけど、特に市民から見ると、納める分というところについて、担当の皆さんのほうには、市民から見て徐々に上がってきているわけですけど、こういった声が届いているのかということ、そういったところを認識をお聞きしたいということですね。

それから、今回、この27ページの下に第2条というところがあるんですけど、ここを見ていくと、第1号被保険者のというところがあって、右側のページの2行目には第4条の規定にかかわらず4万4,270円とするという例外規定があるようなんですけども、これはどういう意味なのかということ。

そして、説明にある新旧対照表の14ページのところがここに該当するわけですけど、ここの下の段に参考として20年から23年の介護保険料と書いてあって、ここの真ん中あたりのところ、例の附則第9条第1項から4項という欄で右のほうを見ると、23年が4万4,270円とあって、22年が4万3,000円云々、21年が4万3,000円、20年はなしということで、先ほどの条例の文言、4条の規定にかかわらず4万4,270円とするというのと一緒なのか、違うのか、どうなのでしょう。私には違うように見えるけど、読み方が間違っているのかなということ、そのあたりを説明してください。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 市民の皆様に関しましては、各1期、2期という、3年に1回でアンケート調査をしながら、そういった保険料の考え方とか各種のサービスのあり方ということの御意見をいただいております。

その内容で見ますと、約半数の方が現状のままのサービスでよいというようなお答えをいただいております。それを基本にしながら、策定委員会の中で、どこまでサービスを必要とするか否かといったことを議論してまいります。

それから、2番目の御質問の、4条の規定にかかわらず4万4,270円に関しましては、14ページを見ていただきますと、資料2の各年度ごとに保険料を算出しておりますが、その中で、今までは6段階でやっていたところを、23年度で見ていただきますと4万4,270円、4万9,190円の、附則の第9条と令の38条の第1項目のところを2つに分けるやり方で、今までは1割で、100%で見ていたところを国の施行令で少し分けたような形で、今回はこういった形で出させていただいたという内容でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今後のほうの答えの、新しい区分けをつくったということですけど、ごめんなさいね、28ページの上を見ると、これ、日本語の読み方ですけど、21年から23年度までの保険料率は第4条の規定にかかわらず4万4,270円とするというふうで、3年間一緒というふうに取り取るんですが、今の資料2のほうの対照表の14ページ、下の参考という欄を見ると、年度ごとに上がって、23年が予定額に達するというふうには私は読み取るので、私の読み取りが間違っているのか、議第16号の4条の規定にかかわらず4万4,270円とするという、普通に読めば3年間この額ですよというふうに取り取るんですが、これは両方とも正しいのか、どちらか違っているのかというところをもう一度見比べて説明いただきたいということ。

それから、これは再々質問になるので、今度の3年はそうだととして、その次に来る3年はどういう展望を持っているのかということですね。何か過去の歴史を見ると、もう順番に上がっていくしかないというふうには素朴に思うんですが、そういう展望でいいのでしょうかということ。それと、今回のこういったことは市民の方にどういう形で周知をされていくのかなということですね。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 保険料に関しましては、規定にかかわらず、それぞれ国の介護従事者の処遇改善の臨時の交付金がありますので、その部分が変わってきますので、年度ごとに、23年においては4万4,270円としがてらも、この4万4,270円という金

額が基本ではあるが、21年と22年に関しては交付金があるがゆえにその金額が変わっていきますよ、その金額を示したものが資料2の中にあります、14ページにありますその金額になりますという内容です。

それから、もう一つ、今、今後の展望についてということですが、今後の展望につきましては、26年度までに関しましては、施設整備に関してはかなりの規制というか、多分これは私どもの私見になるかも知れませんが、大きな施設整備をしていくことはできないだろうと。それは、国の中で示されております施設サービスの割合というのがある程度抑えられるような形になっておりますので、まず、そこはないだろうというふうに考えます。

そうなった場合、じゃ、26年までに関しましては、先ほども申しましたように、高齢者の人口の割合とサービスの利用割合の伸びによることによる金額の増というふうに考えております。

それから、最後に、周知徹底に関しましては、5月の広報にて掲載する予定でございますし、7月の本算定に向けて、CCY等でその時期をねらいながら放送はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に、議第20号、補正予算、資料4の9ページですね。ここで、歳入のところの市税の個人分8,000万円増、法人分1,500万円減、それから固定資産も同じ程度ということですね。

それから、もう一つの通告は、新年度の予算のほうでも同じところについて伺っているわけですがけれども、新年度については、先ほど他の議員に、国の制度の個人住民税の減税の関係で予算を低く見積もったので、この時期、年度末の補正で予想外に多かった分を補正しますと。当然そのままそれは新年度の予算にスライドしますという趣旨の説明があったということで、そこは理解できたんですけども。

じゃ、その減の部分について、特に固定資産についてなど、これについて、あるいは法人もそうですけど、先ほどは、新年度予算では評価がえの関係でどんと低くなっているんですよという趣旨かと思えますけども、それはそれとして、補正のほうの減は算定がえじゃないわけですから、今年度の補正で大幅に下げざるを得ない状況というのはなぜなんでしょうか。まず、そこをお聞きしたと思います。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

まず、法人税の減でございますが、これは法人税割について、業績不振による平成20年の実績が前年度と比較して大幅に減少したことでございます。

それから、固定資産税の減額でございますが、これは家屋についてでございますが、当初の時点では新築家屋が多いということで見込んだんですが、景気の低迷で新築家屋が減少したということと、それと、あと大きな工場が2つばかり完成を見込んであったんですけど、会社の事情でそれが次年度へおくれたというのが大きな減額の要因でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうすると、減の原因が、この年度末の補正のほうについては、新規の住宅などが見込みより少なかったというようなこと、それから、大きな工場の予定がおくれているということですね。

ということは、新年度の予算のほうにはその減がかなり大きいわけですけど、新しい住宅はどういうふうに見込んだのか。去年と一緒で多く見込んでいて、この分があるのか。あるいは工場についても、新しい予算のほうには反映すると見てこの状況なのか、反映しないからこの状況なのかということ、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

先ほどお話ししましたように、完成がおくれて平成21年度へ振り込んだんですけど、平成21年度につきましては3年に1度の評価がえの年でございますもので、そのウエートが高いということで、新しい家の評価も入りますけど、評価がえのほうのウエートが高いもので今回固定資産税のほうでは減額になっておりますし、それから、償却資産について説明しますと、最近の経済状況の低迷で設備投資が少ないということもありまして、今回減額の予算を組ませていただきました。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 一応見込んであるということですけども、だれも御承知だと思っんですけども、全国的に大変厳しくなっているし、これは去年の夏、秋よりもさらに厳しくなるのがことしで、新年度はもっと厳しくなるというのはだれも予測しているわけですよ。

そうすると、確かに予算を去年の秋からつくってこられたんだろうけど、新年度に入っていくって、どうなんでしょうね、実際に個人の市民税にしてもそう、どれにしてもかなり減っていくのではないかというふうに思って、そういうふうな見込みを立てる自治

体もあるようですけど、山県市に関しては、先ほどおっしゃられたような理由以外に、経済の停滞がさらに深刻になるということの見込みをしているのか、していないのか。しているなら、どれくらいを見込んでいるのか。あるいは、この予算では見込んでいないけど、多分新年度中にこれくらい減るのではないかという予測を持っておられるなら、その数字を示していただきたい。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

この新年度予算をつくったのは昨年10月ごろでございますもので、そのころはまだ景気がよかったわけでございますし、今は確定申告のシーズンでございますので、その確定申告の税が大体6月の終わりから7月ごろに確定しますもので、その時点で大体の予算が見られますもので、私ども、今幾らというのはちょっとわかりませんし、それから、それによって税収が落ちますもので、また過年度分の税収も落ちると思います。そこら辺は滞納整理等で強化をして本市の税収アップに努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

質問を変えてください。

12番（寺町知正君） それでは、通告で次のところですけども、議第24号、資料の4、補正予算の56ページですけれども、歳出のところ、これは下水道関係ですよ。説明のところ、報償費、一括納付報奨金というところがあるわけですけども、これは1万円を200件報奨金を出したという趣旨のようですけども、実際にこの報奨金を出すということによって役所にメリットがあったのかということはどうに検証されているんでしょうか。いわゆる費用対効果、そのあたりの見解を示してください。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

市では、受益者が負担金を一括納付したときは、その負担金額に100分の5を乗じて得た金額を一括納付報奨金として交付をしております。一般世帯の場合は、受益者負担金が21万円で報奨金は1万500円となります。

この受益者負担金一括納付報奨金制度につきましては、県下20の市中、85%に当たる17の市において実施がされております。

この制度のメリットとしましては、宅内工事の推進につながる。分割納付に比べて一括納付の場合は負担金の滞納の心配がない、納付金額が多いので事業費に充当する起債が少なくて済むことから起債の利子が少なくなる、事務量が少なくなり経費が削減でき

るなどがございます。

御質問の費用対効果といたしましては、受益者負担金は一括納付が21万円を一度に支払い、分割納付については毎年4万2,000円ずつを5年間で支払うこととなりますが、一般世帯の場合の比較といたしましては、概算で一括納付の場合が起債の利子及び事務費の面で約1万2,000円ほど経費が削減できると考えております。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 県内の85%の17市でやっているからというのは特別な理由じゃないと思うんですが、今、最後におっしゃられた1万2,000円の具体的な試算の額、それに対して、100分の5、1万円ですね、これを市民に提供したことは、差し引き2,000円程度相当ぐらいメリットがあるんじゃないかという趣旨と今お聞きしたんですが、そういう受けとめでいいかということですね。

それから、今のような試算があるとしても、例えば、かつて旧山県郡はどこもそうだったと思いますし、多くの自治体がそうですが、いわゆる税金のほうにも報奨金というのをつくっていたんですけど、今は非常に少ないですね、この山県市関係もゼロにしていますけど。そういう歴史を考えると、本当に効果のあるものだったのかなという。先ほどの数字は、1万円を上回る数字をはじいたのではないかという声も出そうな気がするんです。そうすると、将来的にはこれを続けていくメリット、本当に必要なのか。通常の税のほうはなしにしたわけですから、そのことを頭に置いて考えると、本当に先ほどの答えでいいのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 費用対効果につきましては、先ほど説明をさせていただきましたとおりでございまして、起債につきましては年利2.5%で計算をいたしまして、一括納付の場合が1万500円ほど利子が少なくて済むということと、それから、事務費につきましては、帳票の印刷、それから郵送料金、それから人件費があるわけなんですけども、こういったものが約1,814円、合わせまして1万2,314円という試算をしておるわけなんですけども、これと1万500円の比較をした場合に、1,814円ほどこちらのほうが多いということでございまして、こういった面からこういう制度を取り入れておるといふこと。それから先ほど申しましたように、このほかに滞納の心配がないということ。それから、宅内工事の推進につながる。こういったことも考慮いたしまして、この制度を採用しておるわけでございます。

それで、税金につきましては、こういった費用対効果というものがあるかどうかとい

うことはちょっと私もわからないんですけども、こういったものが税金にはないんじゃないかということをおもっておりますが、それで、将来的には、やはり今の、確かに費用対効果ということもございますけども、宅内工事の推進、それから滞納の問題、こういった点を考慮いたしまして、将来的にもこの制度を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、そもそも今回100分の5適用というふうになった人は全体の納付者のうちの何%くらいであるのかということと、先ほど、他の自治体がという、85%、17市とおっしゃったけど、その自治体でのこういう報奨の対象者の割合ですよ。山口市が何%であったかということと、他の実施しているところの報奨金の受け取り者の率、もしデータをお持ちなら。なければまた後日でもいいですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 一括納付者の割合でございますけども、全体が1,331件で一括納付が736件、率にいたしますと55%でございます。

それと、今御質問のございました他市町村の割合などにつきましては、まだ調査をいたしておりませんので、また後ほど調査をいたしまして、また御返答をさせていただきます。これは、他市町村が答えてくれるかどうかということもございますけども、一度調査はいたします。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、次に行きますけれども、議第25号、新年度の予算ですけれども、資料5の66ページですけど、66ページの社会福祉費ですね。

ここの説明欄の右上から6行目に、市の遺族会の補助金107万2,000円というのがあるわけですけども、これに関して、私は昨年9月の決算のときにもお尋ねしましたけれども、これについて、まず、山口市の合併前の年の3つの町村のそれぞれの補助額は幾らだったんでしょうか。それから、合併した後の各年度の予算、決算、一緒なら一緒ということでもいいですけど、各年度の推移、そして変化した理由を説明してください。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 合併前、平成14年のデータで申し上げます。高富が64万3,000円、伊自良21万8,300円、美山149万5,100円、計235万6,400円。

新市山県市になりましてから、平成15年の予算額235万2,000円、決算額235万2,000円、平成16年、222万7,000円、決算額222万7,000円、平成17年度、222万7,000円、決算額が222万6,660円、18年度が222万8,000円、決算額が222万7,120円、19年度、199万8,000円、決算額が199万7,520円、20年度、179万1,000円、決算額179万880円というふうになっております。

その推移に関しましては、市の財政状況と実績報告を勘案して決めさせていただきました。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今ずっと見ていくと、まず、合併前の状況だと、高富が64万何がし、伊自良が21万、美山が149万ですか、それを合わせたようなところで235万だったと。徐々に減っていく理由ですが、市の財政状況などを見てということですけども、その補助する相手方のお金の使い道はどういうふうであるのかは検証されていますよね、9月にさきにお聞きしたから。そのあたり、どういった目的に使われていますか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） お答えします。

柱数は1,148本と変わりはありませんので、各地区ごとに行われます慰霊祭の慰霊碑に関する1人当たりの経費の削減、慰霊祭が主な内容となっておりますし、あと、役員会、それから、もしくは、全国的な組織でもございますので、全国とか県組織での役員会経費とか旅費等が含まれているというふうに考えております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうすると、合併してから徐々に減ってきて、今度の新年度はさらにちょっと減っているというふうに数字は見るんですけども、それは相手方にとっては減ってきて困るというふうに言われているのか、市の財政状況が厳しいから仕方ないのでしょうか。要は、相手の活動に影響がどういうふうに出ているのか、出ていないのかというところはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） その辺は、市の状況も勘案しながらお話しさせていただいて決めさせていただいております。

12番（寺町知正君） ごめんなさい、相手の活動は支障はないんですか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） ないと言えようそになりますが、現状の中では、何とかお願いできている現状でございます。

議長（藤根圓六君） 質問を変えてください。

寺町知正君。

1 2 番（寺町知正君） ほかの通告外の方があれば、先にやっていただいていた方がいいですよ。

議長（藤根圓六君） 以上で、寺町知正君の質疑は終わります。

ほかに質疑はございますか。

久保田 均君、お願いします。

1 6 番（久保田 均君） 議第38号の定額給付金の1万2,000円と2万円という、人員はわかりますかな。

それと、今出ています妊婦健康の子育ての明細もちょっと教えてください。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 定額給付金の対象者でございますが、対象者数は3万900人でございます。うち外国人が640人を見込んでおります。1万2,000円分につきましては1万8,360人、外国人610人でございます。高額の18歳以下、65歳以上につきましては2万円でございますが、1万2,540人、うち外国人約30人を見込んでおります。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 妊婦健康診査の補助金の内訳ですけれど、1月27日から3月31日までに健診を受けた方への償還金払いということで、1人当たり2,550円掛ける300件を予定しております。

1 6 番（久保田 均君） 2,550円掛ける……。

保健福祉部長（笠原秀美君） 300件です。

1 6 番（久保田 均君） ありがとう。

議長（藤根圓六君） よろしいですか。

1 6 番（久保田 均君） はい。

議長（藤根圓六君） ほかにございませんか。

寺町知正君。

1 2 番（寺町知正君） それでは、今の本日出た38号のほうからですけど、子育て応援特別手当という新しい言葉があるんですけど、これの説明をしてください。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 一応子育てをしている方々への応援ということで、一番費用がかかるということで、2月1日現在で3歳から5歳になられる方の約700人ぐらいが該当するかというふうに思っておりますが、その方に対して、第2子以降ですが、1人当たり3万6,000円を給付するものでございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） これは、市独自じゃなくて全部国から来ているんですね。それは、今の内閣の、幾つか新しく昨年末ごろ出てきたんですが、そういった施策というふうに考えたらいいのかということと、新年度以降はどういうふうになる措置なのかということ。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） これに関しては臨時になりますので、1回きりというふうに考えております。

12番（寺町知正君） 内閣の政策。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） そういうことでございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、ほかの議案に移りますけれども、特に新年度の予算の関係ということで、予算書の前のほうから行きたいと思っておりますけれども、資料5、新年度の予算書のまず57ページ。

57ページのところに総務費、徴税費というのがあって、右の説明を見ますと、賦課徴収というところで委託料872万5,000円、システム開発導入委託料というのがあるんですが、これはそもそもどういうシステムを考えているのかということですね。あわせて、山県が単独でやるのか、ほかと共同でやるのかということ、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） これは、先般条例改正でもお願いしましたように、年金天引きを行うものでございまして、それは、ここに書いてございますように、システム開発導入料とかプログラムの開発料とか、そういうものを行います。それは、一応県下42市が全市が行うものでございます。よろしく申し上げます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 県内全部、横並びということですね。

それで、資料をちょっと見せていただいているんですけど、これを見ると、国のほうかな、関係団体からの助成というのが随分当初には来るんですけど、とはいっても、システムができてからはかなり費用が要るともとれる、市のほうが。

ということで、そもそも最初は約500万円ぐらいの予算要求だったというふうに思うんですけど、それが、この予算が決まった段階で870万という非常に7、8割増えているんですけど、これは何が原因でこんなに増えたんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 初めは500万円を予定していたんですけど、開発料とか、e L T A Xという導入機械が要りますもので、そういうのも勘案しまして、地方電子化協議会の協議会のほうも必要でございますもので、そういうのを勘案しまして今回872万5,000円を計上させていただきました。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうすると、これは単年度の872万円として、このシステムを開発して使えるまでに合計で幾らぐらい要るのかということと、それから、動き出したときに、あと、市が毎年、負担金か何か割り当てなりが来ると思うんですけど、経常的に来る分は毎年幾らぐらいかというところ、いかがでしょう。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） これは、10月1日から徴収するものでございまして、それは全県下行うものでございまして、それから、あと、地電協、地方電子化協議会のほうへ負担金を、前回の補正予算でもお願いしましたように、今回もその程度随時要るようになっていきます。

12番（寺町知正君） だから、開発するまでに出さなきゃいけないお金と、経常的に出てくる負担金は幾らですかというところ。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 開発するまでには、今の872万5,000円でございます。

それで、あと、ここに書いてございますように、電子化協議会負担金が16万7,000円でございます。予算書の55ページでございます。

12番（寺町知正君） 済みません、55ページの7万5,000円ですか。16万7,000円。

市民環境部長（松影康司君） 55ページの16万7,000円、地方電子化協議会負担金です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） わかりました。

次、お尋ねしますけど、この予算書の72ページですけど、福祉医療費というところで扶助費ですね、右側の説明欄。県単の乳幼児医療費、それから市単の分ということで、合計を計算すると8,585万4,000円ということですけど、まず、この中身を説明していただきたいということですね。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 県単におきましては、今までどおりの内容になりまして、市単に関しましては、今回上程させていただいておりますように、医療費の扶助に関し

まして、入院に関しましては中学校3年生まで見ていたものを、通院に関しても小学校1年生から3年生のまでの分を上乗せした金額になります。3,200万円ぐらい増えているかというふうに考えております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 対象を拡大したことによって、この新年度予算で増える分ですよ、前年度で予算ベースで見て。それが3,200万なんですか。

保健福祉部長（笠原秀美君） はい。

12番（寺町知正君） そうすると、市単が3,200万増えるということ、県単は変わっていないわけだから。

保健福祉部長（笠原秀美君） そういうことでございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） わかりました。

次、93ページですけど、93ページの保健衛生費の母子保健費というところで委託料というのがあります。ここの妊婦の一般健診委託料というところ、1,400万ですね。先ほど、きょう出てきた補正の説明もあって、その関連もあるのだらうと思うんですが、一連の事業でいいかどうかというところをまず説明いただきたいというところですね。

それで、先ほどの説明、補正予算では余り詳しく説明はなかったもので、そもそもどういふ事業が予定されているのかというところ、そのあたりをお願いします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 妊婦健康診査に関しましては、国の安心・安全対策の中の一環としまして、妊婦の安全性をうたって、健康診断をなるべく公費で負担していくという趣旨から、先ほど言いましたように、1月27日から3月に関しましては償還払いという形で1人2,550円という金額。

その内容に関しましては、今年度に関しては検査のみの補助になります。21年度からに関しましては、診察と尿検査、血圧、体重を含めて1人当たり5,000円というのは県下統一した金額になりますが、県の医師会と協議いたしまして、その金額で1回当たり5,000円掛ける14回分、10カ月の間に14回を公費で見るといふ内容のものでございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、たしか前年は630万円だったと思うんですよね、予算の段階では。予算要求も同じだと思うんですけど、それがことし、年がかわって1,400万に増えているわけですね。なぜそういうふうになったのかというところが1点。

それから、じゃ、実際、岐阜市とか山県市の周辺の状況というのはどんな状況なんで

しょうか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） まず、後からの質問になるかと思いますが、県下の状況に関しては、県下統一した形でやっていくということで、来年度に関しては同じ内容になるかというふうに思っています。20年度に関しましては、今年度の分に関してやるか、やらないかというのは各市町村の見解によりますので、格差が出ているかというふうに考えております。

それから、あと、歳入に関しましては、2分の1に関しては、国のほうからの補助金等で賄えるということで、2分の1に関しては市単になるかというふうに考えております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今ちょっと答えがなかったけど、秋の予算要求が630万円だったと思うんですよ、1年前の予算と一緒に。それが突然、急に最近になって増えているんですね、1,400万に倍以上。なぜそんなに増えたんですかというところ。

それから、先ほど、県下統一なので周辺の自治体も一緒じゃないですかという答えだったんですが、それは一緒なら別にいいんですけど。先ほどの説明では、でも、違う部分がある。それは多分、新年度までのところ、今のところ、いわばこの補正を出すかどうかというところが各自治体の判断があり、逆に4月からは県下統一、一緒の額でいきますよということの理解でいいのか。理解が違っていけば、ちょっとそこを、周辺と山県の間を説明していただきたい。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 大変申しわけございません。

単価に関しましては、先ほど御説明したように、今年度、20年度においては検査料のみの単価でやっていきますので、2,550円で積算しておりますし、新年度予算に関しましては、診察費も含めての形になりますので5,000円という金額で積算しておりますので、その違いがあるかというふうに考えております。

12番（寺町知正君） だから、それがいつからなんですかね。秋の段階ではそんなこ

とを考えていなかったわけでしょう。

保健福祉部長（笠原秀美君） 最終的に決まってきましたのは、1月に入ってからでございます。

それと、もう一つ、21年度以降に関しましては全市とも、全県下一緒になりますが、20年度に関しましては県下の市町村でばらつきが見られるというふうに思います。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 次、よろしいでしょうか。予算書の100ページですけど、衛生費の清掃費ですね。クリーンセンターの関係のじんかい処理費ですけど、大きな予算が出ていますが、この中で、先ほど他の議員に、工事の施工管理とか包括発注支援については説明があったので、そこはいいとして。

去年の秋の段階では、本体の工事費は想定して予算要求されたんだろうけれども、管理関係、それから包括支援業務というのは請求されて、請求というか予算に考えておられずに、最近入ったのかなと思うんですが、その辺の事情はどういう背景なんですか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 包括支援業務につきましては、平成22年4月から本稼働しますもので、去年の時点ではまだいろいろ協議してわからなかったんですけど、今回、包括支援業務ということで488万4,000円を計上させていただきました。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、それで動くとして、こういう大きな施設ができると、よく竣工式とか何かいろんな儀式とかイベントをするんですけど、今回この施設に関しては、そういったことの予定、あるいは事業費というのは特にここには出てこないんですけど、想定されているのか。それとも何もせずに、あるいはお金をかけずにするのか、かけてするのか、そのあたりはいかがでしょう。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 先ほど他の議員にもお話ししましたように、平成22年3月10日に一応工事のほうは完成しますので、その年度内に竣工式を行う予定でございますが、この予算には計上してありませんが、一応私どもの人件財力で、市でやっていく予定にしています。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 竣工式をするということはわかりましたが、それはお金を、公

費を使ってするのか、何も使わずにするのか、そのあたりはどうですか。諸事業を含めてですけど、余り公費を使うのはよくないという指摘はあるわけですけど。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 竣工式は行いますけど、予算的なことは、一応包括支援業務の中で一括、先ほどお話ししましたように、12月ごろから本稼働しますので、その時点で業者のほうも委託しますので、その中で、業者のほうで一応やってもらう予定にしております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 質問は変えますが、今のお答えだと何か、支援先のお金だけど、結局もとは山県市が出すということにしかないのでは、そこはできるだけお金のからない方法を考えてほしいなというところですね。

市民環境部長（松影康司君） わかりました。

12番（寺町知正君） 次ですけど、112ページ、これは林業費ですけども、右側のところの下のほうに森林整備関係があります。この中で、これも他の議員が高齢級の間伐業務については質問があったんですけど、それ以外に、森林整備地域活動支援補助金、それから、育林推進事業補助金、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業補助金とか余り聞きなれないものがあるんですけど、ここはざっとどんなものか説明をいただきたい。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 森林整備の各事業の内容でございますが、まず、高齢級間伐業務委託に関しましては、先ほど説明しましたように、花粉症対策のために8歳級以上の人工林の杉、ヒノキを間伐するという事業でございます。

あと、条件不利森林公的整備緊急特別事業に関しましては、従前は名称が未整備森林ということでございましたが、森林の立地や所有者の特性において条件が不利な森林を対象に、地域の実情に合ったということですから、森林でも、道路から入って近い森林じゃなくて道路からどんどん遠い奥地の森林を整備するという特別対策事業の内容でございます。

育林推進事業というものは、名前のとおり、森林の育林をするために間伐や除伐を実施した林業者のほうに補助金を交付するという事業でございます。

あと、森林整備地域活動支援補助金というのがございますが、これは、山林の中でおのおの持ってみえる山林の境界が不明確なところがございまして、そういう森林を整備する施業の地域の明確化の作業、境界の立ち合いをしたり、そういう作業と、あと、作業道、歩道の整備を行う事業でございまして、これにも森林のその施業をやられた方に

は支援金を交付すると、そういう事業でございます。

よろしいでしょうか。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の最後の説明の森林整備地域活動支援の関係ですけど、境を明確にするというのは、法人であっても個人であっても個人というか地権者レベルの話、そんなふうを受け取れるんですが、そういう認識でいいかということと、それから、歩道の整備というのは、地権者の私用じゃなくて、公のいろんな人たちが自由に使える、いわば公益的の山林の機能をだれでも使えるというためなのかということ。

もう一点、資料を見ると、森林の施業計画というのを協定を結ぶというふうにはなっているんですが、これはだれがだれと結ぶのかということですね。そのあたりいかがでしょう。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 先ほどの森林の境界の明確化の件でございますが、個人所有の森林もございまして、財産区の広大な森林がございまして。山県市の中に森林施業計画という10カ年計画がございまして、その計画に従って森林を整備する場合はこういうのが対象になるということですから。それで、実際に山主の方には負担をいただかないという方針でありますので、その作業道とか歩道ができたのはその現地に進入路をつくるだけでありまして、作業道としての対策は何もありません。現地に作業道があるということだけでございます。

契約をするというのは、山県市が森林組合等と契約をいたしますから、森林組合が地元の所有者や財産区の方に同意をもらって、その施業地域の計画の中でその作業を進めていくと、そういうわけでございます。

議長（藤根圓六君） よろしいですか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、次に、116ページですけど、商工費ですね。商工費で右側の説明欄でいきますと6行目ですけど、住宅用太陽光発電システムの設置事業補助金ということで105万円あるわけです。

これについてですけれども、12月議会のこの議場で他の議員が一般質問で、この太陽光の補助をしてはどうかという趣旨の質問がされて、それに対して部長も市長もやりませんと答えたという記憶を私が持っているんですが、それとは全く別の事業なのか、あるいは同種の事業なのかということをお聞きします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 12月議会での太陽光発電、クリーンエネルギーの質問に関して、私どものほうは、基本的に検討という範囲の答弁であったと、このように思っております。

それで、今この時代にクリーンエネルギーは特に重要視されております関係上、少額ではありますが、こういうのが新しく予算化されたということは非常にうれしい、そういうふうに使っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 私も議場で聞いていて、アメリカではオバマが大統領に決まったのは11月で、12月にはもう大規模な環境対策を始める、その中の目玉の1つは太陽光だとかそういう自然エネルギーであるということと言われて、日本の経済界はずっと太陽光のお金を使ってこなかったのが、これは大変だ、負けてしまいそうという心配をされたのが12月なんです。それに対して山県市は、私は、おっしゃるように検討という言葉だったかもしれないけど、非常につれない返事で、山県市の環境に関する考え方とか世界的な動きの見方がちょっとおくれているんじゃないかと思ったんですが。

それはともかく、今回予算がついたということですけど、これ、資料を見ると、1月23日に予算が出て、ぼっと即決になっているみたいですけど、そんなにあっさり決まったんでしょうか。どういう経過でこれが認められたのか。私はだめと言うつもりじゃない。ただ、12月の経過がどうしても頭にあるので、どういうふうにこれが予算化されたのかということは説明いただきたい。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 予算を計上する上で、細かい話は財政のほう、またいろんな部分でヒアリングをするわけですが、このようなことはなんですけど、本来でしたら、太陽光システムは本当に時代の最先端でありますし、その交付金の額にしましても、10棟分の交付金しか用意していないというのが現状でございます、それじゃ、応募が10棟以上あった場合のこととか、そういうことも実はいろいろ想定をしております関係上、21年、新年度の目玉としてこういうふうに認めてもらえたと、そういうふうなことです。本来でしたら、もっと多くの建物、棟数が対象になるような、そういうことが本来でしたけど、この範囲で予算がつけられたということは本当にうれしく思っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうすると、通常、ニーズが多ければ補正予算を組むということですが、今のようなお答えだと、10棟しか枠はとりませんよということ、裏返せば先

着順ということになるのかな。どうなのでしょうね、そのあたりは。市民から見ると当然気になることですが、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 今の段階で補正の話はまだ何とも答えられませんが、当然、枠の中は早く申し出られた方から順次というふうに理解をしておりますし、そう思っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、次に行きますけれども、130ページ、土木費の住宅費というところで、市営住宅関係が右のほうにずっと書いてありますけれども、これに関して、当初は市のほうは前年度程度の事業をしたいということだったと思うんですけれども、最終的な予算、ここにまとまってきている予算というのは、当初の担当課の希望するものと比べてどういうふうに評価できるものなのかというところをまずお聞きしたいです、市営住宅関係一括を見たときに。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

御質問は、木造の住宅の耐震診断の関係かと思うんですけれども、当初は昨年並みで見えておったわけなんですけれども、予算査定の際に地震対策を推進するというようなこともございまして、耐震診断につきましては当初30軒を見ておったところを40軒でプラス10軒にしましたし、木造住宅耐震補強補助金につきましても当初は3軒ぐらいを見込んでおったんですけれども、2軒をプラスして5軒にしたというような経過がございます。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうすると、国からいろんな助成が出ている部分もあります。そのあたり、国のほうがそういったものを助成するとか増やすとかしていないと、市のほうは特に新たなことは何もしないというような予定で秋ぐらいは進んでいたんでしょうかね。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 今の御質問につきましては、やはり実績ということも考慮しなくてはならないということもございまして、木造の住宅耐震診断につきましては、20年度の実績で28軒。それから、木造の耐震補強、こちらのほうも実績として2軒あったというようなことがございまして、こういった点も考慮いたしまして軒数を決めたということでございます。

以上です。

12番(寺町知正君) はい、結構です。

議長(藤根圓六君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第7号から発議第1号及び議第38号の質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

議長(藤根圓六君) 日程第2、委員会付託。

議第7号から議第38号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、発議第1号は委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託はいたしませんので御承知願います。

議長(藤根圓六君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精査のため、あす12日より16日までの5日間、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、あす12日より16日までの5日間、休会とすることに決定しました。

12日は総務文教委員会、13日は産業建設委員会、16日は厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時03分散会

平成21年 3月17日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成21年第1回

山県市議会定例会会議録

第3号 3月17日(火曜日)

議事日程 第3号 平成21年3月17日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業経済部長	土井誠司君	基盤整備部長	梅田修一君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	山田利朗君
消防長	上野敏信君	総務部次長	城戸脇研一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 船 戸 時 夫 書 記 高 橋 幸 弘
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

教育委員会事務局長及び保健福祉部長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 発言のお許しをいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

3月11日の質疑におきまして、久保田議員から質疑がありました総合型地域スポーツクラブ補助金につきまして、高富スポーツクラブへの補助金450万円のところを誤って500万円と答弁をいたしましたので、おわびをして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） お許しをいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

3月11日の質疑におきまして、久保田議員から質疑がありました子育て応援特別手当交付金の交付対象数を、407人のところを誤って709人と、また、寺町議員から質疑がありました乳幼児医療の対象者の拡大に伴う影響額を、3,500万円のところを3,200万円と誤って答弁いたしましたので、おわびして訂正させていただきます。どうも済みませんでした。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第1 一般質問

議長（藤根圓六君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして、きょうは3問を質問させていただきます。

まず初めに、定額給付金事業と子育て応援特別手当給付事業について総務部長にお聞きをいたします。

昨年10月30日に麻生内閣総理大臣が記者会見で、政府・与党が決定した生活者対策に

基づく住民への生活支援を行うことと、住民に広く給付をすることにより地域の経済対策に資するといったしまして、総事業費 2 兆 395 億円、うち事業費は 825 億円ではありますが、定額給付金事業を発表されました。以後、この事業につきましては、いろいろな意見が出て物議を醸し出しました。御承知のとおりであります。

去る 3 月 4 日に国会で第 2 次補正予算の関連法案が可決したことによりまして、山県市も本定例会に定額給付金の給付総額 4 億 7,000 万円余りと子育て応援特別手当の給付総額 1 億 4,000 万円余りの補正予算が 3 月 11 日に追加提案されました。

私もこの事業が今の不況を大きく転換させるとは思いませんが、景気刺激策の一助にはなると信じておりますので、受給申請をいたしまして山県市内で消費したいというふうに考えております。市民の皆様も受給申請手続を漏れなくしていただいて、貯金することなく積極的な山県市内での消費をお願いするところでございます。

また、定額給付金事業に隠れて余りマスコミでも取り上げておらないと思いますが、子育て応援特別手当給付事業は、総事業費 651 億円、うち事務費は 35 億円の事業で、現在の厳しい経済状況において多子世帯の子育て負担に対する配慮として、第 2 子以降の児童について 1 人当たり 3 万 6,000 円を給付するものであります。

そこで、次の点についてお伺いしたいと存じます。

1 点目が、定額給付金給付事業と子育て応援特別手当給付事業の支給手続、支給時期、支給対象者、給付体制、給付を辞退した場合などの詳細な内容。

2 点目といたしまして、他市町村では、商工会等とタイアップしてプレミアム商品券を発売するなど、工夫を凝らして地域経済の発展に努力をされておりますが、山県市ではそうした考えはございませんか。

3 点目、所得制限を設けるか否かは、市町村がそれぞれの事情に応じて判断をすることになっておりますが、山県市の判断はいかがですか。

それから、4 点目といたしまして、給付を装った振り込め詐欺が心配されておりますが、その対策を。

以上を総務部長にお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

本市といたしましては、定額給付金と子育て応援特別手当の給付、支給に関しましては、窓口を一本化するため、本年の 2 月 5 日に定額給付金対策室を設置し、兼務ではございますが、室長以下 5 名の職員を配置しているところでございます。

まず、1 点目に関しまして、定額給付金の給付対象となる方につきましては、現時点

で全体で約3万900人、このうち高額給付対象の18歳以下の方が約5,200人、65歳以上の方が約7,300人、そして外国人の方は約640人を見込んでおります。

子育て応援特別手当の支給対象となる方は、第2子以降の児童で、かつ平成20年度において小学校就学前3年間の方でございます。400人余りを見込んでおります。

これらの給付金等の受け取りまでの流れといたしましては、まず、市役所から申請書類を郵送させていただきますので、申請書に御記入いただき、必要な書類を添えて市役所へ返送をしていただきます。その申請内容を確認させていただいた上で、市役所から口座振り込み等をさせていただくことになります。振り込み等に当たりましては、事前に決定通知書を送付させていただく予定でございます。

なお、申請書類につきましては、簡易書留により送付したいと考えており、配達不能な場合を除いては、3月中に配布を完了したいと考えております。

申請方法につきましては、本人確認の書類や口座確認の書類等の同封も必要となり、わかりにくい場合もございますので、市役所や支所の窓口における申請手続も予定をいたしておりますが、基本的には、同封いたします返信用封筒により返信していただくようお願いしたいと考えております。

返信につきましては、差出人が送付したことを証明できる特定記録郵便による受取人、受取人と申しますのは市役所でございますが、受取人払いの方法を予定いたしておりますので、ポストへの投函ではなく、郵便局の窓口での手続をお願いしたいと存じます。

なお、申請期間は6カ月間でございますので、9月24日までと予定をいたしておりますので、御注意いただきたいと思います。

給付につきましては、国の基準に基づき、口座振り込みを基本としておりますが、金融機関に口座を開設しておられなかったり、金融機関から著しく離れた場所に住んでおられるなどで振り込みによる受け取りが困難な場合に限り、現金給付も行いたいと考えております。市役所からの口座振り込みはあらかじめ口座確認が必要ですので、これを済ませた後の4月上旬から開始をしていく予定でございます。

現金給付につきましては、多額のお金を市役所で保管することによるセキュリティー上の問題がありますことから、予約方式により一定期間に限り給付していきたいと考えておりますが、受け渡し日の確認などに口座振り込みよりも時間を要することから、第1回の給付は5月下旬になります。5月25日の月曜日から5月31日の日曜日のこの1週間を予定いたしております。

給付を辞退される方につきましては、御本人の意思は尊重されなければなりませんので、現段階においては、催告をすとかふるさと納税の依頼をするなどの特別な対応は

予定いたしておりません。しかしながら、給付申請を忘れておられる場合や郵送によって給付申請書を配布できない方もおられると考えられますので、定額給付金等の申請の啓発は適宜行っていきたいと考えております。

次に、2点目のプレミアム商品券につきましては、消費生活圏が同一自治体内にとどまる場合には大きな効果が期待できるものと思われませんが、そうした商品券の発行に係る経費と本市民の消費生活圏の実態をかんがみたくて、議員が発言されましたように、市民の自発的な本市内での消費行動に期待することとしたものでございます。

次に、3点目の所得制限につきましては、設けないことといたしております。

4点目の振り込め詐欺につきましては、私どもといたしましても最も懸念をいたしているところでございます。本市では、市のホームページにおいて早い段階から、定額給付金の給付を装った振り込め詐欺や個人情報の詐欺に関して注意喚起をしてきたところでございますし、市の広報3月号におきましても注意を呼びかける記事を掲載したところでもございます。また、民生委員の方が集まられた場におきましても啓発をいたしたところでもございます。

しかしながら、定額給付金を装った詐欺事件は全国的に発生しており、今のところ、いずれも幸い未遂事件とはなっているものの、今後もさまざまな手段によって注意喚起を継続的に行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） それぞれお答えをいただきまして、再質問をさせていただきます。

1つ目に、私たちはいろんなニュースで給付の基準日が2月1日と聞いておりますが、基準日の理解で注意することがあればお答え願いたいと思います。

それから、給付対象者数が確定しない理由。

それから、3点目に、給付事務に当たって、受付等に臨時職員を雇用することはありませんか。

4点目が、夜間や休日には受付窓口を開設しないのか。

それから、5点目に、所得制限を設けない理由。

6点目に、今までにどれぐらいの詐欺事件が起きているのか。また、振り込め詐欺の注意喚起について、これから自治会等いろんな総会が開催されます。自治会長さん方にもお願いしてはどうかと思いますが、以上、再質問をさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の基準日の理解で注意することにつきましては、この基準日に本市の住民基本台帳に登録されている方というのは、届け出日を基準とするのではなく、異動の原因日であるということにも注意が必要でございます。つまり、基準日以前に出生された方や基準日以降に亡くなられた方は基準日に住民基本台帳に登録されていなくても給付の対象となるということでございます。なお、基準日に住民基本台帳に登録されていなくても基準日に国内で生活しておられた方は、その後に住民基本台帳に登録されれば当該市区町村で給付を受けられることとなります。ただ、こうしたことは非常にまれなケースでございます。不明な点がございましたら、定額給付金対策室へお問い合わせをいただきますようお願いいたします。

次に、2点目の対象者が確定しない理由につきましては、ただいま申し上げましたように、基準日に住民基本台帳に登録されていなくても給付を受けられるケースがある一方、また、単身世帯の方が申請前に亡くなられた場合には給付をすることができなくなるからでございます。

次に、3点目の臨時職員の雇用につきましては、当初は臨時職員を雇用して対応することを想定していましたが、雇用期間が設定しにくいことと窓口対応などの教育を市役所で行う期間がとれないことなどから、現在は市で直接雇用することは考えておりません。申請書の受け付け、確認、照合やお問い合わせへの対応、システム入力用の口座情報データや金融機関の振り込み依頼データ、給付決定通知書の作成事務などのうち基本的な事務に係る部分につきましては、年度末、年度初めの繁忙期でもございますので、専門的で効率的かつ費用対効果が見込める業者への事務の一部を委託することといたしており、その業者から必要に応じて人員を派遣してもらうことといたしております。

次に、4点目の夜間や休日の受付窓口につきましては、夜間は市役所の他の夜間窓口と同様に、3月25日、4月27日、5月25日の午後9時までを開設いたしております。休日につきましては、年度末、年度初めの市役所の他の休日臨時窓口と同様に、3月29日、4月5日とそのほかにも5月10日、30日、31日を開設いたします。

次に、5点目の所得制限を設けない理由につきましては、所得制限を設ける合理的な理由を見出せないため、設けないものといたしております。

6点目の詐欺事件につきましては、3月12日付の時事通信社の記事によりますと、定額給付金を名目にした不審な電話が3月11日までに23都道府県で75件ありましたが、被害は出ていないとのことでしたが、今後におきましても発生するおそれが十分考えられますので、注意をしていただきたいと思います。

自治会長へのお願いにつきましては、3月19日に開催されます市の自治会連合会にお

きまして、定額給付金の概要と詐欺防止等の啓発をお願いするとともに、それぞれの単位自治会への啓発につきましてもお願いする予定でございます。今後におきましても、こうした場をおかりし、市民が一体となって被害を防止するような啓発活動を継続的に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御協力のほどよろしくをお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 細かく詳しくお答えいただきました。ありがとうございました。

市民にとっては、いずれにいたしましても、給付されることが決まれば人情として早く手元に欲しいものだというふうに思いますので、御努力をいただきまして、迅速に混乱のないよう給付事務手続をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2問目の質問は、消防団員の確保対策についてということで、消防長にお伺いをいたします。消防団員の確保の対策につきましては、私なりに新しい提案を踏まえながら質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

消防組織法第1条によりますと、消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水害、火災または地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減することを任務とするとあります。消防団員は非常勤の特別職地方公務員で、日ごろは本業を持ちながらそれぞれの地域の消防団に所属をされまして、日常の訓練を通し消防技術を修練し、山県市民の生命、身体、財産を守っていただいております。その努力に対しまして敬意を表するものであります。

山県市のように山間地が多く人口密度の低い地域では、特に消防団の必要性は高く、最近心配されております震災や水害、山林火災などへの対応には、山県市消防本部員だけでは地域住民の安全を確保することは到底できないことは明らかであります。地域社会生活と密接な関係を保ち、訓練と経験を積んで地域住民の安全確保に消防団は必要不可欠な組織と認識をいたしております。

しかしながら、消防団員の減少は全国的に見ても、昭和29年、200万人を超えていたものが、昭和60年には103万人、現在では89万人まで減少したそうであります。山県市においても、条例定員600名に対して平成15年の合併時に現有団員は587名で、条例定員から13名の減員、20年4月現在、現有団員は553名で、条例定員から47名の減員で年々減員数が拡大しているのが現状であります。

団員の減少は、本市の消防・防災力の低下につながるとともに、ひいては市民の安全・安心な生活を脅かすこととなり、憂慮すべきことと考えます。最近の団員の減少は、入

団対象の地域内の若年層の減少や個人主義による組織離れとか、本人は意欲を持っていても勤務する企業の理解が得られないことも最近は多いと聞いております。毎年、消防団から自治会長に入団対象者に対しましての勧誘の協力依頼があります。自治会長さん方も一生懸命努力をさせていただいておりますが、なかなか思うように成果が見られないのが現実であります。

本定例会にも、現行の消防団員を基本消防団員とし、新たに特定の活動に限定して参加する消防団員を機能別消防団員とする、消防団組織編成を行うための消防団の設置等に関する条例改正案が提案されております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1点目に、消防団員の確保について、具体的な対策はいかがでしょうか。

2点目に、50名近くの減員の現状を踏まえ、条例定員600名の定員についての考え方。

3点目に、総務省消防庁が2005年1月、「消防団員の活動環境の整備について」という通知で機能別消防団員制度が設置をされました。この制度は、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員であります。今、募集中の女性消防団員もこの制度の活用と考えます。募集状況はどうでしょうか。

また、私の提案として、消防職員や消防団員のOBの再入団を考えては。

そして、この制度の活用については多様な機能形態が考えられると思います。提案されている基本消防団員544名、機能別消防団員56名とされた根拠と機能別消防団員の具体的な内容について、消防長の御所見をお伺いしたいと存じます。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） 御質問にお答えします。

平成20年4月の山県市の消防団員数は553名と、条例定数の600名から47名下回っております。分団ごとに地元自治会の協力を得ながら団員確保を行っておりますが、定員に達しないのが現状でございます。そうした中、平成18年度から地域の実情に応じた消防団組織とするための見直しを行い、平成21年4月から実施すべく、本議会において関連する条例の改正を提案させていただいております。

さて、御質問1の団員の確保及び対策でございますが、地域と密着した団体ですので、自治会との調整をとりながら各分団において団員が勧誘を進めております。分団ごとに勧誘の方法に違いはございますが、今後も団員が主となって、自治会など地域の御協力を得ながら団員確保に努めていきたいと考えております。

次に、御質問2の定数の考え方でございますが、現在の定数は平成15年の合併時に見直しを行い、旧町村の合計定数656名に対し56名減の600名といたしました。今回の見直

しにおきましても、総務省消防庁が明記しております消防力の整備指針に従い、配備する動力ポンプの種類に対する人員、可住地面積による避難誘導に必要な人員、人口密度や地域特性等を勘案し、分団ごとの積み上げにより600名が適正な定員と判断いたしました。

しかしながら、600名を維持することが厳しい現状の対応といたしまして、御質問3にございます機能別消防団員制度を導入し、実人員を定数に少しでも近づけたいと考えております。

この制度は、すべての活動に参加する従来からの団員を基本消防団員とし、特定の活動、役割のみに参加する団員を機能別消防団員として採用し、あわせて団員の定数とするものでございます。

具体的には、4つの機能別消防団員の隊を新設したいと考えております。平日昼間の団員が手薄な時間帯に出動体制をとるため、市役所職員で編成する予備隊、広報、啓発を主とする女性消防団員で編成する女性隊、孤立する可能性があり、地域の団員が少ない北山地域で活動する北山隊、ラッパ手の活動に限定したラッパ隊でございます。

御質問にございます女性消防団員の募集状況ですが、本年度は基本消防団員として募集を行っており、お問い合わせはございますが、入団までには至っていないのが現状でございます。そのことも踏まえ、平成21年4月から、負担を軽減し、入りやすい機能別消防団員として再募集したいと考えております。また、団員OBの再入団といたしましては、予備隊、北山隊及びラッパ隊が該当するものと考えております。

機能別消防団は、あくまで基本消防団員を補佐する目的で導入しますので、必要な隊に最小限の団員数を充てた結果、定員が56名となりました。そのため、北山隊が所属する第7分団以外の各分団は、現状の基本消防団員のみで活動していきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目は、機能別消防団員として、予備隊、女性消防団員、北山隊、ラッパ隊と4種類を創設することでありましたが、市役所職員と団員OBで編成する予備隊、それから北山隊の内容、それからラッパ隊の内容をお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、団員定数の考え方についてお答えいただきましたが、定数変更の議論ではなく、地域の生命、身体、財産を火事、災害から守るためには、初期消火とか早い救助活動が大切だと思います。団員は、昼間はお勤めで留守の人が多いと考えておりますが、

そこで、私たちのような団塊の世代の方にもお願いをしながら、今後、少子高齢化社会にますます拍車がかかっていく将来を考えますと、今のままでは不安が残りますが、消防長の考えを再度お尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） 再質問にお答えをいたします。

新設する機能別消防団員の隊につきまして順次説明させていただきます。

初めに、市役所職員で組織する予備隊ですが、近年は団員のサラリーマン化が進み、平日昼間の不在が多く、消防団活動に空洞化が生じてきております。その対策といたしまして、市内で代表的な事業所でもある市役所に協力を求め、市内全域を管轄区域とし、平日昼間の出動態勢をとることで初動体制の強化を目的といたします。定員は15名です。なお、この隊は消防団の各種行事等には参加はいたしません。

次に、北山隊でございますが、御存じのとおり、北山地区では高齢化が進み、消防団員の数が極端に減少している上、接続する道路が1路線しかなく孤立する可能性が非常に高いため、その地域にお住まいの消防団OBの協力を得て、20名を定員とし、その地域のみを活動区域とし編成するものでございます。なお、こちらの隊も消防団の各種行事等には参加はいたしません。

次に、ラッパ隊でございますが、現在のラッパ隊は所属している分団の活動とラッパ隊の活動を兼務しており、負担が大きく、なり手が年々減少しております。そのため、既に技術を習得されておられるラッパ隊のOBの協力を得て、基本消防団員のラッパ隊を補佐し、負担を軽減することを目的としております。定員は11名で、ラッパ吹奏が必要な消防団の各種行事等にのみ参加をいたします。19名の基本消防団員と合わせて30名で活動をいたします。

機能別消防団員全体の定数は、女性の隊10名を合わせて56名とし、隊ごとに活動内容は異なりますが、基本とするところは基本消防団員を補完するための編成となります。

2点目の御質問で、初期消火や早期の救助活動を団塊の世代の方々にお願いはどうかということでございますが、災害時の言葉で自助、共助、公助というのがございます。消防団活動は公助になりますが、平常時から最善の体制を整え、火災時には常備消防とともに全力でその任務に当たります。しかし、初期段階の対応は公助だけでは対応し切れないと考えます。そこで、自助、共助の活動が重要となります。現状で基本消防団員の体制がとれる地域は少しでも長く維持しつつ、自治会ごとに結成されております自主防災会の消火部門を活性化させ、その活動に対して積極的に支援していきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 郷土、地域を愛するのはどなたも同じであります。自助、共助はまさしくそのとおりだというふうに存じます。しかしながら、最終的には組織で動かざるを得ないし、動けないというふうに思います。地域の自主防災会の消火部門の活性化ということでありましたが、私も大賛成であります。

そこで、地域自主防災は総務部の所管であります、消防長のその辺の消火部門の活性化について、再々質問をいたします。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） 再々質問にお答えをいたします。自主防災会の消火部門は、やはり消防団のOBの方々に組織していただくのが最良な人選かと考えます。そのような方々で組織されました自主防災会と地域に密着した消防団が協力して、初期消火を目的とした消火栓や消火器の取扱い訓練、また、大規模災害を想定した可搬ポンプの取扱訓練を行うなど、積極的に実施していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、再々質問の答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございました。

3問目の質問に移らせていただきます。

新型インフルエンザ対策について、保健福祉部長にお尋ねをいたします。

皆さんも御承知のように、ことしも各地でインフルエンザが流行いたしました。インフルエンザは発症すると38度以上の発熱、頭痛、関節炎、筋肉痛など全身の症状が突然あらわれることで、普通の風邪とは大きく違います。インフルエンザウイルスにはA型、B型、C型に分類され、現在、国内で流行しているのは、Aソ連型とA香港型と、それにB型の3種類とされております。

これらを予防するため、ワクチンの接種や外出後の手洗い、うがいや適度の湿度の保持、そしてマスクの着用などで私たちもインフルエンザ対策をしておりますが、それでも流行をなくすことはできない現状があります。

ことしも市内の大桑小学校で、2月に2日間インフルエンザで半数近くが休んで学校閉鎖になり、その他、富岡小学校では3学級、伊自良南小学校では1学級が1日から2日間にわたり閉鎖が行われました。国立感染症研究所によりますと、過去10年でことしは3番目に多くインフルエンザの流行が確認され、ウイルスの検出状況は2月4日現在、

Aソ連型が52%、A香港型が35%、それにB型が13%と速報が発表されました。

そんなとき、私はテレビで新型インフルエンザに関する特集を見て衝撃を受けました。新型インフルエンザウイルスは、毎年人の中で冬に流行するインフルエンザと違いまして、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染して人の体内で変異し、容易に人から人へとたやすく感染してしまうそうです。また、新型インフルエンザウイルスは、いつ出現するかだれにも予測することができなく、人間界にとって未知のウイルスで、ほとんどの人は免疫を持っておりません。そのため、爆発的に世界的に大流行を起こす危険性が危惧されているところであります。

2月末にも岡崎市で鳥インフルエンザが発生いたしましたことは、皆様方も御承知のとおりであります。そこで、岐阜県では、平成17年2月に新型インフルエンザ対策行動計画が策定され、本年2月4日改定されました。それによりますと、県民の25%に当たる約52万4,000人が発症し、ピーク時の入院患者数は1,600人、死亡者数は最多で1万480人と想定されております。地方自治体や民間会社が徐々に新型インフルエンザ対策行動計画を策定して、想定訓練まで実施している事業所もあるそうです。

そこで、山根市の新型インフルエンザ対策の現状と今後の見通し、進め方について、保健福祉部長の御所見をお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより起こるもので、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫化を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

国では平成17年12月に新型インフルエンザ対策行動計画が策定され、医療体制の確保を中心に体制整備が進められてきましたが、平成20年4月に感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、水際対策など新型インフルエンザ対策の強化が図られたことから、これらの法改正やさらなる科学的知見の蓄積を踏まえ、平成20年11月に新型インフルエンザ対策行動計画の抜本的な見直しが行われました。

県におきましても、新型インフルエンザ対策を医療体制の確保のみならず社会機能を維持すべき重要な危機事案としてとらえ、発生前の段階から総合対策を進めていくため、平成21年2月に岐阜県新型インフルエンザ対策行動計画が策定されました。

市におきましては、昨年9月より、山県市新型インフルエンザ対策行動計画策定に向けて検討を進めてきましたが、国、県の行動計画の大幅な改定に伴い市の計画案の見直しが必要となり、早い時期に公表をめどに検討を進めているところでございます。

この計画は、可能な限り感染拡大を阻止し、被害を最小限に抑えて市民生活の安全・安心の確保を図ることを目指すもので、発生段階を未発生期、海外発生期、国内発生早期、感染拡大期、蔓延期、回復期、小康期の7段階に分け、市民生活の混乱を避けるための正しい情報の収集及び市民の皆様への提供、蔓延防止のための不要不急の外出や集会の自粛要請、市民生活を確保するための要支援者への支援体制の準備や食料品等生活必需品備蓄の周知等の対策を各段階別に取りまとめたものとなっています。

今後は、国、県の発生状況など最新の情報を収集する体制の整備や、新型インフルエンザに対する相談窓口の設置準備、感染防護衣、消毒液など必要な資機材の確保、手洗い、うがい、マスク着用など、標準的な予防対策等の市民への周知や最新情報の提供、市対策本部設置の準備等、未発生期から取り組むべき対策を順次進めていくこととなります。

また、新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に進めていくために、保健所、警察、消防等関係行政機関及び山県医師会、山県薬剤師会等医療関係機関との連携した訓練を計画的に実施していかなければならないと考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

通告順位2番 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、最初に予防接種の広域化について質問をいたします。

新年度予算では、財政厳しい状況の中においても、平野市政は、人件費などの経費削減を図りながらも、最優先に子育て支援などに力を入れている予算編成を高く評価するものであります。

今日、医療費用は年々増加の一途をたどっている中で、各種予防接種の重要性はだれしもが認めるところであります。本市の助成制度は、市内の医療機関で接種を受けなければ受けることはできません。立地的に岐阜市の医療機関を利用する市民も多く、また、その逆に岐阜市から本市の医療機関を利用される方々も多いと聞いております。お互いがかかりつけの医療機関で安全に安心して予防接種が受けられる制度化を望む声があります。

そこで、市民の利便性と市民が健康で安心して楽しく生活できる制度化について、次の2点、質問をいたします。

1点目、今行っている各予防接種の内容と実績について。

2点目、制度区域の拡大について。

保健福祉部長にお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

予防接種は、感染予防や症状の軽減などの目的のために予防接種法に基づき実施しているもので、現在、保護者を初めとした地域住民の予防接種に対する関心を高めるとともに予防接種率の向上に努めております。

さて、第1点目の各種予防接種内容と実績についてですが、市町村長の責務で実施する定期の予防接種の接種方法としては、ふれあいセンターや学校等で行う集団予防接種と医療機関で行う個別予防接種があります。

平成21年1月末の実績ですが、集団予防接種の接種率は、ポリオが66.9%、BCGが91.5%となっています。また、個別予防接種の接種率は、3種混合が49.5%、2種混合が69.4%、麻疹、風疹は第1期から第4期まで合わせて74.5%、日本脳炎が5.8%、高齢者のインフルエンザが54.9%となっています。なお、日本脳炎につきましては、ごくまれに副反応が見られることから、接種率が低くなっています。

次に、2点目の制度範囲の拡大についてですが、定期の予防接種は山県医師会に加入の12医療機関と岐阜市にあります2医療機関と契約を結んでおり、この契約をしている医療機関で予防接種を受けた場合、助成しております。現在、市民の皆さんの利便性を考え、平成22年度から岐阜市と相互乗り入れを実施する方向で岐阜市と協議を始めております。今後、山県医師会、岐阜市医師会の御理解、御協力をお願いし、具体的に協議を進めてまいります。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） ただいまの答弁では、もう現在、岐阜市との相互乗り入れについて検討されているということでございました。この資料は、3カ月ごとに各家庭に配布されております休日在宅当番医と時間表であります。もう既に岐阜市との一部の協力体制ができているという実績を踏まえて、積極的に進めていただきたいと思います。

今の答弁の中で、接種率といえますか、低いような気がいたしますが、他市とのデータ比較があったらお示しく下さい。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

予防接種の接種率が他の市町に比べて低いのではないかというような御質問であったかというふうに思っておりますが、大学生のはしかの流行で話題となった麻疹につきまして、国の接種率は12月末現在、第2期の麻疹、風疹は66.4%となっております。本市につきましては、対象者を年度でとらえているため、対象数を最大限にとらえております。対象者のとらえ方は、岐阜圏域の中で統一されていないために、一概に他市と比較するということではできませんので控えさせていただきますが、集団感染の発生を抑制するという観点からであれば、80%以上に上げる努力は必要かというふうに考えます。

接種率の低い個別の予防接種については、保護者の意識高揚を図るため、今後一層のPR活動を進めていくとともに、未接種者の保護者の方には個別で通知し、接種を促してまいりたいというふうに考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 専門部署であります部長に今さら私が言うまでもありませんが、予防接種の目的は、病気から体を守るために自身が免疫をつくることによって病気を予防することにあわせて、一人一人が予防接種をすることによって、その病気自体の流行が抑えられるということだと思っております。接種率にこういう効果も大いにPRしていただきまして、接種率向上に努めていただくことを強く要望いたしまして次の質問に入ります。

地上デジタル放送に伴い、山県市有線テレビの対応について。

本市は、新市まちづくり計画をもとに、豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを基本理念としております。この理念に基づいて山県市地域情報化事業が計画をされ、合併のビッグ事業と位置づけて、総額25億6,400万円を投じて平成15年に着工、17年10月開局し、現在に至っております。その間、地域に根差したコミュニケーションの場として市民から愛され、親しまれるように職員一丸となって昼夜努力されているところであります。

国は、2011年、すなわち2年後の平成23年7月24日をもってアナログ放送から地上デジタル放送に変えるとしております。地上デジタル放送を視聴するには、デジタル対応機器が必要であるということは市民も承知をされているところであります。

市も毎月発行している広報やまがたで、BSデジタル放送を視聴するにはパラボラアンテナの設置が必要だと告知しております。しかし、市民のほとんどは、地上デジタ

ル対応機器、すなわちテレビ本体を変えれば今までどおりBS放送も見られるというふうに思われております。

こういう状況の中で、市はどのような対応をしていかれるのか、総務部長にお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

地上波、衛星波を問わず、アナログ放送は国の政策により平成23年7月24日で放送を終了し、その後は地上波及び衛星波のデジタル放送のみとすることが決定をされております。

この放送終了後も、山県市有線テレビ局の視聴者の方は、デジタル放送対応型のテレビに買い換えをすることで地上波、衛星波ともにデジタル放送を視聴可能であると思われる方もいらっしゃる旨をお聞きしておりますが、現在の山県市有線テレビ局の施設、設備は衛星波、デジタル放送の電波には対応いたしておりません。よって、地上波デジタル放送はこれまで同様視聴可能でございますが、衛星デジタル放送は視聴することができません。

終了いたします衛星アナログ放送チャンネルといたしましては、ショッピングチャンネルのQVC、ニュースチャンネルの朝日ニュースター及び個人で契約視聴してみえますNHKの衛星第1と衛星第2放送、映画専門チャンネルのスターチャンネルやWOWOW、競馬放送のグリーンチャンネルがございます。

今後、衛星デジタル放送を視聴していただくには、各個人でパラボラアンテナを設置していただくか、岐阜市のシーシーエヌ株式会社の多チャンネルサービスを利用させていただくかの2つの方法が考えられます。

このパラボラアンテナの設置費用は約3万円から5万円程度と思われ、既にデジタル放送対応のテレビに買い換えておられれば、衛星デジタル放送を視聴するための個人負担はパラボラアンテナ設置費用のみとなります。

また、シーシーエヌ株式会社の多チャンネルサービスを利用する場合は、加入料といたしまして1万500円と、月額利用料の一番安いもので1,675円が山県市有線テレビ施設利用料とは別に必要となりますが、ケーブルテレビ専用チューナーが利用者の御家庭に設置されますので、御家庭に衛星デジタルチューナーがなかったりアナログテレビのままでも、この衛星デジタル放送と地上デジタル放送の両方が視聴が可能となりますし、初期の自己負担が少なくなります。

衛星デジタル放送の視聴を希望される場合は、御家庭でのテレビの利用状況などによ

り選択をしていただきたいと考えております。

また、その他の方法といたしましては、山口市有線テレビ局のセンター設備を改修いたしまして、各御家庭にケーブルテレビ専用チューナーの設置をしていただくことも考えられます。しかし、このセンター設備の改修費用に多額の費用がかかることもさることながら、自己負担をお願いすることになりますケーブルテレビ専用チューナーがテレビ1台当たり5万円ほどいたしますので、パラボラアンテナを設置していただくよりも自己負担が高くなりますことから、現実的な方法ではないと考えております。

今後とも、これらのことにつきまして、広報あるいは自主放送番組の8チャンネルなどでより一層のPRに努めてまいりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） ただいまの答弁で、BS放送は衛星波に限定を国がするということから、それぞれの家庭でパラボラアンテナをああやって見ていただくのが最少の費用で済むということがわかります。こういう事情をわかりやすく説明することによって市民に理解を求めていく必要があると思いますので、よろしく願いをいたします。

再質問を市長にお願いいたします。

山口市の地域情報化事業は、合併に伴う行政区域の広域化により、その地域、住民に対する行政サービスの低下を招かないよう、さらには、小規模な市であっても情報社会に取り残されないよう、そして、IT新時代に十分対応できる事業を目指してきたはずです。当時、華々しく説明会を開いてまで参入を促し、進められた経緯もあります。

今、市民からは、この事業に期待外れだと、投資効果が見えてこないという厳しい声を聞くことがあります。ただ難視聴地域の解消レベルではなく、高額の投資をしたこの事業を、今、市が直面している地域格差や少子高齢化が急速に進む山口市にどう活用するのか。可能な機能の整備、あるいは事業内容の充実に向けて全庁挙げて取り組み、市民に投資効果を実感していただくことが重要だと考えますが、市長の所見をお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えいたします。

山口市が合併いたしまして、平成15年当時、旧高富町、旧美山町の谷合、富永、岩佐地区以外ではブロードバンドによる通信環境のインフラ整備がなされておりましたので、また、民間による参入も見込めず、情報格差が生じておったことは事実でございます。

そこで、御案内のとおり、山口市では地理的要因による難視聴地域が多数存在するため、既に決定されておりましたテレビ放送のデジタル化対策とあわせて情報格差是正を目指して、合併の最重点事業といたしまして有線テレビ網の全市整備を図ってきたものでございます。

現在では、山口市の南部とか北部とかを問わず、山口市全域で市民の皆様におかれましてはテレビの受信及びインターネット通信におきましても均一のサービスが受けられている環境になっているのは御案内のとおりでございます。

今後、有線テレビ網の利用につきましては、いろいろな市民サービスが考えられますが、サービスの内容につきましては、一般の民放等のあるような放送とは違ひまして、市としましては、緊急防災情報の提供だとか、住宅福祉サービスだとか、教育関連サービスなどの民間では提供が比較的に少ないようなサービスを重点的に行うとともに、その他サービスにつきましても、その費用対効果を考えながら、また最新の技術動向や社会情勢を総合的に判断し、市民ニーズの高いサービスを中心に積極的に展開していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

また、先ほどお話がありましたように、地上デジタル放送の転換につきましては、市民の皆さん方にそういった点について十分周知をして諮りながら、問題のないように対応していきたいなというふうに思ひております。

以上、答弁といたします。ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 合併の目玉と位置づけた事業でありますので、この事業も含めて、山口市に住みたいという、若い人たちが永住してくれるような魅力ある山口市になることをお願いし、私の質問を終わります。

議長（藤根圓六君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時25分まで休憩といたします。

午前11時09分休憩

午前11時25分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位3番 石神 真君。

2番（石神 真君） 通告に従って質問のほうをさせていただきます。

本日は、雇用対策の1つとしてということで大まかに聞かせていただきますが、産業経済部長のほう、よろしくお願ひいたします。

この1月における知事選挙で当選された古田知事のマニフェストにもありました未来づくりの施策の1つに、美しい自然と環境を守る清流の国づくりということが書かれておりました。その中には、木の国、山の国の森林づくりを進めますとの内容も書かれており、また、この本市、山県も84%ほどの森林を含めております。その中、森、川、海をつなぐ清流の国と名して知事もぎふ清流国体と打ち出している中、この山県市も馬術やバレーボールといった競技が行われることになっております。

そこで、今まで道路脇の数メートルの目の届くところだけのモデル整備だと思いましたが、この前、森林組合のほうに寄せていただき話を聞いてきましたら、山頂のほうまできちんと伐採などしておるといような話も聞かれました。だが、これからはやはり山全体の整備をするということで、いろいろな施策も打ち出されている中、いま一度昔のような美しい山を目指して、間伐作業だけでなく芝刈りなど、林業関係者とまた協議をしながら、雇用を増やして行って、きれいな山をつくり出すといようなことを取り組まれてはいかがなものか、お尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

雇用対策の1つとしての施策の対策状況でございますが、国は現在、雇用失業情勢が厳しい中、離職を余儀なくされた正規・非正規労働者及び中高年齢者等に対しまして、6カ月未満の臨時的な、一時的なつなぎ就業の機会を提供するとともに、安定的な求職活動ができるような支援体制を整備する緊急雇用創出事業を創設し、事業実施に向け岐阜県に32億円を交付金として配分があり、これを県では、その交付金を直接、あるいは市町村を經由して、民間企業やシルバー人材センター等々に事業を委託等して、正規、非正規の労働者の方、中高年齢者の雇用機会の創出に充てられることになりました。

本市ではこの制度の趣旨に基づき、緊急雇用創出事業を活用し、新年度予算に観光施設や公園等の公共施設の美化を進めるための清掃事業に若干名の地域求職者を雇用するため867万4,000円を計上したことと、また、環境全般にかかわるパトロールを実施し、ごみの不法投棄や野外焼却などの発見、防止に努めるための委託料として226万7,000円の合わせて1,094万1,000円を計上しております。

なお、議員のおっしゃる主要道路及び生活道路等沿線と住居、観光施設付近におけます立木の枝払い、周辺の除草、また森林の間伐や芝刈り等などの森林整備につきましては、今後も随時、この緊急雇用創出事業の制度を活用して実施できるように検討してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（藤根圓六君） 石神 真君。

2番（石神 真君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

ただいまの答弁では、民間企業やシルバー人材センター等との御答弁でしたが、やはり失業者の皆さんを対象に重く置いたほうがいいのではないかと思います。この雇用につきまして、また、募集の方法は広報やまがたにも出ておりましたが、ほかの募集の仕方など、どのようにお考えですか。また、それと、随時緊急雇用創出事業を活用し、実施、検討していくとのお答えでしたが、それについては今後の見通しはどうか、お答え願いたいと思います。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

緊急雇用対策事業の今後の動向と一般の雇用の方の募集をしている状況等々だと思っておりますが、まず最初の1点目の、広報以外でどのような募集をしているかということでございますが、岐阜の五坪町にございますハローワーク、こちらのほうへ登録いたしまして雇用の募集をかけているのと、山根市のホームページでも募集の周知のほうは行っております。そのため、きょう現在でございますが、市の内外より応募の数が約30名ほど求人の応募が届いております。この3月中に面接を行いまして雇用者の決定をいたしまして、この4月から清掃事業のほうに雇用で働いてもらおうと、そのような予定でございます。

そして、緊急雇用整備事業の今後の進め方というか動向でございますが、21年度に入りましてもこの交付金対象事業を活用してまいる方向でございます。そういう予定で現在、振興局等と協議を行いまして、今年の6月めどに地域に合った事業実施ができますように、そういうので何とか予算のほうをいただいて事業のほうを進めたいと思っております。御支援のほど、またそのときはよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 石神 真君。

2番（石神 真君） なかなかいろいろと先々のことも考えておられるという御答弁がありました。

それでは、最後に再々質問ということで、今、私どもも、御支援のほどよろしくということでもありますので、支援のほうは一生懸命していくつもりでございます。また、何せこの事業が緊急雇用ということで、また、一時的、臨時的に6カ月間の採用しか行われぬ、また、採用されても働くことができないというような施策だと思っております。その後は、やはり各企業さんの御努力でずっと使っただけなのか、また、そのまんまでやはりまたもとの失業者に戻ってしまうのか、そこのところはどのようにお考えで

おられるのか。また、どのように努力をしていくつもりでおられるのか。

また、もう一点は、今回は林業をひとつ頭に挙げてお話をさせていただきましたが、やはりこの林業関係だけでなく農業、工業、その他の業種においてもいろんな雇用の対策をとられていくのか、お答え願います。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

一度緊急雇用で6カ月間雇用された方の期限が終わりましたから、また再雇用の話だというふうに思っておりますが、基本的に原則更新は不可ですから、その方が6カ月たつて、まだ就業の場についていない、就職が決まっていないという場合もやっぱり想定されます関係上、引き続きそのまま再雇用ということはちょっと不可でございますが、山梨市のほうでも21年度に入れば、先ほど申しましたように、いろいろ新しい事業のほうをまた考えておりますから、そのときにはまた再度雇用の応募をされまして、面接を受けて、また雇用決定になればというのは可能であるというふうに思っております。

もう一点の関係でございますが、緊急雇用の事業に関してでございますが、農林業関係以外でも、もっといろんな事業のメニューがというような御意見だと思っておりますが、先ほど1点目でお話しさせてもらいましたように、国から交付金が来ましたら、県は直接あるいは市町村を經由してということになっておりまして、今回、先ほど言われた、新年度また新しい事業で6月めどにというのは、市町村からまた經由して事業をお願いするという予定のものでございますが、実は、県から直接企業等にそういう委託事業を発するというのも実際ございます。

それですから、企業等でございますから、NPO法人であれ、社会福祉法人であれ、シルバー人材センター、そういうところでいろいろまた県から直接という事業に関しても期待は持てますが、いろいろお話を聞きますと、やはり受け入れる企業側にいろいろ基準がございますから、それだけの対応のほうもしていただかなくてはいけないということで、いろいろ条件面でもございます関係上、山梨市に合ったそういう事業が直接県から企業のほうに出るようなときは、またいろいろ周知をしたり情報提供したいと思っております。

石神議員もいろいろ雇用に関しましてはおっしゃることは私ども本当によく理解できます関係上、どうか今後とも山梨市の森林整備だけではなく、いろんな多方面におきましても事業をいろいろ頑張ってとっていききたいと、このように思っております。

以上でございます。

2番（石神 真君） どうもありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位 4 番 尾関律子君。

4 番（尾関律子君） 発言のお許しをいただきましたので、通告しております 3 項目について質問をいたします。

これまで定例会ごとに質問をさせていただいてまいりましたが、他の議員とテーマが重なることはなかったと思います。けれど、今回は 3 つの質問のうち 2 つの質問が一緒になっております。これは、皆さんの関心が高いテーマだからではないかと思います。同じ質問もありますが、違う観点もあるので、通告どおり質問をさせていただきます。

初めに、その 1 つであります定額給付金について質問いたします。

100年に一度と言われる経済危機の中、国は総額75兆円の景気対策を打ち出しています。これを 3 段ロケットとしてあらわしています。このような状況ですが、第 1 弾目は安心実現のための緊急総合対策、これが第 1 次の補正予算です。これは昨年中に成立し、執行されております。2 段目は、生活対策としての第 2 次補正予算です。こちらは 3 月 4 日に成立し、執行されることとなりました。3 段目は、生活防衛のための緊急対策として、21年度予算、税制改正です。

2 段目の第 2 次補正予算の生活者支援の中では、定額給付金、子育て応援手当があり、地域活性化の中には高速道路料金的大幅値下げがあります。私たちは、冷え切った家計に暖かな日差しで暮らしに春を呼び込むためのこの 3 つの施策、定額給付金、子育て応援特別手当、高速道路料金の引き下げを春を呼ぶ 3 点セットとして紹介しています。3 月 4 日に第 2 次補正予算が成立した翌日、待っていましたが日本で最初に定額給付金が現金給付されたことは、テレビや新聞報道で皆さん御存じだと思います。本当に喜んでおられました。

この定額給付金、山県市においては 3 月中に申請が始まり、4 月上旬に振り込みが開始される見込みとのことです。山県市の人口は 3 万 900 人で、18 歳以下が約 5,200 人、65 歳以上が約 7,300 人、外国人が約 640 人とのことです。総額 4 億 7,800 万円ほどになります。また、あわせて実施される子育て応援特別手当の対象者は約 400 人とのことです。総額で 1,400 万円ほどとなります。合計すると 4 億 9,000 万円ほどになります。これだけ多くの金額を本市の中で消費してもらえたら、地域の活性化につながると思うわけです。

3 月 1 日時点の発表では、47 都道府県のうち 4 割に当たる 698 団体がプレミアムつき商品券を発行するとのことです。割り増し率も 67% とするところや、5 ないし 10%、11 から 20% とさまざまあります。県内の 42 市町村では 12 自治体が商品券を発行し、2 自治体

は消費拡大セールを実施します。この割り増し分を自治体と地域の商工会などが半分ずつ負担するところが多いようです。

そこで、1点目として、本市におけるプレミアム商品券の発行についてのお考えをお伺いいたします。

2点目として、給付の基準日を2月1日としているわけですが、見かけ上では4月1日までの同じ学年となる基準日以降に生まれた新生児にも1人2万円の支給を決定したそうです。本市での給付についてのお考えをお伺いいたします。

3点目として、給付金を受取申請されない方についての対応はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

総務部長にお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のプレミアム商品券につきましては、横山議員の御質問でお答えいたしましたように、そうした商品券の発行に係る経費と本市民の消費生活圏の実態を考慮した上で、市民の自発的な本市内での消費行動に期待することとし、発行しないこととしたものでございます。

次に、2点目の基準日以降に誕生した子につきましては、2月1日に出生した子に対する給付は国庫補助の対象となるものの、2月2日以降に出生した子への給付は国庫補助の対象とならないことから、本市単独の財源で給付するという事は考えておりません。

しかし、本市に生まれた大切な新生児であることには何ら変わりはなく、その子が健やかに育っていける環境づくりに対しましては最善の配慮をしてみたいと考えております。なお、第3子以降の場合には、引き続き10万円の出産祝い金を支給していく予定でございます。

3点目の受け取りを申請されない方に対しましても、横山議員の御質問でお答えいたしましたように、御本人の意思を尊重し、現段階においては特別な対応をする予定はございませんが、給付申請を忘れておられる場合や郵送によって給付申請書を配布できない方もおられると考えられますので、定額給付金等の申請の啓発を随時行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、プレミアム商品券については発行しない理由として、消費生

活圏の実態を考慮した上でとのことですが、1万2,000円すべてを商品券にする必要はなく、例えば500円券11枚を5,000円にするとか、ポイントカードを特典つきで考えられているところもあります。けれど、自治体独自で実施できることではないと思いますので、商工会などとの協力を得て、地域活性化のために検討されることを要望しておきます。

3点目の受取申請をされない方については、申請を忘れておられる方へは啓発を随時行っていくとのことでした。申請をされなかった方があると、国の補助金なので、その分は返還しなければならないわけです。もしも辞退されるような方があったら、何か別の施策に充ててもらえるように配慮することも必要かと思います。県内の3自治体は、寄附を募って別の施策に充てるとしているようです。そうした啓発も必要ではないでしょうか。総務部長にお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、受給されない方に対しましては、横山議員の御質問でお答えしましたように、それぞれの方の意思を尊重するということが大前提でございますので、そこであえて私どもからいろんな形で働きかけは差し控えさせていただきたいということを考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 個人の意思を尊重してというお話でございました。尊重は非常に大事なことだと思います。また、寄附をしたいと申し出られる、また、違った観点でのこともあるかと思っておりますので、そういった周知はしてもいいのではないかと思いますので、お願いをしておきたいと思っております。

次の2点目にお伺いしました、基準日以降の新生児に対する給付についてですが、独自財源では考えておられないとのことでした。本市の年間の新生児はおおよそ180人です。

1カ月平均すると約15人となります。2月、3月と2カ月で約30人ほどです。費用は60万円ほどになるかと思っております。ちなみに先月の新生児は16人となっています。本市の子育て支援は徐々に拡充されています。市長の思いで実施されている第3子以降の出産祝い金も非常に喜ばれております。定額給付金の支給時期が4月ですので、同じ学年となるこの2カ月間の新生児にもぜひ給付をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

先ほど、定額給付金の問題につきましては、総務部長からも答弁をさせていただいておりますが、今お話のありました基準日の2月1日以降の問題でございますが、今回のこの定額給付金につきましては、御案内のとおり、2月1日が基準日となっておりますことは御存じのとおりでございますが、これは国の基準といえますか、国が定めた基準でございます。この基準については、国で十分精査されて考えられたものだというふうに認識しております。

山県市としましては、2月2日以降の出生した子への配慮といえますか、給付についていろいろ検討を加えたところでございますが、国庫補助の対象とならないこともありまして、本市としましては、今回は市独自の財源での給付はしないということに決定したところでございますが、いずれにしましても、金額的、予算的には大したことはないという金額ではございますが、今回は国の精査の結果の基準日でございますので、そういった点を尊重したということもございます。

議員の御心情といえますか、そういうことは十分拝察できますが、今回はさよう決定させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 国の施策のよふにということでございます。

しかし、市長の思ひは私の思ひが伝わつたかなというふうには思っておりますが、また、こういったいろんなときに市長の温かい思ひやりが発揮できるといいのではないかというふうに思ひますので、また考へていただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。放課後児童クラブについて質問いたします。

放課後児童クラブの実施については、保健福祉部と教育委員会と連携をとられて実施されている状況ですが、年々利用希望者が増加してきており、施設の拡充が求められていると思ひます。

このほど成立した20年度の第2次補正予算の中に、子育て支援対策臨時特例交付金、安心こども基金があります。22年度末までの3年間の事業ですが、利用内容のうち本市で利用できるメニューとしては、放課後児童クラブ設置促進事業があります。概要は、小学校内等において、教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助とあります。小学校以外の場所、商店街の空いているところでの放課後児童クラブの使用に際しての改修やそこに置いてある荷物を入れる倉庫の設置にも利用できます。

文部科学省と厚生労働省が予算を計上しています。この機会に、小学校での放課後児

童クラブの実施についてのお考えを教育長にお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

放課後子どもプランには、教育委員会が担当し、全児童を対象とした放課後子ども教室、それと、保健福祉部が担当し、留守家庭児童を対象とします放課後児童クラブがございます。教育委員会では放課後子ども教室を担当いたしまして、市民ボランティアの協力を得て、全小学校区において土曜日、日曜日を中心に今実施しておるところでございます。成果も上げているというふうに思っております。

また、子どもげんきはうすと高富児童館及び各公民館で行われている放課後児童クラブでは、保健福祉部の指導により留守家庭の児童たちへの健全育成が行われております。

本年度、伊自良北小校区の放課後児童クラブが使用している施設のエアコンが使用できないという問題が出てまいりました。保健福祉部より寄せられましたその問題に対して、留守家庭児童へのよりよい環境を提供しようと、こういうことの願いから、夏休みに緊急措置として伊自良北小学校の施設を使用していただいたという連携の例がございます。

なお、小学校の施設を放課後児童クラブが使用するに当たっては、使用にかかわる指導や管理体制の整備とそれに伴う施設の改修または建設が必要になることから、今後の活動におきましても、現在の方法で継続していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、留守家庭児童たちの放課後児童クラブの活動がよりよく推進されますよう、保健福祉部と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 学校での管理体制が困難とのことで、現状でということでした。

本市内での放課後児童クラブは、児童の多い学校と児童の少ない学校でのニーズの違いがあると思います。児童館や公民館などを利用していますが、ニーズの度合いによってそれぞれ課題があり、施設改修や拡充が求められている現状です。この機会に、今後増加する利用希望者の要望にこたえていくことは大切なことと思いますが、いかがでしょうか。保健福祉部長にお考えをお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

安心こども基金は、議員御指摘のとおり、国から交付された交付金を財源に各都道府

県において基金を増設し、平成20年度から22年度までの間に保育所の整備や放課後児童クラブ設置促進事業など、子供を安心して育てることができるような体制整備を行う事業内容となっております。

放課後児童クラブにつきましては、保護者の年々のニーズも高まってきており、環境整備に関しましては今後の課題としてとらえております。今後、財政部局と協議をしながら、教育委員会との連携を密にしながら検討してまいりたいというふうに考えます。

これをもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） このような基金を使えるというこの3年間の間に、より前向きにこういった放課後児童クラブの設備を整えていっていただけることを要望して、次の質問に移ります。

地上デジタル放送について質問いたします。

2011年、平成23年7月24日までの地上デジタル放送への完全移行に向けて、テレビを買い換えられる方が増えております。国では2009年度、平成21年度の予算に、生活保護世帯に対して受信するための簡易チューナーを無償給付する金額が計上されています。

そこで、本市においての円滑な地上デジタル放送への移行の取り組みについてお伺いをいたします。

1点目に、高齢者、障害者等への配慮について。

2点目に、公共施設の対応について。

3点目に、小中学校の対応について。

以上を総務部長にお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

地上デジタル放送への完全移行に向けた取り組みについてでございますが、市民の皆様が円滑に移行していただくには、まず内容を御理解いただくことが大切でございます。

昨年10月から11月にかけて、市内6会場で市政座談会を開催した際には、移行に向けた説明をさせていただきましたが、総務省では、PR活動を進めるために、円滑なアナログ放送からデジタル放送への移行に向けて、地上デジタルテレビジョン放送受信相談センターを設置され、県内におきましてもことし2月に岐阜県テレビ受信者支援センターが設置されました。今後は、この2つのセンターが連携しながら、お問い合わせや御相談への対応、説明会の開催、戸別訪問など、きめ細かな対応が実施されますので、山県市といたしましても、当センターと連携、協力を密にいたしましてPR活動に努め

てまいりたいと考えております。

また、総務省では、受信機器購入等の支援といたしまして、無償給付の対象者を平成21年度から生活保護世帯からNHK受信料全額免除世帯へ拡大をされました。支援の内容につきましては、対象世帯へ簡易なチューナーの無償給付、訪問設置、操作説明と、戸建て住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯につきましては、室内のアンテナの無償給付またはアンテナ等の無償改修がされることとなっております。

御質問の1つ目の高齢者、障害者等への配慮についてでございますが、先ほど、申し上げましたが、まず、移行に向けた市民の皆様への御説明が必要だと考えております。総務省の高齢者、障害者等への働きかけ、サポート事業では、テレビ受信者支援センターが事業主体となりまして、老人クラブや自治会等への説明会、高齢者宅等への訪問説明を実施されますので、山口市におきましても、これを各種団体で活用していただくよう、老人クラブあるいは自治会へ働きかけてまいります。なお、説明会が開催される際は市の担当者も同席をいたしまして、有線テレビ加入者のアナログ放送からデジタル放送への移行につきましても説明をさせていただきたいと考えております。

次に、2つ目の御質問でございますが、公共施設の対応についてでございます。

現在、有線テレビのケーブルは地上デジタル放送に対応しており、加入者宅の保安器まで引き込みされております。すべての公共施設においても保安器まで引き込みされておりますので、この移行につきましては、地上デジタル対応テレビまたはチューナーを購入し、接続すれば地上デジタル放送が視聴できます。

公共施設は、緊急時の避難所に指定されているところも多くありますが、現在設置されているテレビの大半が2000年以前に製造されたものでございますので、今後の設置台数等をよく精査いたしまして、計画的に対応してまいりたいと考えております。なお、社会教育施設につきましては、補助制度もございますので、これを有効に活用してまいります。

御質問の3つ目の小中学校への対応でございますが、小中学校でのテレビを活用いたしました学習は、情報機器の飛躍的な進歩により大きく変化してきております。このたびの地上デジタル放送への完全移行を好機ととらえまして、教職員による情報教育推進委員会においてテレビの有効な活用方法を検討中でございます。また、国では、小中学校のテレビの地上デジタル化に向け補助事業を設けておりますので、これを活用して地上デジタル放送が学習できる環境を整える計画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 丁寧な説明をありがとうございました。

受信機器購入等の支援として、無償給付が21年度から生活保護世帯の枠だけでなくNHK受信料全額免除世帯にまで拡大され、アンテナ等の無償改修も実施されるとのことでした。また、高齢者、障害者等への配慮は各種団体の説明会に市の担当者が出向いていくとのことですのでございます。早目の対応を要望しておきます。

2点目の公共施設につきましては、設置台数等を精査し、計画的に対応していかれるとのことですのでございます。本市の20年度のNHK放送受信契約の実態から見ると、カラー契約で25台、衛星カラー契約で55台、合計80台分の契約がされています。この中には、小学校11台、中学校3台も含まれております。現在のテレビは10年以上経過することになるので買い換えがほとんどかと思いますが、一度に買い換えは大変なことです。21年度からの計画が必要ではないかと思えます。いかがでしょうか。総務部長にお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

テレビの台数は先ほど御説明いただきましたが、まだよく把握しておりませんけれども、設置の台数につきましては、この21年度中に精査をいたしまして、この22年度の当初予算で計画的に対応できるような予算措置を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 安定した財源でテレビの交換がしていけるように、努力をしていただきたいと思えます。

再々質問をさせていただきます。

小中学校については、文部科学省が3年間で60万台に対応するようです。21年度に20%、22年度に40%、23年には残りの分との計画のようです。本市の小学校については、22年度から美山小学校として3校が1校となります。また、美山中学校も新しくなります。21年度には新規の購入になるかと思いますが、計画はどのようでしょうか。また、テレビの活用を情報教育推進委員会で検討中とのことですが、どのような課題を持って行われているのかをお伺いいたします。

教育長にお伺いをし、質問を終わらせていただきます。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再々質問にお答えをいたします。

有効な活用方法を検討しているということについての御質問でございますが、番組をどのように活用していくか、またはDVDの活用の仕方、さらにはデジタル対応できるテレビ本体をワンフロアで移動させるというような、さまざまな方向で今検討をしておりますところでございます。

幸いにして、美山中学校のほうが新設されてまいりますので、まずもって美山中学校を中心としながら、その使用等のモデルケースをつくりながら進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分です。1時10分まで休憩といたします。

午後0時09分休憩

午後1時10分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問通告順位5番 上野欣也君。

1番（上野欣也君） それでは、許可をいただきましたので、一般質問の通告書に沿って大きく3点質問をいたします。

まず最初に、職員の研修の現状についてお尋ねをいたします。

世界的な景気の後退する中、経済的にも底をついてなかなか浮上しないという状況が続いております。私たちにとっては余り耳なれた言葉でない派遣切りとか、雇いどめとか、あるいは内定取り消しといった言葉に代表されるように、雇用環境が急激に悪化をしております。

大変な実体経済も悪化の一途の中で、公務員に対する見方とか考え方というのも著しく変化をしてきていると言われております。安定した身分保障を求めて、公務員を志向する人が増えているという報道もございます。しかし、その一方で、自治体の財源不足といいますが、そういった中で市民とともに身を削る思いを共有すべきだという考え方も少なくありません。財政危機を乗り越える1つとして職員の給与カットというのでも大きくクローズアップされているところでございます。今後、こういった経済状況の中で、市の職員が考えている以上に公務員に対するバッシングというものは強くなっていくと考えられます。

しかし、こうした時代にあって、私は、お金の問題もさることながら、職員の意識改

革、職員の人材育成という点を見逃してはならないと思います。2000年4月に地方分権の一括法というのが施行されまして、それまでのいわゆる護送船団方式、横並び志向から個性的な地方分権の時代が幕開けをしたと言われておりまして、これ以後、自治体を取り巻く環境というのは激変したと言われております。

ちょっと私は調べてみましたが、PFI法、これは公共事業にも民間企業が参入できるという選択の幅が広がった法律でございます。住民基本台帳法の改正、電子署名に係る地方公共団体の認証に関する法律、コンピューターを中心にした情報の共有化ということになるかと思えます。地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律、長ったらしい表題でございますけど、簡単に言えば、ここにちょっと持ってきましたんですけど、これまで市の窓口しかいだけなかった住民票とか戸籍抄本、謄本というものが料金を納入することによって自宅まで郵送されると。サラリーマン等にとっては大変便利な方法に変わったという法律でございます。それから、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律。これも、公務員といえますと大体終身雇用というような感じでございましたけど、条件付きの採用も可能だよというふうに変ってきた。

これらは分権社会への移行の代表的な法律だというふうに使われております。この間、475本の法律が改正されまして、これまでの集権から分権へ、統治から自治へ、公平から公正、透明性、さらには画一から個性へというような大きな変革が行われたというふうに使われております。今、自治体は、自治とそれから分権と暮らしの視点から、人づくりとしての職員の研修の検討が急務であるというふうに使われております。

そこで、山口市は現在どのような職員の研修体制で人材の育成に努められているか、お伺いをいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 職員の研修の現状についての御質問にお答えをいたします。

地方分権の進展、少子高齢化・人口減少社会の到来等、地方の行政を取り巻く環境は大きく変化をいたしており、地方公共団体においては、限られた財源の中で創意工夫を凝らし、自主性や独自性を十分発揮した行政運営が求められています。

また、住民とのパートナーシップのもと、多様化した住民ニーズを的確にとらえ、政策として具現化し、透明で公正な質の高い行政サービスを提供するためには、豊かな発想により時代や地域の要請に柔軟に対応できる人材を育成することが重要となっております。このような中で、山口市では、専門知識と能力を発揮する人材の育成の具体的な方策の1つとして職員研修を実施いたしております。

職員研修の体系は、自治大学校、岐阜県市町村職員研修センター、岐阜県市町村行政情報センターなどの研修機関が行う各種研修に参加する方法、岐阜県への実務研修生の派遣、インターネットを利用して研修機関の研修システムのe ラーニング講座を利用する方法、資格取得のための研修への参加、市独自で企画し実施する研修等により構成しておりまして、平成20年度には延べ288人が受講をいたしました。

研修機関別の受講者数は、岐阜県総合企画部市町村課における2年間の人事交流研修1名及び1年間の実務研修1名、係長級以上を対象に高度な政策形成能力を養成することに重点を置き、約3カ月間の期間で実施される自治大学校の研修に1名、岐阜県市町村職員センターに75名、岐阜県市町村行政情報センターに3名、市町村ゼミナールに6名、岐阜県広域市町村圏協議会が実施する共同研修に7名、岐阜県市長会が実施する研修会に16名、消防大学校及び国立保健医療科学院における短期の研修に各1名、資格取得のための研修会に5名、インターネットを利用してe ラーニング講座を受講した者が43名、市独自で企画し、今年度は被評価者を対象として実施いたしました勤務評定研修に128名となっております。

研修の種別といたしましては、新規採用職員、係長級職員、課長級職員などの階層別研修、個別の能力に応じて選択して受講する研修として、パソコンや情報セキュリティーに関する知識を取得するための情報化に関する研修、特定の分野における知識を習得し能力の向上を図る専門研修、徴収事務や法制執務の実務に必要な知識や事務処理能力を高めるための実務研修、待遇や職場研修の指導者を育成する研修がございます。受講者については、各職員の希望または過去の受講状況等を考慮して決定しており、すべての職員の能力が向上するように努めているところでございます。

職員の専門研修につきましては、消防職員は県の消防学校の各種専科教育研修に6名、保健師、栄養士、保育士などの専門職研修に84名など、専門的知識の取得、向上を図るために専門的研修に参加をいたしております。

また、自己啓発の支援といたしましては、職員が資質向上や能力開発のため、本人の意欲、主体性により専門的な各種資格を取得する目的を持って大学機関などにて受講することに対する支援も行っております。

また、新たな試みといたしまして、市職員であっても主要事業に対する情報が不足している現状にかんがみまして、職員が講師となり、市内において実施される主要事業の勉強会を職員を対象として開催することといたしました。第1回のこの職員勉強会はこの3月10日に行われまして、鳥羽川改修橋梁建設事業を議題として実施いたしました。

この勉強会は、講師となる職員が市民に対して説明会を開催した場合に、いかにわか

りやすく的確な説明を行うことができるか、講師としてのスキルアップを目指して実施した部分と、市の職員が主要な事業に対して理解を深めるとともに、担当課以外であっても事業に対する同一の認識を共有することにより、職員が一体となって市の重要事業を推進していく意識を持つことを目的としております。今後におきましても、クリーンセンターの建設事業、あるいは福祉関連事業など、さまざまな事業につきまして勉強会を開催していきたいと考えております。

こうした取り組みを続けていくことにより、職員の意識改革や住民サービスの多様性に対応する能力の向上を図り、よりよい山県市をつくっていく人材となる職員を育ててまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 各種の研修に参加をして人材育成が図られているということはどうかがえました。私は、経営は人なりと、人が行政を動かしていくわけですので、何としても意識改革や人材育成というのは避けて通れない課題であるというふうに思います。

特に私は今お聞きした中で、市独自の研修あるいは勉強会というものが大変大事になってくると思います。特に、研修内容について、やっぱり見識のある講師とか経験者というものを呼んで、そこで実際的な研修を行っていくということが最も基本的に大事にされなきゃならないというふうに思っておりますので、そういった面でぜひ充実を図っていただきたいと思っておりますし、また、若手の人材育成ということもきちんとしていただきたいと思っております。

日本たばこ産業の最近の日経新聞に載っておりましたけれども、今苦しい状況の中で、10年先の人材育成という視点で研修を見直し検討していくというのが大きく報道されておりました。そういった面でも、若い人たちをどうやって育てていくかということが今見逃せない課題だと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、2つ目の質問に入らせていただきます。

職員の処遇の手法についてお尋ねをいたします。

地方公務員法の第24条には、職員の給与はその職員の職務と責任に応じたものでなければならないというふうに明文化されております。大体どの自治体もこの条文に即して給与が支払われているというふうに言われておまして、通常は判定する役職にある者が勤務状況を把握して、そうして給与とか昇格に当たっているというふうに言われております。しかし、最近、この評定の公正さとか、あるいは透明性というものが強く叫ば

れております。

そこで、市の職員の給与、昇任、昇格等に関する評価や判定というのは、具体的に何によってどのような方法で行われているのかをお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 職員の処遇の手法についての御質問にお答えいたします。

職員の処遇の決定方法につきましては、実績反映を一層進めるため、昇給区分及び昇給の号給数の決定及び勤勉手当の成績率の決定方法を、それぞれ規則に定めるとともに、「給与決定のための勤務成績の判定に係る昇給制度及び勤勉手当制度の運用について」において定めております。

昇給の号給につきましては、管理職層、初任・中間層、55歳以上の3階層ごとに5段階の昇給区分と昇給する号給数を定めております。初任・中間層では勤務成績に応じて、Aの極めて良好な者、これは8号給以上でございます。次に、B、特に良好な者、6号給、C、良好な者、4号給、D、やや良好でない者、2号給、E、良好でない者、昇給しないと、このように定めております。

この上位のAとBの区分の勤務成績の判定の尺度は、職務遂行上の行動やそれを通じて把握される職務に係る習熟度を重視しつつ、仕事の成果にも一定程度着目して行うこととしており、判定尺度の例示といたしましては、1つ目に、繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、特に高く評価できる成果を上げた場合、2つ目には、組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に特に顕著な貢献をした場合、3つ目といたしまして、高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、特に顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合、4つ目といたしまして、市町村等職員実務研修、人事交流制度による派遣、自治大学校の長期研修などの場合と定めております。

次に、下位に位置しますDとEの区分につきましては、勤務成績の判定尺度は、1つ目に懲戒処分を受けた場合、2つ目に訓告嚴重注意等矯正措置を受けた場合、3つ目に要勤務日数のうち一定割合を勤務していない場合、4つ目に無断欠勤、遅刻、早退等の場合、次に、5つ目の、職員の勤務成績が良好でないことを示す客観的な事実があり、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、同様の事実が繰り返し見られた場合にあつて、市長とあらかじめ協議したときと定めております。

また、勤勉手当の成績率につきましては、山県市職員の給与の支給に関する規則第32条の5により、勤務成績に応じて、特に優秀、優秀、標準、標準未満の4段階の成績区分を定めております。

特に優秀、優秀につきましては、高く評価できる結果を上げた場合など、昇給の上位区分の判定尺度に応じて、一般職の場合では100分の93以上100分の150以下、100分の82.5以上100分の93未満、標準未満につきましては、昇給の下位区分の判定尺度に応じて、一般職の場合で100分の72未満、100分の56超100分の66未満、100分の56以下、100分の46以下、100分の36以下と、この5段階の成績率を定めております。

このほかにも、平成15年山根市が合併した当初から職員の勤務評価制度を導入しており、課長補佐以下につきましては課長級が評価、主幹・課長級は部長級が評価、部長級は副市長がそれぞれ勤務評価を実施しており、その勤務評価実績をもとに総合的に勘案し、昇任、昇格について決定をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 今お聞きしますと、一部評価方法は改善されているようですが、勤務評価によるところが大きいように承りました。これも、職員が評価の公正さとか透明性とか、そういうものをやっぱりどの程度認識しているかということが大事になってきますので、ぜひその辺、十分公正さが図れるようお願いをしたいと思います。

次に、3つ目として、人事考課制度の導入についてお伺いをいたします。

地方自治法の2条第14項には、最少の経費で最大の効果をということ、市民の側からいえば、軽い税負担で、少ない税負担で高水準な成果をということになるかと思えます。こういった自治体でないこれから淘汰されていきますよということが言われております。

自治体ではかつてこういうことを言われたことがないわけですが、生産性の向上というような企業側の言うようなことが言われるようになりました。特に、生産性を向上させるためには、経営指標というものを示す、示していくということが最低限必要だというふうに言われておりました、いろんな自治体でいろんな方法でこれが行われていると、こういった取り組みが進んでいるというふうにとらえております。

静岡県とか四日市、この近隣では業務棚卸し表、ちょっと聞きなれない名称ですが、そういったものを作成して、目標、目的、手段、それから評価というものを明確にして、そして成果の追求を目指しているという事例がございます。全国的にもかなりこの取り組みをしているところがございます。

岐阜市では、5年ほど前になるかと思えますが、人事考課制度というものを導入して、そして、職員の意識改革、あるいは人材育成というものに努めており、かなり着

実な成果を上げているというふうに聞いております。

特に注目すべきことは、住民重視のサービスの展開、それから職員の政策形成能力というものを培うために、これも目的とかあるいは目標、こういうものを明確にしながら、確かな評価を実施して自立した自治体を目指しているというところは注目に値すると思っております。この人事考課制度というのは、職員の職務に対する自己評価、こういうものが容易になりますし、また、上司と部下の業務に対するコミュニケーションというものも深まっていくと言われておりますし、実際にそうだと思います。

私は、岐阜市でちょっとかかわりましたのですが、給食調理員の人事考課制度にかかわって、年間4回面接をしているいろいろお話をするわけですが、職員が、温かいおいしい給食を私はどういう視点で努力をするかということを確認にするわけですね。また、安全な食材をどうやって私はきちんとしていくのかという具体的な内容で話し合いができるわけです。そういった面でコミュニケーションも深まりますし、業務の責任というものも明確になってくる。あわせて、同時に職務遂行意欲というものも一人一人が高めてくれます。同時に、自分がこれをするという自己決定をしていくわけですから、そういう自己決定も深まりますし、同時にそれに対して自分が評価をしていく。こういった自己評価も自立し、深まっていくと言われておりますし、事実、私はそういうものにかかわって大変そのとおりだなというふうに認識をしております。

そこで、人事考課制度の導入に向けた取り組みの推進を願って、市のお考えをお聞きしたいと思っております。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

人事考課制度は、職員の能力開発と組織の活性化を図り、もって能力・実績を重視した適材適所の人事管理を推進していくことを目的とした制度でございます。一般的には、人事考課の種類は能力考課と実績考課により成り立っております。

能力考課につきましては、職員が職務の遂行において発揮した能力を考課するもので、職員の自主的な学習を支援し、個性を生かした人材育成を図るため、考課結果を全面的に職員本人に開示するとともに、育成のための面談を重視したものであります。実績考課については、職員が職務の遂行によって達成した実績を考課するもので、職員が仕事の意義、達成感を感じ、組織内の意思疎通を高めることにより組織の活性化が図られるよう、目標の共有及び達成過程を重視したものであります。本市におきましては、職員の勤務評定制度を導入しており、これは能力考課を主眼に置いた勤務評定制度であります。

御質問の人事考課制度は、目標管理による実績考課と言われるもので、組織の業績向上を図るための経営管理システムとして考案されたものが、能力、実績を重視した人事制度へ導入され、個人の実績を考課する手法として使われ、組織内で目標を共有することと、権限を移譲し、職員の自主性を引き出すことによって組織と個人の持つ力を最大限に発揮させるものであります。今後におきまして、この目標管理による実績考課制度を導入するに当たっては、制度に対する理解と認識が職員に必要であり、そのための研修を実施することが肝要であると考えております。

先月には、課長補佐級以下を対象に勤務評定の研修を実施し、現在の勤務評定が人材育成を主眼として行われていることを職員が学んでおります。平成21年度におきましても研修を行う予定をしており、今後におきましては、現在の勤務評定制度の中に目標管理による考課制度を導入していくことを考えております。制度を導入することにより、革新性や困難性、創意工夫や時間的・物理的困難の克服、組織への貢献度などの高い目標に挑戦した職員を高く評価し、困難な課題に果敢にチャレンジする組織風土の醸成と職員意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 例えば、住民サービスの徹底がどうか、あるいは経費の節減、そういったものが一人一人にどう浸透していくかということが財政危機の中ではまた必要なことであるというふうに思います。そのためには、やっぱり人事考課制度は現在の段階では一番よい方法だというふうに言われております。

学者もこういうことを言っております。トンビ、くるりと輪をかいたという、ああいったトンビのように、やっぱり上から1回目標までをきちんと見る、そういう見方や眼力が必要だというふうに書いておりました。そのためには、この人事考課制度というのは最も効果がありますよと。一生懸命自分の仕事に向かっていけば向かっていくほど、例えば住民サービスとか経費節減というのはどこか忘れられていくということもある。それをいつか上から見て、自分のこの任務は本当に住民サービスという視点から見て大丈夫だろうかとか、経費節減から見て大丈夫だろうかという自己評価というものが、今求められているということでございますので今お話を伺いますと、ずっと従来続けてきた、護送船団方式から続いてきている勤務評定とあわせて、この人事考課制度も各自治体でかなり進んでおります。しかも、具体的に改善しているところもあるわけでございますので、理解と認識が必要であるという総務部長の話でございますので、ぜひ私は、研修あるいは検討委員会というようなものもつくって研修していただいて、早急にこう

いったものに取り組むようなことをお願いして質問を終わります。

議長（藤根圓六君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

続いて、通告順位6番 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） それでは、社会保障関連費につきましてお尋ねをいたしますが、今回の定例会、大変厳しい経済状況の中での予算編成となりました。大変御苦労さんでございます。そこで、総務部長にお尋ねをいたします。

さて、21年度一般会計予算156億7,000万円の中で、民生費総額29億円でございます。これは全体の一般会計の中での18.5%を占めております。また、20年度におきましては21.1%を占めておりました。大変大きなウエートを占めるわけでございますが、この21年度の予算編成中に既に22年度のお話をしても申しわけないと思っておりますが、予想されず、来年度決めます22年度の予算におきましては、今回上程されておりますクリーンセンターの建設事業の34億円、美山中学校の改築事業の10億円、西武芸小学校改修事業の2億円がなくなるとしますと、また、その他の減少も含めると、一般会計予算は約50億円減の106億円程度になると思います。福祉や医療費を含めた民生費は29億円がそのままといたしますと、全体の27%を占めることになるわけでございます。この額は歳入の市民税と固定資産税を合わせた額であり、歳出におきましては人件費と同額であり、今後、高齢化してゆく社会構造の中で地方財政の負担はますます大きくなってゆくと思われれますが、今後の社会保障の事業制度の内容の見通し等について、国や県の動向を踏まえてお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

初めに、平成21年度当初予算の編成に当たりましては、職員一人一人が本市の財政状況を十分認識した上で、全職員が一丸となって健全な財政運営を図っていくための取り組みをより一層進めることとしたところでございます。

一般会計の平成21年度当初予算額は156億7,000万円でございますが、そのうち民生費は約29億円と予算全体の18.5%を占めております。一般会計予算の総額に占めます民生費の割合は、当然予算の規模によって毎年変動するものでありますが、平成19年度決算では民生費は約27億6,000万円と全体の26%を占めており、社会福祉や児童福祉などの各種事業に多くの財源が使われております。合併初年度の平成15年度と平成21年度当初予算の民生費の総額を比較しますと約2億円増加しており、今後も引き続き増加する傾向にあると思われれます。

このことは本市に限ったことではございません。また、平成20年版の地方財政白書に

よりもすと、地方財政の状況は、平成18年度決算で民生費の歳出額総額に占める割合は市町村で27.1%と、非常に大きな割合を占めております。この増加の要因といたしましては、児童手当の支給対象年齢の見直しなどの制度改正による扶助費の増加、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計等に対する繰り出し金の増加が主なものであり、少子高齢化の進展に伴って経費が年々増加しているのが現状でございます。

国におきましては、持続可能で信頼できる社会保障制度の構築のため、介護制度改革や医療制度改革などが行われてきておりますが、社会保障のための安定的な財源を確保することが最大の課題となっているところでございます。

本市の新年度予算におきましては、民生費では社会福祉や児童福祉等各種の福祉事業を進めてまいります。中でも市単独事業として乳幼児等医療費助成の拡充、第3子以降の出産を対象に出産祝い金支給事業、お年寄りの活動促進のためのいきいき推進券配布事業等、重要な事業と位置づけて予算化しているところでもございます。

今後におきましても、国の動向や財政状況を考慮に入れながら、福祉分野はもちろんのこと、他の分野におきましても時代に即応した予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） そこで、社会保障関連の特別会計の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などは、毎年制度の変更やら複雑な項目に分かれ、事務量大変でございますが、出産から育児給付、児童手当給付、障害者関係など、国の制度に対応をしていかなばなりません。あわせて、山縣市独自の制度もあり、出産から高齢者に至るまでの幅広い事業運営をせねばなりません。

そこで、市長にお伺いをいたしますが、こうした社会保障費の財源について、国も地方も大変難しい問題ではございますが、国はやがて消費税を上げてでも社会保障費に充てようとしておりますが、これもすぐの話ではないと思われませんが、山縣市は山縣市として一定率の負担を賄わねばなりません。山縣市の場合、市民税の増を大きく考えるのは考えにくく、一方、普通地方交付税の増も期待ができない中、従来の一定の枠内で民生費が増え続ければ他の事業に支障が出てまいります。これも限界がございます。

そこで、今後一層の行政改革をして、市民に御理解をいただいた上で社会保障費に充てるべき山縣市独自の財源の確保が、この施策が必要であると考えますが、市長さんにいかがお考えかお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えいたします。

大変難しい問題ではございますが、現在、急速な少子高齢化が進行しております。年金や医療、介護等の社会保障制度につきましては、人口の高齢化による給付の増加が現役世代の負担を年々増やしているため、給付と負担のバランスを確保するという、世代間の不公平感とございますか、そういったものの是正を求められているところでもございます。

また、国におきましては、国民生活を支える社会保障制度のあり方について、骨太の方針2008の中で盛り込まれておるとおりでございますが、社会保障サービスや供給体制について無駄や非効率がないか全般にわたって見直しを行いつつ、医師不足への対応、少子化対策、長寿医療制度の運用改善など、重要課題に対して必要な取り組みを行っておるところでございます。将来にわたり持続可能で信頼できる社会保障制度の再確立に向けて取り組んでいくとされておるところでもございます。

一方、地方におきましては、社会保障関連経費の自然増や地方債の償還負担は高水準で推移することから、将来の財政運営に圧迫されることが強く懸念されておるところでもございます。本市におきましても、平成21年度一般会計当初予算では予算総額に対して民生費が18.5%、公債費が16.7%と高い割合を示しております。今後も増加する傾向にあると思われまます。

また、民生費約29億円のうち、国及び県支出金や義務的負担金などを除いた一般財源は約20億円と、市の負担も多くなってきておるところでもございます。このような厳しい財政状況の中で市税や地方交付税の増加が見込めないといたしますと、事業の見直しなどによる徹底した歳出の削減も必要かと存じますが、議員御指摘のとおり、どのように財源を確保していくかが重要な問題と受けとめておるところでございます。

自主財源の確保の1つには企業誘致対策がございますが、昨年4月、企業立地促進条例を施行し、積極的な取り組みを進めてまいりましたが、引き続き企業立地の促進に努めてまいりたいとも考えております。これには、道路整備等の必要欠くべからざる重要な事業も山積しておるところでございます。特に、東海環状自動車道の山県インターの早期実現を図り、商業施設あるいは企業の誘致を積極的に図って対応していくのも一つの手だてでございます。

また、自主財源の多くを占めております市税につきましても、市の貴重な財源でもありますので、徴収対策室を中心に徴収率のアップ等も積極的に進めていく必要があるかとも思っております。また、市有財産等につきましても、利用状況等を勘案した上で、売却可能なものは売却することも視野に入れて検討していかねばならないと考えており

ます。

また、民生費につきましては、だれしもが健康でよりよい生活を送るためには、市民の皆様の健康増進を図っていくことが重要であると考えております。そのためには健康づくりとして、健康山県21に掲げました目標の実現に向けて健康意識の啓発を行うとともに、健康づくりの活動を行う市民団体の育成だとか、地域へ出向いて行う健康講座や健康相談等の開催などを積極的に開き、市民の皆様と一緒に健康づくりを進めてまいりたいと考えております。こういった取り組みが医療費の削減にもつながっていくのではないかと考えておる次第でもございます。

いずれにしましても、社会保障関係事業は国や県の制度と相まって進めていかなければならない生活に直結したものでございます。避けて通れない問題でもございます。今後も健全な財政運用を推進していくためには、引き続き行財政改革に積極的に取り組むとともに、安らかで健康な21世紀の住みよいまちづくりに向かって各種事業を進めてまいりますので、市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） この問題、また、角度を変えて考えてみますと、民生費、教育費、公債費で総予算の50%を占め、その他の分野、例えば土木費の自治会要望の道路改良あるいは交通安全対策事業など、3年前には5億5,500万円の予算のあったものが、今年度及び来年度とも1億2,500万円という大変減額をされております。この額を156の自治会で分配いたしますと、各自治会に回される分は非常に要望にお答えすることができないような額になってしまうわけでございます。

そこで、来年度からの組織改革による部の統合は、これは大いに評価されるものであり、今後一層行革に目を向けられ、指定管理者の導入や施設の統廃合など、ローコスト対策に積極的かつスピーディーに取り組んでいただき、総合的見地からバランスのとれた安定した市政運営を図り、先ほど市長のお話しになられました安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりと夢ある市政に取り組んでいただくことを要望し、もう一度市長さんの感想をお尋ねいたしまして、質問を終わらせてもらいます。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） 再々質問にお答えいたします。

合併以降、新市まちづくり計画にその事業を進めてまいりましたが、先ほど来話がございますように、国の三位一体改革の後、地方交付税を初めとする歳入の削減によりま

して財政状況が厳しい中で、今後ますます歳出面については事業の優先順位を考えながら、歳入面においても財源を確保することを考えていかなければならないと思っておる次第でございます。

山県市の第1次総合開発計画によりまして、山県市の事業といたしましても、ことしと申しますか、21年度をもって、大型事業と言っておりましたクリーンセンターの建設あるいは小中学校等の改築事業等、そういったもろもろの大型事業が一応一段落するというような状況でもございます。そんな中で、この厳しい財政事情でございますが、従来行ってまいりました事業につきましても、聖域を設けることなく、その必要性について見直していかなければならないと考えております。

また、そういった中で、市民の皆さん方の一層の御理解を賜りながら、山県市の健全財政を堅持していくために、いろいろな手だてを考えながら積極的な対応をしていきたいというふうな考えを持っておりますので、今後、皆さん方の御指導をお願いしたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩をとります。議場の時計2時15分まで休憩といたします。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位7番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問をいたします。

まず最初に、副市長にお尋ねしますが、文化的、教育的な業務や施設の民間委託、民営化、指定管理はやめようというテーマでお尋ねします。

自治体合併して策定した山県市の総合計画は、新年度、2009年度において、後期基本計画策定業務、平成22年から26年度分として計画の具体化や見直しなどが行われます。さらに、市の行政改革大綱の実施計画、平成17年から21年度、この分も終了し、新たに作成されるでしょう。

ところで、市民、議員、行政の中では、市の職員が多過ぎる、いや、自然減もあり、これでいい、いろいろと議論されています。そのとき評価が分かれる1つが、民間委託や指定管理者制度であります。職員が多いとの批判を前に、外部に仕事を任せるのか、市の職員の自前で維持するのか、当然議論が沸きます。

指定管理者制度の問題も露呈してきたので、国は昨年、指定管理者に関する新たな通知を全国の自治体に出しました。請け負う民間業者の中には、行政と違い、最後は経営優先と明言する事業者もいます。当然、行政の直営と比べ、質の低下や不安定さが伴います。実際、民間委託、民営化や指定管理者に関して、倒産や経営本体の問題の発生で利用者や自治体が困惑する事例も各地で生じています。東海地区ではまだその例がないので、深刻に受けとめる行政や県民、市民は少ないとはいえ、将来の重大な懸念です。

そこで、最初に述べた山県市の将来の各種計画の具体化や見直しに深くかかわる民間委託や指定管理に関して、政策的な立脚点をお尋ねします。

まず最初に、検討ということについてです。

さきの行政改革大綱実施計画では、基本的にいずれの施設担当も指定管理や民営化について検討してみるとされてきました。結局、数施設が指定管理に移行しました。このどこも検討するという基本姿勢には、私は大きな疑問を感じていました。人はだれしも、ここは市でしっかりやるというふうになれば、熱意と意欲を持って計画し、遂行していきます。しかし、将来外部に任せるかもしれない、どうしようか検討中と思い迷っているうちは意気込みも高まらず、積極的な意欲もわかないのは当然のことです。

このような職員の意欲をそぐ不効率と不合理を生む検討、これは市にとっても、職員にとっても、市民にとっても大きなマイナスです。ともかく、このようなことはもう過去の4年間の検討期間で十分です。次の時期も検討としたら、では、今までは何を検討していたのかと反論されるのは疑いありません。次の計画においては検討という方針は加えるべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目です。重大な前提の配慮を欠く答申は見直しを。

昨年12月議会の保育所に関する私の一般質問に対し保健福祉部長は、民営化は具体化していないものの、児童福祉審議会の答申もありと検討の方向を崩しませんでした。副市長は再々質問に対し、民営化をしたとしても、委託をした市の責任が大きいことに変わりはない、他の市町では委託先が破綻したケースもあり、慎重に検討していくとしました。

そもそも、この答申の過程において、各地の倒産や維持の放棄、各種のトラブル、このことが認識されて議論されたとは私には到底思えません。市としては、各地の倒産や維持の放棄の事例を十分に検討して、なお、さきの答申に至ったと考えるのか、各地の事態は市長の諮問や審議会の答申において考慮されていなかったと考えるのか、いかがでしょうか。

3つ目ですが、政策的位置づけということですが。

もちろん、単なる施設管理や運営の委託や指定管理においては、状況や事情の変化で再度検討するということもあり得ると思います。他方で、学校、保育、図書館など純粋に文化的、教育的な分野の業務や施設に関しては、市の主体性や将来の市民への責任の意味においても、山根市の政策として、民営化や指定管理は導入しなざり明言すべきではないでしょうか。それが市民の期待や職員のやる気を生む根源であり、かつ質の安定的向上に寄与し、維持継続への安心につながるざりと、そのように考えませんか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） まず、1点目の御質問にお答えします。

議員御発言の行政改革大綱実施計画につきましては、平成17年12月に策定した第2次山根市行政改革大綱の策定時に策定したものでございまして、毎年、行政改革推進委員会からの答申を経まして改定し、あるいは追加してきているものでございます。

施設の管理につきましては、市が直接運営する場合と指定管理や民営化する場合とは、それぞれ長所、短所がございまして。例えば、安定した福祉サービスを提供し続ける上では、市が直営で行うことが望ましいものと考えられますが、サービスの拡張や費用対効果を考えて場合には、民間ならではの能力の活用も考える必要がございまして。さらに、民間事業者を活用する場合には、市の一方的な思いのほかに、これを受けていただく事業者の需要の有無も考慮する必要がございまして。

こうした中で、検討するという表現を多く用いておりますのは、行政改革推進委員会において既に決定したもののだけではなく、これからもよく検討していこうとしているものも記述したほうがいいだろうという御意見が多く出されたことによりまして、これに配慮していることもあるからでございまして、こうした表現をすることによって職員の意欲がわかないとか、意気込みも高まらないということはないと考えておりますし、そのようなことは決してあってはならないことだと思っております。

いずれにいたしましても、集中改革プランの検討期間は平成21年度としておりますので、この間に市民の方々からの御意見や民間事業者の需要等を調査し、限られた財源の配分も考慮した上で、一定の方向性を見出していきたくて考えております。また、今後におきましては、この検討するという言葉が、時には何もしないの意思表示だとやゆされることも考えられますので、ただ単に結論を先送りするだけのための目的で表現することがないようにしてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の御質問にお答えします。

議員も御承知のとおり、保育所におきましては、多様化する保育ニーズの対応をしていくために、今後の保育運営のあり方を児童福祉審議会に諮問をいたしました。その結果、民間の力、エネルギーを導入して、これからの保育制度を組み立てることがすべての方策に勝っていると考えられる。また、地域間格差や環境変化に呼応した保育園運営は、社会福祉法人の機能を生かした施設経営、運営管理のノウハウを持つことにより、きめ細やかな対応が可能になると思われるという答申をいただきました。

ただし、民間移管した場合、諸経費の値上げ、保育環境、保育内容、保育所の基本機能、保育の質、福祉人材確保の観点などから、行政支援や指導することが必要であると述べてございます。したがって、この答申につきましては、審議会において各種のトラブル等も念頭に入れながら検討されたものと聞いております。

また、参考までに申し上げますが、保育所の場合、児童福祉法にも規定してありますように、他の施設と異なり、入所の決定や保育料の算定など、すべて市において行います。こうした面から、利潤のみの追求に走ることもなく、市の関与もかなり濃くなるものと考えております。

なお、県内の保育所の運営状況につきまして、公立が66.6%、私立が33.4%となっております。県内の21市の状況では、公立のみで運営しているのは本市を含めて山県市と下呂市で2市でございます。また、私立のみで運営しているのは羽島市と美濃市がございしますが、現在はどちらかといえば公立と私立保育園との混在が多い状況でございます。

次に、3点目の御質問にお答えします。

県内図書館につきましては、高山市、多治見市、瑞浪市、大野町及び白川町が指定管理者制度を導入し、関市が21年度から導入される予定でございます。しかしながら、本市の図書館、花咲きホールなど文化的施設の運営につきましては、現在、それぞれボランティアによる読み聞かせ、あるいはホールボランティアなどによる企画、運営も行っておりまして、指定管理者制度を導入することなく、今後とも市の直営で管理運営していきたいと考えております。

一方、先ほど申し上げましたとおり、保育所につきましては、民営化するかどうかの検討期間を平成21年度までとしておりますので、この間に、保育園の統合あるいは園舎の耐震工事等を考慮しながら、市民の方々からの御意見や民間事業者の需要等を調査しまして、限られた財源の配分も考慮した上で、一定の方向性を見出していきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、副市長に再度お尋ねしますが、民営化、指定管理などで特に質の問題ということで、例えば保育所で見たいと思いますけど、山県市内の保育所は先ほど民営なしの公立だけだということですが、それが10施設ありますね。そこに市の正の職員の保育士というのが約50名いて運営している。さらに、補助しているのは臨時職員約45名ということを担当課で聞いています。

正職員は、勤務時間中もそれから休日も自ら研修に行ったりするし、臨時職員もそのようにしているというのが山県市の状況だということは担当者からお聞きしていますけど、新聞などによりますと、民間の場合、もちろん保育の資格があって勤めるわけですが、その勤務時間中はもちろん研修などあるにしても、わざわざ勤務がない休みの日にまで研修に出かけることはないというのが通例だという報道がされています。それがやはり役所主体なのか民間の経営主体なのか、当然勤める人もそうだと思うんですよ。

そういう状況がある中で、本当により高い質が望めるのか、向上できるのか、あるいは少なくとも維持できるのかということを見ると、先ほど、県内でも公立だけのみが非常に珍しい、2つだとおっしゃった。それを続けていくことが非常に重要じゃないかというふうに私は思うんですが。今、質ということで説明しましたが、そこで、副市長の考えですが、職員、正職も臨時職員も質の向上という観点で、研修などがなく、あるいは少ないときにその保育の質が向上できるのか、あるいは維持できると考えますか。いかがでしょう。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再質問にお答えします。

今回の規制緩和で、社会福祉事業を行えるのは、事業として第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業がございます。規制緩和で保育園はこの第2種福祉事業に分類されたわけで、第1種というのは、国とか地方公共団体あるいは社会福祉法人が事業主体になると。第2種社会福祉事業というものは、例えば株式会社でも運営していけるということございまして、ただいま議員の御指摘のとおり、この保育所が第2種福祉事業でございまして、ただいま申し上げました株式会社等が運営する場合、先ほど議員御発言の場合もというのは、営利を目的にして、ただ保育するだけということだけが目的にある場合もございまして、そういうことが破綻というような原因もありますし、内容が薄れていくという傾向にもございますので、まず第一は、もし民営化とするとしても、この保育園を第1種社会福祉事業に山県市が格上げをして考えていけば、その余地は解消される、余地はできると思いますし、ただいま議員御発言の危険性はないというふうに、

失礼な言い方もかもしれませんが、そういうふうに指定して選択していればいいんじゃないかというふうに思っております。

それで、結論は、今、私が現段階で民営化するとか民営化しないとかいうことをお答えすることが必ずしも今ではベストじゃないと思っております。議員御発言のとおり、正職員四十数名、臨時保育士も四十数名持ちまして子供さんを預かっておりますし、その職員の待遇の問題、あるいは御存じのように保育園の統合の問題などなどいっぱい問題がございますので、先ほども申し上げましたとおり、21年度の1年間というお時間をいただきまして、保護者を初めとする各関係者の御意見を賜りまして判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再々質問したいところですけど、今、結論としてということで、自分が確定したことを言っただけとはいけないというようなことも趣旨でおっしゃったと思うんですね。確かに今、21年度、検討の最後ということで、職員や関係者が検討する最後ですから、そこに今、答えを出せということ、それ以上は言いませんけれども、国が規制緩和という枠という話もありましたけど、基本はやはり、私たちは山県市の子供たち、親に対して責任があるわけですね。ですから、枠が広がったからどうこうじゃなくて、それ以前に心配することがあるというふうに考えています。

それと、例えば保育については、先ほど言いましたように、正の職員が50人、臨時が45人で持っていて、統廃合で状況が変わるとしても構造は変わらない。すると、他の施設の指定管理、職員が多い少ないという議論と一緒に施設じゃないんですね、保育所というのは。正職員がしっかり、ずっと将来もやっていくことの枠があるという意味では、やはり外に出すことを考えるのではなく、中でより質を高める方法を考えるべきときじゃないかと。その最後の年という意味で、ぜひしっかりと、時代の流れに沿うというよりは山県市として責任を持った結論を出してほしいということをお願いして、答弁は求めません。

では、次に行きますけれども、通告の2番目ですけど、産業経済部長にお尋ねしますが、有害鳥獣捕獲駆除されたイノシシについてですけど、この数の多さが非常に不自然だというふうに受けとめますので、お尋ねします。

市の有害鳥獣対策における駆除協力者への助成制度は他の自治体からも評価されております。実際に駆除に努められる関係者は御苦労さまであるというふうに思います。

ところで、この制度の運用の実態に関して疑問の声が寄せられました。そこで、担当

などにもお聞きし、資料をもらって調べてみました。

この制度は、法律及び県と市の有害鳥獣捕獲実施要領に基づいています。有害鳥獣の捕獲頭数は、県と市の要領の第5条の4号によって規制があり、申請1件当たりの許可数量は種類ごとに定められていて、例えばイノシシですと1回20頭というふうにされています。

被害の申請があると、現地確認し、市は、高富、伊自良、美山、地域の別にそれぞれ許可をします。ですから、他の地区、他の自治体内で捕獲したもので山県市で助成金を請求するということはありません。有害鳥獣の捕獲の駆除に対して、過去4年間に市が支出した助成・補助金総額は約1,800万円です。このうちイノシシは、過去4年間で見ると624頭。イノシシには駆除1頭当たり1万5,000円の助成があり、助成の総額は936万円です。補助全体の半分がイノシシということになっています。

このような捕獲や助成、補助の状況を念頭に、きょうはイノシシについてお尋ねします。

まず、駆除は猟友会にお世話になるということです。3地区の猟友会の実際の事務局はどこにあるのでしょうか。

2つ目ですが、補助金という観点で、駆除の実績はどこからどのように報告されて、市はどのように確認し、どのように助成金を交付しているのでしょうか。

3つ目ですが、許可数に対する捕獲した数、これは1つの許可があって、各地区、期間が定められ、動物の種類も定められ、数も定められる。それに対して、実際の捕獲数も全部逐一データが出てきて膨大なデータがあります。この資料もいただいたので、これを検討した結果としてお尋ねしますが、捕獲率というのはイノシシが約50%近い。他は非常に低いんですね。つまり、有害鳥獣駆除と言いながら、数字としては半分はイノシシ捕獲というような実態が見えてきます。補助金額の半分がイノシシということもうなずけるわけですね。有害鳥獣の駆除、これを市民の暮らしを守るために市が市の業務として補助をして行っているという観点で、イノシシが半分という実態はおかしいとは思いませんか。

それから、4つ目ですが、滋賀県のデータでは、イノシシの行動範囲は2から3平方キロメートルというふうにされています。その程度の範囲なんですね。さきに述べた山県市内で4年間で駆除されたイノシシの内訳は、高富地区187頭、伊自良地区174頭、美山地区263頭です。今年度、20年度では、高富が43頭、伊自良が40頭、美山が48頭となっています。一般の地域住民の感覚や常識からすれば、高富や伊自良でこんなにイノシシがとれること自体がおかしい、疑問だと思います。市は、高富や伊自良地区に関して、

イノシシの多さは不自然だとは思ってこなかったのでしょうか。

5番目ですが、対象外の狩猟期間の捕獲物が補助の対象として申請、交付されていませんか。

6つ目ですが、明らかに他の自治体というエリア、場所での捕獲の分が含まれていませんか。

7番、どのように、その申請に対応する真実固有の1頭、これだという捕獲動物がいると確認したのでしょうか。市のことです。

それから、最後、8番目ですけど、県内では、助成金要綱に補助金の返還を命ずることができることと明示している自治体もあります。しかし、山口市は明示していません。一般論として、助成金に関して真実、事実と異なる申請があった場合、市はどのように対応するのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

本市では、農林産物に被害を与える有害鳥獣による被害防止を促進するため、捕獲助成金を交付しています。

1点目の質問ですが、山口市猟友会の本部は谷合の山村開発センターの建物の中にあります。また、猟友会には旧町村単位で3支部があり、各支部の事務局は支部長宅にあります。

2点目の質問ですが、捕獲駆除の実績は、各支部長から許可種類ごとに書面で期間終了後に報告されます。本市の場合は確認としまして、捕獲許可期間終了後に提出されました日付入りの写真と補助物の部位、例えばイノシシであれば尾の部分で頭羽数を確認しています。助成金は、年間まとめて鳥獣被害防止助成金交付要綱に基づいて各支部ごとに交付しています。

3点目の質問ですが、有害鳥獣捕獲駆除につきましては、狩猟期間外において市が被害による駆除要望を受けて、それを確認した場合に、有害鳥獣の被害を受けた地区の支部長に捕獲の頭羽数を示して依頼をしております。イノシシが占める割合は全体的には50%ほどになりますが、これは他の鳥獣は1頭当たりの助成金が低額なためでございまして、頭羽数からしますとそれよりも低い割合でございまして、捕獲許可範囲内の頭羽数の報告であり、実態がおかしいとは考えておりません。

4点目の質問ですが、平成17年から20年度の高富地域でのイノシシの捕獲は4年間で137頭でございます。捕獲実績で年平均でいきますと47頭でございます。伊自良地域では4

年間でイノシシは174頭の実績でございまして、年平均44頭でございまして。こうしたことから、高富や伊自良地域に関しまして、3点目でお答えしましたように、イノシシの捕獲駆除数に関しましては、実態から見てもおおむね自然であると認識をしております。

5点目の質問ですが、捕獲報告書についての届け出に關しての捕獲した日付入りの写真と真にその動物の部位を市職員が確認しておりますので、狩猟期間外の鳥獣捕獲であり、適正に申請、交付がなされているものと考えております。

6点目の質問ですが、市より猟友会に捕獲依頼をする内容に関しましては、捕獲実施区域の明示された従事者証が会員個々に配布されますので、区域以外での捕獲実施はあり得ないと考えておりますし、御指摘のようなことはないよう、近隣の自治体とも連携等をして対応しております。猟友会の皆様にもその点は十分に御認識いただいているものと考えております。

7点目の質問でございまして、5点目でお答えしたとおり、捕獲助成金申請に対応する固有の1頭の確認に関しましては、日付入りの写真と捕獲動物の部位が同一のものであると、そのように判断しております。

8点目の質問ですが、山県市の野生鳥獣被害防止助成金交付要綱には捕獲助成金の返還について明示はございません。しかしながら、市の予算をもって交付する補助金及び助成金の交付につきましては、法令、条例及び規則等に特別の定めがあるもののほかは山県市の補助金交付規則で定めるところにしております。仮に事実と異なる申請があった場合には、規則に基づいて対応してまいります。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、部長に再度お尋ねしますが、イノシシって確かに結構被害があるところでよく見かけるといふようなこともありますし、ただ、その見かける数と捕獲数とはかなり違うといふのは当然なんですね。先ほどの答弁の趣旨、高富、伊自良でもそう特別多いと感じていませんと、その程度ですといふ趣旨にとりましてけれども、事前に担当とお話ししているときによく出てきた言葉、イノシシの子供1回で、5、6頭一緒にとれることもありますから数が増えることもあるということでしたが、それを何度か聞いて、部長も当然そういう言葉は聞いていると思うんですが、じゃ、その43、40という中に、まとめて5、6頭とれるといふ、普通に考えれば極めてまれで、それは語りぐさとは言いませんけど自慢話になるようなことだと思ふんですが、そういう数字が幾つぐらいあると認識されているんでしょうね。そこをちょっとお聞きしたいですね。

それから、2月にいろんなデータも見せてもらいながらお聞きしたときに、実はある年度の数の集計はどう見ても間違っていないけど、金額の計算は間違っている、もう決算も済んでいる、それってちょっとおかしいけど、どうなのというふうでお話ししたら、すぐというか、回答して答えますということでしたけど、もう半月以上たっていますが、いまだに何の説明もないんですが、部長は聞いているかどうかということと、少なくとも決算が済んじゃっていますから、今さらお金の訂正はできないし、しかもこれは県に行っていますね。県は、市が出す分のおよそ1割程度を県から市に助成してくるということですから、県の会計にも関係してくる数字ですのでいいかげんで済まないわけですけど、そのあたり、どのように金額の違いを説明されるんでしょうか。

それから、そもそもこの質問は3月2日に通告しているわけですけども、15日間。先ほどの答弁ですと、全く現状で問題がないという説明ばかりでしたけれども、非常に不自然なところがある、そういう声があることについて、何も確認とか現場のチェックとかしなかったんでしょうか。

最後、4点目です。先ほど、特に定めがないから一般論としての市の補助金の規則にのっとるということでしたが、それは具体的にどういうことでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後2時41分休憩

午後2時44分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 質問にお答えいたします。

まず、1点目のイノシシの子供の件ですか、ウリボウという、そういう別名の名前でございまして、私も捕獲の関係の日付入りの写真は基本的にチェックしておりますから、よく重々承知はしておりますけど、先ほど言われました、例えば高富地域でそういうものが何件あったかというのは、私の認識では1、2件というふうに思っております。伊自良でも1、2件だというふうに思っております。

そして、2点目の交付金の金額の関係の件は、私はまだ決算で金額と頭羽数がちょっと食い違うという話は聞いておりませんから、早急にこれは対応してもらうことと、県からも1頭当たりの助成金は奨励金が出ておりますから、その分も確認をいたしますが、そういうことでよろしく願います。

そして、3月2日に今回の一般質問を事前にもらいまして、その現場のほうのチェック体制の件でございますが、産業経済部の中ではもちろん協議いたしまして、関連書類のほうもチェックしますし、他の市ともいろいろ情報交換しながらいろいろ対応しているというのが現状でございます。

そして、最後の質問でございますが、山県市の補助金の交付規則にのっるといふ、そういう具体的な考え方でございますが、交付規則の中には交付決定の取り消し等との言葉がございますから、その中でそういうものに条件に合うときはそういう対応をしていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それではもう一度お尋ねしますけど。

俗に昔から言われていた、自治体の補助の金額が高いところに捕獲実績が集まるというようなことの話は実は聞いたことはあるんですけども、例えば、今回インターネットで調べると、恵那は1頭当たり6,000円とか、飛騨市が1万円とか、山県は1万5,000円という。岐阜市の市議会の議論なんかも調べてみても、山県市の制度は充実していて、岐阜市はそっちのけというような議論があるくらいですから、山県市はやはり非常に熱心であるということ。それはもちろん評価していいわけですけど、そういう意味で余計懸念が出てくるということだと思ふんですね。

きょうは有害鳥獣でイノシシということでお聞きしていますから、やはり集落の近くに出てくるからこそ何とかしてほしいという声に応じて対応されるわけですね。小さいわなもありますが、大きなおりなんかは手で持っていくわけじゃないですから、軽トラックで持っていくという意味で集落の近くなんですが、そういったところで実際の捕獲があればわかるし、逆にそれは多くの方が、ああ、とれたねという認識はするという現場感覚からいっても、どうしても数が多過ぎるといふ市民感覚は払拭できないという状況なんですね。そういったことについて、素朴に市はどうなんですか。部長はどう思います。さっき、40でいいんじゃないですかとおっしゃったけど、本当にそんな感覚で現場で暮らせるのかなと思ふんですが、そんなにとれるのかなという意味でということ。

もう一点、それから先ほどの県のこと、部長は知らないということでしたが、本当に決算で上がっている額は変わっていない。でも、途中の計算式は間違っているんですよ。ということは、決算を今さら変えられないし、式は間違っているとも言えないしという状況なので、そんな簡単なことではないわけですから、そこも含めて、何となく市の事務が非常に緩い、私は全般にそういう認識を持っています。その点、いかがでしょ

う。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

イノシシが非常に多いという話でございますが、雑食性でございまして、非常に繁殖力もあると。4頭、5頭という関係上、山県市には潜在的にイノシシというのは多いというようなニュアンスが強いと思いますし、大桑の四国山香りの森公園でもブルーベリー畑は頻繁に荒らされますし、近いところだと東深瀬の椎齊地区でも、山が連檐しているところであれば、イノシシは山県市にとっては一番身近な、そういう有害鳥獣によく捕獲で名前が挙がる動物と思っております。

先ほどのもう一点の決算の関係でございますが、決算のほうは本当に申しわけございませんが、いろいろ事務的な私どもの感覚でそういうイメージを持たれたかもしれませんが、数字というのはもちろんきちっと出したのは責任持って対応させていただきますから、それは早急に対応させていただきます。

以上でございます。

12番（寺町知正君） 集落に住んでいる人から見ると、捕まえたとよくわかるのに、職員の感覚と違うんじゃないですかというのは。

産業経済部長（土井誠司君） ちょっとニュアンスがあれですが、先ほど申しましたように、もともと山県市のイノシシが最も身近で耕作者の被害が多いと。ちなみに、捕獲数の感じでいきましても、例えば4年間で全部とった鳥獣の総数の中でイノシシの占める割合というのは、131頭4年間でとりまして47頭ですから、35.7%がイノシシということですから、やはり本当に先ほど言いましたように、潜在的に山県市にはイノシシというのが非常に多くすんでいると……。

12番（寺町知正君） それは、その数が多いんじゃないんですかと言っているんだから、ちょっとテーブルが違うわけで。

産業経済部長（土井誠司君） そういうことでございますから、よろしく申し上げます。

議長（藤根圓六君） では、寺町君、質問を変えてください。

12番（寺町知正君） はい。もともと数が多いんじゃないですかと言っているわけですから、その数を前提には話はできませんので。

次、3番目ですけど、総務部長にお尋ねしますけれども、山県市民だけでなく日本じゅうそうですけど、市民経済は非常に苦しいところです。そこで、市民負担が増えてきたけれども、そういったことを考えれば職員の給与も削減すべきではないかという観点でお尋ねします。

山口市は、合併の後も財政状況が悪化し続け、大変厳しい事態です。この改善のために公共料金などに関して市民に負担を求め、値上げしてきました。そのことによる市の歳入の増加は相当な額に上ります。しかし、いまだに市の財政は困窮しています。

新年度の予算では歳出面で6.4%増となっていますが、歳入面で市税収入の増加はなく、学校建設に関して国から負担金等として約9億円の増があるとはいえ、他は、借金である起債が前年度より8億円増の37億円と赤字が増え、基金からの繰入金も25%増の9億円、火の車のやりくりでしのいでいます。新年度末の起債総額は366億円、市民1人当たり120万円の借金と、1年で市民の借金が約10%増える計算になります。

財政が厳しい折から、議員や市長はボーナスの20%加算を廃止しました。それでもなお、ボーナスをもらえない民間労働者もいる、そのような市民の声は届いています。

ところで、岐阜県は、財政の困窮から県職員の給与を減額することを決め、その割合は、部長らの7%から若い主任等で3.5%削減と段階的にしました。その総額約60億円弱削減ということです。

経済の悪化する中、山口市に対する市民の声は決して甘くありません。そこで、質問いたします。

まず1つとして、次の各場合の年間の市の歳入の増加、つまり市民負担の増加の概算の額についてお示しいただきたい。1つは、水道料を2009年までの3年間で一律5割引き上げると。そのことで5割上げたとき、1年間どれだけ増えるかということですね。それから、保育料を大幅に引き上げたわけですが、そのことによる金額。次に、2008年4月からの下水道、これは農業集落排水ですけど、これの使用料のアップによる金額は幾らでしょう。それから、市のケーブルテレビの利用料の倍以上の値上げがありますが、これによる金額は幾らでしょうか。

次に、2項目めですけど、次の各場合の年間の歳出の減少の概算の額についてお尋ねしますけど、議員のボーナスを20%加算、これを廃止したことによる金額。それから、同じく市長と副市長の20%加算も廃止しましたが、これによる年間の金額。そして、一部新聞で報道されていますけど、市の管理職のボーナス加算の減額、このことによる金額は幾らでしょうか。

それから、3項目めですけど、職員のボーナス加算ということについてお尋ねしますが、あすの我が身もわからないと、そういう市民の思いが増加しているわけですがけれども、市民に値上げ負担増を回したのだから、今度は市の職員も身を切ったら、そういう声は少なくありません。市の職員のボーナス加算を全廃する、全部なくすとして、それぞれ対象者数とその歳出の減額となるのは幾らでしょうか。それから、市民や国民経

済が疲弊していく中で、今、市の職員のボーナス加算の上乗せ、これを廃止するというふうに考えるんですが、市はどのように考えますか。

4項目めですけど、職員の給与について。山口市の場合、職員人件費は歳出のおおよそ何%でしょうか。岐阜県と同じような考え方で、毎月の給与に関して、管理職で6%、非管理職で3.5%減額した場合、およそのそれぞれの対象者数とその歳出の減額となる概算の総額は幾らでしょうか。

最後です。5項目めですけど、これら1から4、今お尋ねしたことに加えて、この3月議会には、国家公務員に倣って市の職員の休憩時間を15分増加する、つまり労働時間が1日15分、1週間で1時間15分削減するという条例案が現在提案されています。そういった状況も頭に置きながら、結論として、職員給与を引き下げ、財政再建に寄与すべきことを市の政策として決定すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

御質問の1点目でございますが、水道料金につきましては、県下48団体中43番目と低料金であったこともあり、平成19年度から3カ年での段階的な引き上げを行っております。上水道及び簡易水道の総額で約1億2,600万円の増加を見込んでおります。次に、保育料につきましては、保育料の見直しにより、増加額は約4,100万円でございます。農業集落排水施設使用料につきましては、現行の料金体系から公共下水道使用料金と同じ使用水量に応じた算定方法に合わせ、料金の均衡を図り、増加額として約3,400万円を見込んでおります。有線テレビ施設利用料につきましては、約5,500万円の増加を見込んでおります。

御質問の2点目でございますが、年間の歳出の減少の概算の額につきましては、議員のボーナスの20%加算の廃止につきましては464万4,020円、市長と副市長の廃止につきましては133万9,450円、部長、課長、主幹級でございますが、管理職のボーナス加算の減額は471万1,208円。なお、今回の係長以上のボーナス加算の減額の影響額は1,184万6,623円でございます。

御質問の3点目でございますが、市の職員のボーナス加算を全廃するとして、各対象者数とその歳出の減額につきましては、教育長と部長級につきましては410万7,780円、課長級につきましては645万2,055円、主幹級につきましては433万5,377円、課長補佐級につきましては1,187万775円、係長級につきましては399万5,100円、共済費影響額につきましては430万4,399円、総額で3,506万5,486円となります。

職員の期末・勤勉手当の役職段階別加算措置につきましては、平成2年の人事院勧告により国家公務員にこの加算措置が導入されたことに伴い、国に準拠して導入された制度であり、市では係長以上の職員を対象に5段階の加算措置を定めております。この加算措置は、民間のボーナスの支給状況が役職段階に応じてかなり顕著な差異があり、上位の役職段階になるほど支給月額が大きくなっているという実績があるのに対し、公務員の期末・勤勉手当は役職段階を問わず一律に支給月数が定められていたことから、給与配分上において民間のこうした傾向が十分反映されておらず、結果的に上位の役職者ほど民間に比べ総体的に不利となっていたものを民間の傾向を反映したものとし、民間との間に著しい不均衡の生じることのないよう導入されたものでございます。他市においても導入されている措置であり、今後も民間との均衡を図るため必要な措置であると考えていますので、御理解をお願いいたします。

なお、昨今の景気の影響による民間給与の下落の実態が21年度の人事院勧告に反映され、引き下げが行われた場合は、その人事院勧告に基づいて市職員の給料や期末勤勉手当が下がることになると思われます。

次に、御質問の4点目でございますが、市の職員人件費は歳出の何%かにつきましては、全会計の平成21年度当初予算歳出総額は232億130万4,000円に対して、職員人件費は28億2,128万5,000円となり、職員人件費の割合は12.16%となります。毎月の給与で、管理職で6%、非管理職で3.5%の減額をした場合、管理職は50人で1,794万84円、非管理職は321人で4,701万4,584円となり、合計で6,495万4,668円となります。

次に、御質問の5点目でございますが、市の職員の労働時間を15分削減する条例については、人事院による職員の勤務時間の改定に関する勧告を踏まえ、国の一般職の職員の勤務時間に関する法律が改正され、平成21年4月1日に施行されることに伴い、市においても同様の改正を行い、4月1日から施行するものでございます。しかしながら、市職員の勤務体系は、現在、8時30分から17時15分までの勤務体系の変更は行いません。昼の休憩時間を現在の45分から1時間に変更して対応しますが、市民サービスにつきましては、現在も昼の休憩時間は職員が交代で対応していることから、その体制を維持することにより、市民サービスの低下は招かないものと考えております。

今後におきましても、第2次山縣市行政改革大綱の実施計画を着実に実施するとともに、山縣市の定員適正化計画による職員削減を進めることによりまして健全財政を維持していくことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

12番（寺町知正君） 議長、一言だけ。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 時間がないので一言だけ、部長、市長、副市長にもあれですけど。先ほど、市民が2億5,000万円1年間で値上げされた、払っているという。今、いろいろな市の職員の削減分、答えてきました。それで市民の負担増の約半分なんですよ。そのあたりをよく考えていただいて、市民の負託にこたえるようにしていただきたい。

以上、お願いします。

議長（藤根圓六君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

議長（藤根圓六君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。18日に予定しておりました一般質問は本日ですべてを終了いたしましたので、18日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、18日は休会とすることに決定いたしました。

19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時04分散会

平成21年 3月19日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 3月19日(木曜日)

議事日程 第4号 平成21年3月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
- 議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第7号)
- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算

- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の変更について
- 議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
- 議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の変更について
- 議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）

日程第3 討 論

- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
- 議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の変更について
- 議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 採 決

- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
- 議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正す

- る条例について
- 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について

- 議第37号 市道路線の変更について
議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）
発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 特別委員会の中間報告について
行財政改革推進特別委員会
東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第6 質 疑
特別委員会の中間報告について
- 日程第7 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）

- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の変更について
- 議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
- 議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の変更について
- 議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）

日程第3 討 論

- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
- 議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第36号 市道路線の認定について
- 議第37号 市道路線の変更について
- 議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）

- 日程第4 採 決
- 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市市民栄誉賞条例について
- 議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第25号 平成21年度山県市一般会計予算
- 議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算

- 議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算
議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算
議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について
議第36号 市道路線の認定について
議第37号 市道路線の変更について
議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）
発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第5 特別委員会の中間報告について
行財政改革推進特別委員会
東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第6 質 疑
特別委員会の中間報告について

日程第7 議員派遣の件

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君

市民環境 部 長	松 影 康 司 君	保健福祉 部 長	笠 原 秀 美 君
産業経済 部 長	土 井 誠 司 君	基盤整備 部 長	梅 田 修 一 君
教育委員会 事務局 長	恩 田 健 君	会計管理者	山 田 利 朗 君
消 防 長	上 野 敏 信 君	総務部次長	城戸脇 研 一 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	林 強 臣		

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（藤根圓六君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 谷村松男君。

総務文教常任委員会委員長（谷村松男君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第7号から議第38号までの所管に属する条例案件8件、予算案件4件、その他の案件1件の13議案について審査を行いました。

質疑では、議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例については、将来の職員定数の設定見込み、議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、条例改正に至った経緯について、議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、機能別消防団員を設けることになった背景、市職員で構成する予備隊の活動内容と出勤手当について、議第25号 平成21年度一般会計予算（総務文教関係）では、農業委員選挙の被選挙人となる資格要件、職員時間外勤務手当の内容と選挙区及び投票所の設定について、自治会運営補助金と自治会長報償費の内容について、財務書類作成支援委託料の内容について、OA系クライアントパソコン更新に伴う整備内容と契約方法について、自主運行バス運行補助金に伴う単価契約の内容と契約交渉について、防犯灯の設置予定数と要望に対する採択率について、学校統合に伴い美山小学校の通学対策として購入するスクールバスの座席の改造予定と一般住民の乗車の対応の有無、予算編成に伴い業者から取り寄せたスクールバスの見積書の数と購入契約方法について、市内遺跡発掘調査の内容について、消防長会費負担金と市長会負担金の内容について、美山中学校に整備する備品の購入時期について、長期債務負担に伴う契約変更及び契約解除をした物件内容と経緯について、収入となるNHK衛星団体扱い協力金の内容について、議第38号 平成20年度一般会計補正予算（第8号）（総務文教関係）では、この時期に保育園耐震補強及び改修工事並びに北消防署の耐震補強工事が補正予算として上程された理由、また北消防署の耐震工事

の内容について等質疑応答がありました。

採決の結果、全会一致で全議案すべて原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、総務文教委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時09分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務文教常任委員会委員長（谷村松男君） ただいまの報告で、消防費の出動手当を出動手当と、また長期継続契約を長期債務負担と報告いたしました。誤りでありましたので訂正させていただきます。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設委員長 村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長（村瀬伊織君） 議長よりお許しをいただきましたので、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月13日午後10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第20号から議第38号までの所管に属する予算案件8件、その他案件2件の10議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第7号）（産業建設関係）は、所管課における減額補正が生じた理由、急傾斜地崩壊防止事業に着手できなかった理由、議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）では、歳入科目ごとの補正額の理由、議第25号 平成21年度山県市一般会計予算（産業建設関係）では、県補助金に見込まれる団体営基盤整備促進事業補助金、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業補助金、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金、建築物等耐震化促進事業費補助金の内容、基盤整備促進事業の工事内容と20年度予算より減額となる理由、野生鳥獣捕獲処分の委託料が予算化されていない理由、緑資源幹線林道事業の進捗状況、道路改良工事の実施箇所、大桜地区基盤整備促進事業の実施期間、農地・水・農村環境保全向上活動事業負担金の支給先、香り会館・ハーブランドに指定管理者を導入したことに伴う管理費の比較、伊自良キャンプ場の休止、廃止の検討と運営経費の内訳、イノシシの捕獲実績、市イベント事業の効果と事業の実施方法の見直しの検討、自治会要望工事の対応、土木工事費が減額している中で委託料が増額している理由、委託料で見込んでいる橋梁長寿命化点検及び道路改良調査設計を担当課で対処することについて、議

第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算では、一般会計からの繰入金の内容と今後の推移について、議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算では、農業集落排水の加入戸数と加入率、合併浄化槽と農業集落排水の利用における均衡是正について、一般会計からの繰入金の推移の見込み、各処理施設に見込まれる修繕費の内容、起債残高の推移について、議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算では、測量設計委託料、家屋調査委託料、設計・積算業務委託料、下水道台帳整備業務委託料の各委託内容、起債残高の推移について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案全会一致で原案どおり可決すべきと決定いたしました。

また、予算執行に当たっては節減に努めてほしいという意見がありました。

以上、産業建設委員会の委員長報告といたします。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

産業建設常任委員会委員長（村瀬伊織君） 大変失礼しました。

時間を午後と申し上げましたのですが、午前10時でありますのでよろしくお願いいたします。

議長（藤根圓六君） 続きまして、厚生委員長 小森英明君。

厚生常任委員会委員長（小森英明君） 厚生委員会委員長報告。

本委員会は、3月16日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第11号から議第38号までの所管に属する条例案件5件、予算案件10件の15議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第25号 平成21年度山県市一般会計予算（厚生関係）は、家具転倒防止器具設置補助金の内容、ピッコロ療育センターの管理体制、敬老会開催の検討及び報償費の内訳、生活管理指導短期宿泊事業委託料の内容、放課後児童クラブ事業の実施場所について、いきいき高齢者推進事業の対象者及び振興券の利用頻度について、民生児童委員会協議会補助金の減額理由、特別障害者手当給付費の内訳、子どもげんきはうすの臨時雇用賃金の内容と1名増員となる理由、生活保護扶助費の今後の推移と他市との比較、予防接種事業の内容、健康診査事業の減額理由と制度内容、地球温暖化対策実行計画温室ガス排出量算定業務委託の内容、人権啓発の物品購入について、美里会館運営費の備品購入の内容、高齢者在宅福祉の委託料減額の内容、介護保険一般の扶助費減額の理由と制度内容について、議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第8号）（厚生関係）では、保育所の耐震補強工事の内容について質疑応答がありました。

採決の結果、全会一致で全議案すべて原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。各常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第2、質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（藤根圓六君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第7号から発議第1号までの33議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（藤根圓六君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第7号から発議第1号までの採決を行います。

最初に、議第7号 山県市市民栄誉賞条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第8号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第9号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第10号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第11号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第12号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第13号 山県市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第14号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮

りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第15号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第16号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第17号 山県市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第18号 山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第19号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第20号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第7号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第21号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第22号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第23号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第24号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第25号 平成21年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第26号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第27号 平成21年度山県市老人保健特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第28号 平成21年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第29号 平成21年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第30号 平成21年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第31号 平成21年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第32号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第33号 平成21年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第34号 平成21年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第35号 南山辺地に係る総合整備計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第36号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第37号 市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第38号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第8号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 特別委員会の中間報告について

議長(藤根圓六君) 日程第5、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

行財政改革推進特別委員会、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定いたしました。

初めに、行財政改革推進特別委員会委員長 田垣隆司君。

行財政改革推進特別委員会委員長(田垣隆司君) それでは、議長の許可をいただきましたので、行財政改革推進特別委員会の中間報告をいたします。

限られた行財政資源のもとで、ますます高度化、多様化する住民ニーズに適切に対処していくためにも、常に行財政改革に取り組み、簡素で効率的、効果的な体制を確立しなければならないため、行財政改革大綱実施計画に基づいて、必要な改革に資するための調査研究を行うことを目的に昨年8月29日に第1回目を開催し、19年度までの行財政改革の実施状況と今後の取り組みについて、行財政改革所管の総務課に説明を受けました。委員会の進め方として、平成19年度第2次山県市行政改革大綱実施計画及び進捗状況について各部から説明を受けて調査研究していくことを決定しました。

この決定により、11月20日には、総務部の事務事業について総務部の各課長から進捗

状況の説明を受け、経常経費の削減目標数値の表示提言、適正な職員数の把握、補助金
の見直し検討、自主運行バスの継続などについて質疑を行いました。

2月17日には、市民環境部と保健福祉部の事務事業について、市民環境部、保健福祉
部の各課長から進捗状況の説明を受け、地球温暖化対策の各課の取り組みの内容、滞納
整理に伴う差し押さえ状況、保育園の統廃合と民営化などについて質疑を行いました。

今後の本委員会の開催につきましては、5月に産業経済部と基盤整備部、8月に教育
委員会と消防本部の進捗状況の調査研究を行っていく予定をしています。

以上、行財政改革推進特別委員会の中間報告といたします。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

次に、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 横山哲夫君。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（横山哲夫君） 議長のお許
しをいただきましたので、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報
告をいたします。

本委員会は、昨年8月26日に第1回目を開催し、東海環状自動車道、国道256号及び国
道418号の事業進捗状況について説明を受けました。

第2回目は昨年11月19日に開催し、東海環状自動車道西回りルートの西関インターチ
ェンジの建設現場と長良川にかかる橋を視察したほか、国道418号水棚工区及び葛原工区
の現場を視察いたしました。その後、東海環状自動車道の尾右地区におけるトンネル予
定地での水平ボーリング及び弾性波探査についての説明と国道256号西深瀬地区での用地
買収の進捗状況の説明を受けました。

第3回目を2月18日に開催し、八百津町の新丸山ダム工事事務所を訪ね、同事務所の
建設監督監より国道418号新丸山バイパス新旅足橋の事業説明を受けた後、新旅足橋を視
察しました。その後、東深瀬地内の東海環状自動車道の用地幅ぐい打設状況の視察と国
道256号及び国道418号バイパスの整備進捗状況について説明を受け、用地買収に関連の
休眠抵当権の内容、自治会との今後の対応等、質疑応答がありました。

以上、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告といたします。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第6、質疑。

特別委員会の中間報告について質疑を行います。

発言を許します。どうぞ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 議員派遣の件

議長（藤根圓六君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「議長はどうするんですか」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 議長は入っております。権限者ということでここに表示しなくてもいいということです。

〔「権限者は何もここに書いていないじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） これは議長が決めるということだものですから、ここに書かなくてもいいと。

〔「そうじゃなくて、議長が派遣するとあればいいんですが、ここに何もないので、議員派遣の中に藤根という名前が出ないかんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 暫時休憩をします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議長（藤根圓六君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成21年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでした。

午前10時43分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 根 圓 六

1 番 議 員 上 野 欣 也

5 番 議 員 横 山 哲 夫